

論文

『左経記』の史料性について―源経頼の履歴から史料の伝来までを含めて―

渡 辺 滋

〔目次〕

はじめに 『左経記』をめぐる先行研究

第一章 源経頼について―履歴・家族など―

はじめに

第一節 履歴・父母・兄弟・姉妹

第二節 妻

第三節 男子

第四節 女子

第五節 経頼の死後

第二章 現存する『左経記』本文の性格

はじめに

第一節 巻ごとの本文の傾向差

(一) 記事の存在率

(二) 一日の記事分量

(三) 干支情報を伴わない記事の割合

(四) 天気情報の有無

(五) まとめ

第二節 復元本『左経記』の作成

(一) 記事合成による原態復元の試み(先行研究)

(二) 『権記』における類例の紹介

(三) 『類聚雑例』の性格

第三節 目録と本文の関係

(一) 目録・本文の対応の発生要因

(二) 目録と本記の対応関係

(三) 目録と本文の対応に関する具体的検討

(四) 目録の機能について

(五) 目録に見える時期差

第三章 近江守としての源経頼

はじめに

第一節 経頼による国務処理

(一) 寛仁三年五月前後の下向(同年前半は本記の記事なし)

(二) 寛仁三年十月の下向

(三) 寛仁三年の俸料施入

(四) 寛仁四年正月の国務始

(五) 寛仁四年三月の下向

(六) 寛仁四年五月の国務処理

(七) 治安元年五月の庁宣作成

第二節 近江守の在任期間における記事欠損の傾向

第三節 源経頼と近江国

第四章 『左経記』本文の伝来―中山家本から九条家本へ―

はじめに

第一節 起筆から摺筆まで

第二節 伝来の過程における記事欠損の発生

第三節 中山家本から九条家本への転写の際の記事の欠失

第四節 中山家本の成立までと九条家本

第五章 経頼死後の『左経記』

はじめに

第一節 現存する古写本の成立―おもに高山寺本の成立をめぐる―

第二節 後世における『左経記』の流布状況

(一) 研究の前提

- (二) 撰閲家の周辺(古代)
- (三) 撰閲家の周辺(中世)
- (四) 源氏の諸家(古代・中世)
- (五) 藤原氏の諸家(古代・中世)
- (六) その他の貴族(古代・中世)
- (七) 寺院社会における流布状況
- (八) 中世後期以降の流布状況

第六章 周辺からのアプローチ はじめに

第一節 日本語学の研究成果を利用すると分かること

- (一) 『左経記』をめぐる先行研究
 - (二) 自称表現から見た『左経記』
 - (三) 感情表現から見た『左経記』
- ### 第二節 逸文を含めた検討から分かること
- (一) 教示を受けた相手
 - (二) 推定される人間関係

おわりに

参考文献

はじめに 『左経記』をめぐる先行研究

『左経記』は、平安中期に蔵人頭・左大弁・参議などを歴任した源経頼(九八五～一〇三九)の日記である。日記の名称は、記主の極官である左大弁と、彼の名前経頼を並べたものだが、史料上は「経頼卿記」・「経頼記」などと称されることが多く、このほか「糸東記」(記主名の偏を列挙)・「源大丞記」(大丞は大弁の唐名)などとする事例もある。

同時期は、日本史上でも特筆すべき古記録(日記)が複数現存するが^①、なかでも『左経記』は、『御堂関白記』・『小右記』などにつき、『権記』と並んで重要な史料と見なされている。とくに『御堂関白記』などの政権首脳の日記に対し、彼らを支える実務官僚層の日記として両者が相補関係をなしていることなども、高い評価の背景にある(清水潔 一九九〇・飯倉 一九九八)。ただし自筆本が十四巻も現存する『御堂関白記』や、現存する本文の分量で他を圧する『小右記』などと比較して、『左経記』の場合、本文の残存状況(星野 一九〇九)や、活字本の完成度(吉川 一九九三)などに大きな問題があることは、すでに指摘されている。

活字本は、早く史籍通覧本(一九一五年)や、その組み版をもとに増補した史料大成本(一九三六年)などが出版され、本文の内容そのものは広く知られていた。しかしこの活字本が、久松本(流布本)・九条本(古写本)・谷森本(古写本)などの取り合わせで、記事も断片的にしか掲載されていない実態は関連研究に支障を生じさせ、長く先のような指摘を招いていた。

その後、書名索引(清水潔 一九八五)・寺名索引(佐々木令信 一九八六)が出されたほか、国立歴史民俗博物館が全文データベース(登録制)を公開したことで、研究の利便は大幅に向上した。またここ数年、写本研究に関する諸成果(石田 二〇二〇・黒須 二〇二二・同 二〇二三)が相次いで公表されたことにより、書誌的な基礎情報がようやく出そろってきたのが現状といえる^②。

本稿における分析の前提として、写本をめぐる研究成果の概略を紹介しておく。中世初期頃までに成立した『左経記』の古写本は、計四種が確認されている^③。このうち(一)高山寺本(治安元年四月～八月の抜粋)は高山寺に伝来した平安後期の写本で、たとえば現行活字本の翻刻にも利用された柳原本はこ

れを近世に転写したものである。また(二)守屋本(万寿元年下巻・長元七年下巻・長元八年上巻の計三巻からなる)や、(三)谷森本(長元五年上巻の一巻)なども古写本であるが、これらはおつて(四)九条家本(現状では長和五年上巻・治安二年下巻・万寿二年上巻・万寿三年下巻の計四巻からなる)とひとまとまりだった可能性が指摘されている。なお、現行で唯一の活字本(史料大成本)の底本とされた久松本を始め、ほとんどの近写本はいずれも九条家本(あるいはその系統を引く写本)の転写本と推定される(黒須二〇二二)(4)(↓図1:「写本系統」)。

こうした書誌的な研究に加え、『左経記』の場合、本文の逸失範囲が広いことから、逸文の収集作業も重視されてきた。これについては、清水潔の諸成果(清水潔一九八一A・B)を先懸として、九条家本『列見并定考部類』(『大日本史料』二編一四(一九九二年)以降)や、九条家本『官奏抄』(石田二〇〇六)から大量の逸文が紹介されるなど、近年における研究の充実ぶりは目を見張る。これらの研究成果によって、ようやく史料性を踏まえた本格的な『左経記』研究が始まろうとしているのが現状といえる。本稿では、以上のような成果を踏まえ、

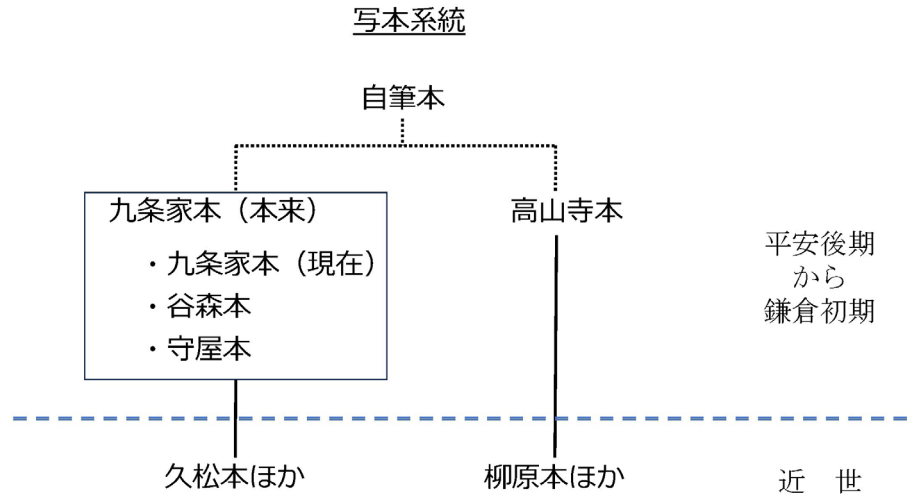


図1: 「写本系統」

『左経記』の生成から伝来までの諸過程について検討を進めていきたい。

1) たえば斎木一九六九は、平安中期(鎌倉初期)の古記録を対象として「伝存するもの(欠失は問わない)は三八%、逸文のみのもの三七%、全く亡佚したもの二五%」とする試算を提示している。もとより自筆本が現存する事例は僅少であるにしても、諸外国の例と比べた場合、抜群の残存率であることは間違いない。

2) 活字本についても、『高山寺古典籍纂集』(東京大学出版会、一九八八年)で治安元年四(八月)の記事が翻刻されるほか、『大日本史料』の既刊部分(現状では長元五年まで)でも活字化が進み、長元四年分に関しては三橋正編『小右記註釈 長元四年』(八木書店、二〇〇八年)に東山御文庫本の翻刻が掲載されるなど、多様な環境が整いつつある。

3) 石田二〇二〇は、以下に述べる守屋本・谷森本などの古写本についても、形式・筆跡・字配りなどの類似から九条家の旧蔵本だったと推定している。また黒須二〇二二は、近年所在が確認された佐藤道生所蔵断簡が、かつて守屋本の一部だった可能性を指摘している。

4) 以下、諸写本を検討する際には、本記成立の過程で半年(もしくは一年)を単位として一巻とする傾向を踏まえ、半年単位で傾向の分析を進める。現在、諸写本の大半を占める九条家本系写本の形態も半年単位でまとまっておらず、遅くとも平安後期の段階では半年ごとに分割された写本が、各年の上巻・下巻として流通していたと考えてよい。

第一章 源経頼について―履歴・家族など―はじめに

経頼の履歴・血縁などについては、すでに概略の紹介がなされている(清水潔一九八一Aほか)。ただし履歴はともかく、とくに家族に関する情報に関しては『尊卑分脈』の情報を整理するレベルを出ておらず、検討を進める際には情報不足が否めない。そこで第二章以下の分析に先立ち、本章では『左経記』の記主源経頼に関する基礎的な情報を再確認しておきたい。

第一節 履歴・父母・兄弟・姉妹

まず彼自身の年齢や履歴について、先行研究(清水潔一九八一A)の成果を

表1 「源経頼の官歴」

和暦	西暦	月	公卿補任	月	公卿補任（異本）	弁官	議政官	位階	年齢
寛和元年	985		—		—				0
長徳四年	998	1						従五位下	14
寛弘二年	1005	2	任玄蕃頭						21
寛弘六年	1009	10	補次侍従						25
寛弘七年	1010	1						従五位上	26
		2	任少納言						
寛弘八年	1011	2	任和泉守						27
長和三年	1014	1	兼任左少弁	1	任左少弁				30
				2	兼和泉守				
長和四年	1015	10				左少弁		正五位下	31
長和五年	1016	1	補蔵人〈年卅一、左少弁〉	1	補蔵人				32
寛仁二年	1018	1	兼近江守〈弁如元、止蔵人〉	1	任近江守止蔵人				34
寛仁三年	1019	12	転右中弁〈守如元〉	12	転左中（転右中弁力）				35
寛仁四年	1020	1				右中弁		従四位下	36
		2						従四位上	
		3	兼内蔵頭	4	兼内蔵頭				
		11	転権左中弁〈内蔵頭・近江守如元〉	11	転□左中弁〈頭・守如元〉				
治安二年	1022	1		4	兼中宮亮	権左中弁		正四位下	38
		4	兼中宮亮〈弁如元〉						
治安三年	1023	12	転左中弁〈内蔵頭・中宮亮如元〉	12	転左中弁				39
万寿元年	1024	1	兼丹波守	1	□丹波□（任丹波守力）	左中弁			40
		4	兼造大安寺長官		□兼造大安寺長官				
長元二年	1029	1	転右大弁	1	転右大弁				45
		1	補蔵人頭	1	補蔵人頭				
長元三年	1030	11	任三木〈右大弁如元〉	11	任参議（年記不明）				46
長元四年	1031	2	兼近江権守	2	兼近江権守				47
長元五年	1032	1				右大弁		従三位	48
長元八年	1035	10	兼中宮権大夫	10	兼中宮権大夫				51
長元九年	1036	?	兵部卿	1	兼伊予権守				52
		9	止（中宮）権大夫	9	停（中宮）大夫				
長暦元年	1037	?	伊予権守	11	兼兵□卿		参議		53
長暦二年	1038	1						正三位	54
		6	転左大弁	6	転左大弁				
				6	兼勘解由長官〈卿如元〉				
長暦三年	1039	?	勘解由長官			左大弁			55
		8	薨〈五十五〉	8	年五□□（年五十五薨力）				

ふまえて概説する。生年に関しては諸説あるが、諸情報との整合性から寛和元年(九八五)とする説(清水潔一九八一A)に従っておく。父は、源雅信(宇多源氏)四男で参議・左大弁・大藏卿などを歴任した源扶義(九五―九九八)。母は、藏人(村上朝)・讃岐守などを歴任した源是輔(光孝源氏)女である(『尊卑分脈』宇多源氏)。なお『尊卑分脈』伊尹公孫に挙がる行成女の一人に「参議扶義室」という注記が付されているが、もう一人の「参議経頼室」と注記される女子(経頼の後妻)と混同されている可能性も高く、ここでは前述の説によっておく。

経頼一四歳の年に、父親が若死にしたこともあって、彼の官歴は下積みから始まることになった。その後、弁官局における勤務の精励ぶりを評価されたらしく、藏人・藏人頭なども兼ね、最終的に四六歳で参議まで昇ったというのが、彼の主要な履歴である(↓表1「源経頼の官歴」)。父扶義が四四歳で参議となつた直後に死去したことで一旦下がりがかった家格を、三〇歳代の勤務ぶりで挽回したという筋が想定できよう。この間、受領としての勤務を経てはいるが、弁官との兼任であり(1)、一旦頭官を務めた後、新叙巡・旧吏順を繰り返して受領勤務に専念する一般的なパターンとは異なる勤務形態を採っている。つまり、いわゆる「受領層」には分類できない官歴を辿った人物と言つてよい。彼の家はその出自からしても、当主が七〇歳頃まで長生きをすれば中納言クラスまでは昇れた可能性も高い家柄だが、父扶義は四八歳で、経頼自身も五五歳で没している。こうした偶然の連続は、その後の同家の没落を加速させる一つの要因となったと考えられる。

つぎに、経頼の兄弟・姉妹について触れておく。まず兄弟だが、『尊卑分脈』には弟らしい人物として「成頼」という名前が挙がっている。この人物については写本によって記載内容が大きく異なっており、たとえば国史大系本の頭注によれば複数の写本で、彼の後に近江佐々木氏の系図が繋がっている(2)。また大系本の底本では「従五下／兵庫助」としか記載がない履歴についても、尊経閣 脇坂本・同前田家本・内閣文庫本などの写本では、たとえば官歴で「左近将監」式(式部丞か)の記載が、その他にも「佐々木流」始而住「近江国佐々木」云々「子孫相統繁多／各当巻内載」左「佐々木一流祖也」「嗜弓馬」などの注記が加わっている。中世後期〜近世にかけて作成された「佐々木氏系図」のなかにも、この「成頼」という人物を近江佐々木氏の祖とする系図が含まれており(上杉一九六二)、『尊卑分脈』成立期にそうした情報が広く流布してい

た可能性は高い。

ただし後述するように、『尊卑分脈』宇多源氏の該当箇所は、経頼の兄弟・子孫に関して相当に不十分な情報しかない状況で作成されているようである。こうした混乱は彼の子孫が早期に絶えたことによると推測されるが、一族の立ち位置を考える際には注意を要する。たとえば成頼についても『尊卑分脈』源氏略系(宇多源氏)では、扶義の長男(つまり経頼の兄)として掲載している。また、『公卿補任』長元三年源経頼項では、底本が「扶義朝臣男」とするところ、尊経閣文庫新写本は「扶義朝臣男」とする。同書は、同項内の計一六箇所が、次掲の同時代史料によると成頼は経頼の兄だった可能性が高い(清水潔一九八一A)。

このように成頼・経頼の兄弟に関しては相互関係も含め不明な点も多いが、次掲の同時代史料によると成頼は経頼の兄だった可能性が高い(清水潔一九八一A)。

『権記』長保三年(一〇〇一)八月四日条

中将成頼朝臣・脩道、東宮殿上云々。

『権記』長保五年(一〇〇三)八月七日条

成頼朝臣、夜前亡去云々。

前者の記事は、成頼が東宮(居貞親王)後の三条天皇への昇殿を許されたという記事で、その際、すでに彼は「中将」(近衛中将)の地位を得ている(3)。また後者の記事によれば、彼は長保五年に夭折したことが判明する(4)。経頼の官歴は、寛弘二年(一〇〇五)によく玄蕃頭、寛弘六年に次侍従というレベルにすぎず、官歴から見て成頼が経頼よりも年長だったことは間違いない。なお『尊卑分脈』の「兵庫助」「左近将監」「嗜弓馬」などの注記や、近衛中将の履歴も踏まえると、成頼は弟とは異なり武官肌の人物だった可能性がある。

ともあれ長保五年における兄成頼の死によって、経頼の家では父扶義の死(長徳四年(九九八))に続き、その後継者も失ったことになる。同家は大きな危機に直面したと考えるべきだろう。これ以降、経頼が少納言(寛弘七年、一〇一〇年)・和泉守(寛弘八年)などに就任するまで、おそらく同家出身者で政界と一定の関わりを持つ立場にあったのは、後述する彼の姉妹くらいに限定されていた可能性が高い。

さて成頼の子孫としては、各種の近江佐々木系図に「章経(義経)」という彼

出家(永延元年(九八七)後、出仕の際の都合から扶義の養子となつた可能性が高く、そこから辺の履歴が『尊卑分脈』のなかで扶義の項に掲載される写本とそうでない写本の混在を生じさせているのだろう。

この他、「大納言の君」と称する女房も扶義の女と考えられる。彼女の存在は『尊卑分脈』には見えないが、たとえば「御むかへゆ、大納言君」(『紫式部日記』寛弘五年(一〇〇八)九月十一日条)とある記事に対応する「以源藤原(左大弁扶義朝臣女子也)奉仕御迎湯」(『御産部類記』所引『不知記』同日条)という記事から、扶義の女と確認される。彼女については、実父扶義の死後、道長が大納言源時中(扶義兄)の養女として彰子の元に出仕させた可能性が想定されている(角田一九六六・同一九八〇)⑦。

また『尊卑分脈』道兼公孫で道兼孫の兼房項に「母左大弁源扶義女」という注記があることを踏まえると、兼房父に当たる兼隆が扶義娘の一人を妻に迎えていることが確認できる(この人物は、あるいは先に紹介した二人のいずれかと同一人物である可能性もある)。

以上のように、年齢の上下関係や直接の血縁関係の有無については検討を深める必要もあるとはいえ、経頼周辺に宮中へ出仕する有力女房が複数存在していたことは間違いない。そうした人間関係が、経頼が父・兄を立て続けに失った際の後見として、あるいは出仕後の職務遂行の過程において一定の機能を果たした可能性は高い。

表2 「源経頼の子供」

名	性別	注記	生没年	母親	典拠
源清房	男	母大納言行成卿女	1009~1064	後妻か	
源信房	男			後妻	
尊覚	男			先妻	
済延	男			先妻	
隆昭	男			先妻	
源隆国妻	女	大納言隆国卿室		先妻か	尊卑分脈 (光孝源氏) 春記
藤原資仲妻	女	権中納言資仲室		後妻か	
源貞亮妻	女	左大弁経頼女		先妻か	
藤原基房妻	女	基房(経頼聳也)		先妻か	

第二節 妻

つぎに、経頼自身の妻について確認しておこう(↓図2:「関連系図」)。彼に先妻と後妻がいたことや、最終的に五男・四女を儲けたこと、それにも拘わらず公卿の地位に至つた子孫がないことなどについては、すでに先行研究で指摘される通りである(清水潔一九八一A)。以下、その成果も踏まえ、概略を述べておきたい(↓表2「源経頼の子供」)。

経頼が、若い頃に結婚した妻(先妻)に先立たれていることは、「左少弁経頼妻亡。是産事也」(『御堂関白記』長和五年(一〇一六)七月二十九日条)という記事から確認される。これは、三男隆昭(僧)の出産に伴う死去と考えられる。

彼女の出自に関しては、天喜二年の僧綱召の記事で列挙された僧名のなかで済延(経頼息)の箇所、「済延」と朱傍書が付されていることが注目される(無窮会本「春記」天喜二年(一〇五四)五月二十九日条による。史料大成本の底本には該当記載なし)。ただし、この注記が史実としても、十一世紀前半の段階で「式部」・「小式部」と称する女房は和泉式部娘や『堤中納言物語』著者をはじめ複数併存しており、いずれに比定するかは難しい問題である⁸⁾。現時点では、どこかの家で女房を勤める、身分のそれほど高くない女性が前妻だった可能性を推定するに留めておくべきだろう。

この前妻の死後、それほど時を経ずして、経頼は藤原行成の娘(後妻)と再婚したらしい⁹⁾。これ以降、『左経記』には、以下のように「産穢」・「有産」など、計三回の妊娠に関する記事が見える。

『左経記』寛仁元年(一〇一七)七月十四日

早旦、触穢假文(三箇日)、奉内。

『左経記』寛仁三年(一〇一九)八月二十七日条

夜丑時、有産事(女子)。

『左経記』長元五年(一〇三二)四月二十四日条

奉假文。加階之後、未出假文。仍注触穢之由(出之)。

これら三回の出産が同一人物によるとすれば、かなり年齢差のある若い女性との再婚である可能性が高いことになる。もちろん、当時の経頼が行成女以外にも妻を持っていた可能性はあるが、少なくとも史料上には現れてこない。

また「室家被惱。仍不他行」(『左経記』寛仁二年(一〇一八)六月二十三日条)という史料によれば、経頼は「室家」(妻)が体調不良を訴えた際、出

勤を取りやめることがあったことも確認できる。「依^レ有^二病者^一不^二他行^一」(同年二月二十四日条)も、同様のことも知れない。こうした対応は、当時の古記録を見る限り、かなり珍しいように思われる。

なお、後妻はこの種の情報を実父(藤原行成)とも共有していたらしい。実際、藤原実資が「余答云「経頼妻重頼由、権大納言談。如何」」(『小右記』万寿元年(一〇二四)九月十九日条)と述べているように、他の公卿が行成自身から娘の体調不良について聞かされた記事も残っている。後述するように、経頼は義父行成の死後、蔵書の管理・運用も任されており(第五章第二節(二))、後妻を迎えて以降の時期の経頼は、行成家に深く取り込まれた状況にあった可能性が想定される。おそらく経頼は、行成女をかなり大切にせざるを得ない立場に置かれていたのであろう。経頼の息子のうち生年が一〇一六年以前の者(先妻腹の息子)がいずれも僧籍に入れられているのも(次節で後述)、こうした当時の経頼の立ち位置と無関係とは考えにくい。しかし再婚によって生じたこうした人間関係の歪みは、経頼の死後、思わぬ形で揺り返しを発生させることになる(第五章 第二節(二))。

第三節 男子

ついで、所生の男子に関して見ていく。『尊卑分脈』には清房・信房・尊覚・濟延・隆昭の計五名が挙げられている。このうち冒頭に挙げられる清房は母不詳で、履歴についても、永承六年(七年頃)に少納言を勤めたこと以外、ほとんど判明しない(11)。ここでは後妻腹であることが確実な弟と「房」字を共有している点や(12)、活躍時期などを踏まえ、後妻腹の男子である可能性を想定しておきたい。

関連史料のなかで、彼について注目されるのは、以下の記事である。

『春記』永承六年(一〇五二)七月十九日条(『遷幸部類記』所引)

勅答後、有^二鈴奏^一(少納言清房、作法奇怪。万人解^レ頤)。

これによれば、故実を踏まない作法で鈴奏を行い、周囲の失笑を買っている姿が確認できる。彼が、これ以降、少納言以外の京官の履歴だけでなく、受領としての履歴すら確認できない(13)のも、そうした周囲の低い評価と関連する可能性が高い。こうした評価が、縁戚関係(清房の実妹は『春記』記主の藤原資房の弟資仲の妻)にあるはずの小野宮家の人物によって記録されているこ

とからすれば、政界全般で相当に低い評価が一般化していた状況を推定させる。父親の履歴に倣うのであれば、二十代半ばで少納言を勤め、そこでの勤務ぶりによって弁官局に入るというルートが想定されるが、その第一歩で躓いたという状況が想定されよう。

おそらく最大の要因は、同じく少納言としての履歴を持ち、そこでの勤務を取っ掛かりとして弁官・蔵人などといった頭官就任への道を開いた父経頼から、職務に関する十分な教示を受けないままに成人したことによると考えられる。また後述するように(第五章第二節(四))、清房のこうした失態は、永承六年の段階で彼が父親の日記を十分に閲覧できる立場になかった可能性も示唆している。

つぎに信房(一〇二六)だが、彼の項には「母大納言行成卿女」と付記されており、母親が明確である。彼をめぐっては、関連史料がそれなりに遺されており、年齢や履歴も少なからず判明する。その履歴の始まりは、長暦二年(一〇三八)についての典葉寮抄『魚魯愚抄』(ほか)のようである。その後、後朱雀・後冷泉朝で蔵人を務め、その間、式部丞なども兼任している。『蔵人補任』長暦四年(一〇四〇)条によれば、六位蔵人に就任したのは「源信房(十五)典葉助」とあるように、わずか十五歳の時であり、前年秋に父が亡くなったことと何らかの関係を想定すべきだろう。その後は、加賀守(『職事補任』天喜元年(一〇五三)正月二十七日任)となり、康平四年二月に源俊明(義理の従兄弟)が任命されるまで在任している。また若狭守として申請雑事を行った記事が見えるので(『土右記』延久元年(一〇六九)五月十三日条)、延久元年からは受領として若狭守を勤めていたことも分かる。このような官歴を見る限り、経頼の実質的な後継者として活躍したのは信房だと考えるべきだろう。とはいえ『尊卑分脈』で経頼の子孫が信房の代を以て記載を終えてしまうことは、彼の若狭守以降の官歴が確認されないことも、密接に関わる問題だろう。おそらく四〇代のうちに死去したか、そうでなくても以降の官歴を続けられないような状況に陥った可能性が高いとみるべきだろう。

さて、この二名以外にも、経頼には三名の息子がいたが、前述したようにいずれも僧籍に入っている。このうちの尊覚(一〇〇九)一〇六四)はおそらく経頼の長男で、出家後は千手院(園城寺)に住持し、権少僧都になっている。また濟延(一〇二二)一〇七二)は権大僧都まで昇るなどの実績を積んでいる。その

弟に当たる隆昭(一〇一六?)は興福寺に入ったようで、「堅者隆昭(興)〈廿三〉/左大弁経頼子」(『僧綱補任』長暦二年(一〇三八)条)などがある。

とくに、このうち済延は、仁和寺花藏(華藏)院の院主として活動し、のちに東寺長者や東寺権別当も歴任するなど(『東寺長者補任』)、仏教界で相当な地位を歴任している。これは彼自身の努力の成果でもあろうが、とくに仁和寺における地位の確保は、彼が宇多法皇まで遡る血脈の末端の位置することも大きな要因となっていた(真木二〇〇一)。実際、彼の法名「済延」は、大叔父(扶義の兄弟)に当たる済信(九五四-一〇三〇)、仁和寺北院、東寺長者、大僧正と叔父(経頼弟)に当たる延尋(九九二-一〇四八)、仁和寺、東寺長者から一字づつを受け継いだものと考えられる。彼の花藏院主としての地位も、済信-延尋-済延と譲られてきたものであることが、以下の史料から判明する。

『参語集』卷一 花藏院宮事

彼院家ノ本願ハ、延尋大僧都也。北院大僧正、仁和寺ノ檢校ヲハ大御室ニ奉譲リ、別当ヲハ彼延尋僧都ニ被_レ譲ル。大僧正甥ナリ。扶義ノ弁ノ子、花藏院ノ大僧都ト云此人也。延尋・済延・済暹・観智・三品親王、院家相承ノ次第、如_レ此シ。

こうした履歴もあって、済延については、色々な情報が伝わっている。たとえば、『参語集』に「花藏院済延僧都曆ノ日記」(卷三)と見えることから、一般公卿と同様に具注暦の間空きを用いて日記を作成していたことが確認できる。その逸文は『覚禅抄』(済延記・花藏院僧都記・花藏院記)・『東宝記』(済延僧都記・花藏院済延法印記)などに引用され、仏教界でも珍重されていたらしい。先行研究では、こうした彼の行動様式について、父経頼の影響の可能性が想定されている(松菌一九九八)。仏教界における彼の活躍が、頼通・教通らと繋がり漢文作成能力を発揮する形で行われていたという指摘(山本真吾一九九五)も踏まえれば、彼は当初、父の後を継いで官僚として活躍する前提で教育されていた可能性も想定されるのではないかと。

以上のような周辺情報をつなぎ合わせてみると、先妻の子がいずれも仏門に入っているのは、たとえば若くして亡くなった母の冥福を三人の息子が祈るためなどではなく、後妻への遠慮と考えるのが妥当だろう。後妻腹の男子が生まれるのに前後して、意図的に俗界から排除された可能性が高いのではあるまいか。後妻が体調不良を訴えたために経頼が出勤を止めたという記事(第一章第

二節)や、後妻が娘の嫁入り先に関して経頼を「せめければ」(『古今著聞集』卷八好色)といった史料を見る限り、この夫婦生活は後妻(あるいは、その実家)の側からの相当な圧力を伴っていたように思われるのである。

第四節 女子

経頼の娘については、いくつかの史料が残されている。たとえば「右大弁宰相経頼最愛の少女のために婿を撰ぶ事」(『古今著聞集』卷八好色)には、二人の娘の嫁入り先に関する記事が見える。それによると、「さきの妻の腹に最愛の少女ありける」(先妻腹の娘)が源隆国の妻となり⁽¹⁴⁾、こうした婚姻関係を念頭に置いて「北方」わがむすめには「とせめければ、資仲卿をあはせてけり」という遣り取りがあった結果、後妻腹の娘が藤原資仲の妻となったとされる。これらの婚姻によって、経頼は醍醐源氏の主流(俊賢-隆国-俊明-能俊-俊雅)と、小野宮家の主流(資平-資仲-顕実-資信)と婚姻関係を結んだことになる。後者は、その後、早い段階で力を失っていくが⁽¹⁵⁾、前者は影響力を保ち、経頼の遺産を長く伝えていくことになる。

この二人のほか、経頼には更に二名の娘がいたようである。そのうちの一人は「故朝経卿息基房(経頼曾也)」(『春記』長暦三年(一〇三九)十月二十八日条)とあるところから、藤原基房に嫁いだと判明する。基房(?-一〇六四)は兼通-朝光-朝経と続く九条流の分家の当主で、侍従(長和五年(一〇一六))をはじめ、右兵衛佐・少納言などを勤めた人物である。活躍の確認された時期からして、生年は長保年間-寛弘初年と推定される(源隆国とほぼ同年配)。この女性を産んだ人物としてふさわしい年齢の妻は、前妻の可能性が高い。

もう一人、光孝源氏の源信明-国盛-貞亮-公盛の流れで、公盛の項に「母左大弁経頼女」(『尊卑分脈』)と注記されることから、その父貞亮⁽¹⁶⁾の妻が経頼娘だったと確認できる。貞亮は右馬助をはじめ、少納言・淡路守・土佐守などを歴任したが、歌人としても著名で、この家で経頼娘が産んだ女性たちは、藤原行経室として名筆家伊房を産んだり、源経信室として基綱・俊頼を産むなど大活躍している。この人物の場合、源隆国・藤原基房・藤原資仲などと比べて家柄が落ちる点や、年齢が比較的高い可能性が想定される点からも、経頼が若い頃に作った娘(つまり前妻の所生)が嫁いだと考えるべきだろう。

第五節 経頼の死後

以上見てきたところからは、経頼は先妻腹の息子を総じて出家させてしまったこと、その一方で後妻腹の幼い息子たちに十分な公事情報を伝受できないまま死去してしまったことが推定される。後述するように(第四章第二節)、経頼の死去直後、蔵書の主要部分が醍醐源氏によって押収されたいらしいことも『春記』長暦三年(一〇三九)十月二十八日条)、遺された息子たち(たとえば実質的な後継者と目される信房は一四歳)には十分な運用能力がないと見なされた結果と推定される。当主が二代(扶義・経頼)にわたって官歴を十分に極めないうちに死去したと併せ、同家の凋落を予告する条件は、すでに経頼の生前に整いつつあったのである。

実際、経頼の直系の子孫は、前述したように、彼の書き上げた家記を必須とするような要職を歴任することはなかった。こうした背景を踏まえると、先行研究も指摘するように(清水潔一九八一・A・田島二〇〇九)、経頼の蓄積した公事情報は直接には醍醐源氏に継承されたと考えるのが妥当だろう。

ただし、ここで注意しておきたいのは、他家はあくまで他家という点である。たとえば醍醐源氏の側にすれば、経頼の残した公事情報は重視すべきものとはいえ、自分たちにとって役に立つ局面でしか関心を持たれない、あくまで他家で集積された情報に過ぎない。つまり参議止まりの履歴しか持たない人物の自筆歴記を、醍醐源氏の本流の家において代々保存することに意味を見いだすようなメンタリティーは、おそらく持ち合わせていなかった可能性が高い。『左経記』の本記の記事が早い段階で散佚し、後世の人々が部類記の記事に頼らなると全貌を復元できない状況に至ったのも(第二章第二節)、このような背景によるところが大きいと考えるべきである。次節以降では、こうした現象が、どういった問題を引き起こしたのかを、具体的に検討していく。

1) 弁官が受領を兼任する方式が、十世紀後半に一般化する中央顕官による受領兼任事例の先懸であることについては、渡辺二〇二三Bを参照。

2) 源成頼と近江国と関わりについては、のちに経頼と近江国の関わりについて言及する際(第三章第三節)に再論する。

3) 「成頼」の名は市川久編『近衛府補任』に掲載されていないが、長保三年の時点で近衛中将と考えてよい。同時期の近衛中将はいずれも三位・四位の位階を保持しており、この点も経頼の兄と考える根拠となる。

4) 沙貴神社所蔵「佐々木系図」は、成頼の生年を貞元元年(九七六)としている(佐々木哲二〇〇六)。それによれば経頼の一〇歳年上であり、二八歳で死去したことになる。

5) このほか、以下の史料によると、「頼実」という子息もいたように見えるが、活動年代が大幅にずれており、いずれかの情報に誤りがある可能性が高い。『一条院文書』一一

頼実権少僧都(源氏成頼息)／永久二年禅定院諸堂(并)永久寺建立之。

『諸門跡伝』五興福寺

頼実権少僧都(源成頼男)、永久二年内山禅定院(并)永久寺建立。神授

院建立。

ちなみに「維摩会研字竖義次第」の記事を信頼するとすれば、この人物は「中原成頼」の子息で、長久元年(一〇四〇)生まれと考えられる(平岡一九八八)。

6) 角田一九八〇は後者の史料に見える「女子」を大納言の君のこととするが、『大日本古記録』・『御堂関白記全註釈』は上東門院小少将のこととする。

7) 小少将と大納言君の出自に関しては、この他にも細かい点で諸説がある。詳細は、『紫式部日記』・『紫式部集』の諸注釈書の補注や、安藤一九九九の研究整理を参照。

8) たとえば『紫式部日記』には、彼女の周辺で活動する女房たちの名前が記録されているが、その範囲だけでも、自分(紫式部)のほか、源式部・大式部・小式部など多数の式部が登場する。このうち源式部は源重文(光孝源氏)を父とする人物で、その従兄弟には源貞亮(経頼の前妻腹の娘の夫)がいる。また『栄花物語』には「小式部」と称する女房だけで三名が確認できるが、いずれも没年などの情報が合致しない。消去法で行くと、『統詩歌和歌集』第一二恋下に見える「斎院小式部」(選子内親王に仕えた女房)の可能性もあるが、この人物については履歴が皆目判明しない(高野一九五二)。

9) 経頼と彼女が同居していたことについては、「及深更」退出。渡宿湯舎(依)可_レ行_二禊祭事_一。室家為_二重喪_一不_二同居_一、所_レ移_レ居也(長元元年四月八日条)という記事から確認できる。

10) この場合は文脈からして経頼の後妻のことと考えられるが、一般に「室家」という表現は高位者の妻を尊ぶ際に用いる表現で、自分の妻を意味する事例

は少ない(穂田一九八五)。こうした前提を踏まえると、経頼にとつて、彼の後妻は一定の敬意を払うべき存在と認識されていた可能性が高い。

11) 少納言としての勤務については、『春記』永承六年(一〇五一)七月十九日条(『遷幸部類記』所引)・同七年四月二十一日条・『北山抄』卷九 羽林要抄(頭書)・『江家次第』第九 十月射場始などを参照。このほか『定家朝臣記』天喜三年(一〇五五)三月二十四日条に石清水臨時祭の舞人として見える。12) 異母兄弟でも通字の共有があり得ることは先行研究(玉村一九六六)も指摘する通りだが、この時期以降、たとえば道長の息子たちの場合のように、通字によって母系の違いを区別する事例は少くない。

13) 清水潔一九八一Aは、『尊卑分脈』の「備前・若狭・加賀守／中宮亮／少納言」という記載に基づき、彼を受領層に属する人物とするが、これらの履歴のうち、少納言以外の地位への在任を確認できる他の史料は現存しない。若狭守・加賀守を弟信房が勤めている事実を踏まえると、少納言以外の履歴は信房の項にあった情報を誤って転記したものと推測さすべきだろう。

14) 後述するように、源隆国は義父経頼の死後、その後家(つまり後妻)に対して、あまり好意的とはいえない姿勢で、経頼の旧蔵書の接収を強行しようとしている(第五章第二節(四))。彼のこうした姿勢は、先妻の娘である自分の妻からの影響である可能性も想定されよう。

15) 平安後期における小野宮家の凋落や、それに伴う家記の家外流出に関しては渡辺二〇一三Bを参照。

16) 清水潔一九八一Aは、「貞享の年齢はわからないが、貞享と同世代である従兄弟の道済が寛仁二年(一〇一八)に卒してゐるから、おおよその見当はつく。とすると、経頼とほゞ同世代か、むしろ二十年近い年長である可能性がある。その貞享が経頼の女を要るといふのは常識的には考へられないことであるが、もし事実とすれば後妻の場合より外に可能性はない」とするが、官歴から考えて貞亮が「二十年近い年長」とは考えにくい。せいぜい同世代ではなからうか。

第二章 現存する『左経記』本文の性格はじめに

本章では、現存する『左経記』本文の性格について、巻ごとの傾向差を分析

する。おもな検討対象は九条家本系写本の現存範囲となるが、必要に応じて高山寺本(治安元年巻)の傾向も取り上げる。

第一節 巻ごとの本文の傾向差

(一) 記事の存在率

まずは、「記事の存在率」(各巻のなかで暦上の総日数に対して、現存する記事日数の割合を検討する(↓表3「史料大成本『左経記』の構成」)。もちろん、経頼が毎日欠かさず日記を付けていたとは証明できない。しかし、各種の儀式が盛んな時期ですら一ヶ月に十日以下しか記事が残されていない箇所も散見される現状が原態とは考えにくい。以下に、この点を分析するための統計を掲げよう。

- ・ 長和五年上巻・寛仁元年下巻 六〇／六二%
- ・ 寛仁二年上巻／万寿三年下巻 二九／四七%
- ・ 長元元年上巻／長元八年上巻 五二／六八%(長元四年上巻を除く)
- ・ 参照: 治安元年巻(高山寺本)の記事存在率 一八%

これを見ると、全体に中間部分(寛仁二年～万寿三年)の数値の低さが目立つ。その期間の記事の抜け方の特徴として、まんべんなく抜けている訳ではない点も注意を要する。この期間には六～七日以上連続する長期欠落が集中しており、そのために全体の記事存在率が低下しているのである(↓表4「記事の長期欠落の分布状況」)。「長期」の定義を八日以上で算出し直しても、結論にはほぼ違いは生じない(↓表5「記事が一週間以上連続して欠落する事例数」)。

以上の傾向は、記事存在率の低い時期に、経頼が近江守(寛仁二年)・丹波守(万寿元年)などの受領を兼ねていることとの関連も想定すべき現象である。受領としての下向期間、経頼は日記を付けていなかったという見解もあるが(清水潔一九八一A)、このあたりの事情に関しては別に検討したい(↓第三章)。

(二) 一日の記事分量

つぎに、一日の記事分量の違いを検討する(↓表3「史料大成本『左経記』の構成」)。統計からは、以下のような傾向が見いだせる。

- ・ 長和五年上巻・寛仁元年下巻 一七三／一八〇字/日
- ・ 寛仁二年上巻／万寿三年下巻 一〇五／一六五字/日(万寿三年上巻を除く)

表3 「史料大成本『左経記』の構成」

和暦	西暦	月	総日数	記事数	存在率	平均文字数	千字欠数	欠落率	底本	所蔵	親本	部類記	記事数	内官	外官	年齢
長和五年	1016	1~6	177	107	60	173	41	37	九条家本	宮内庁書陵部	—			藏人		32
寛仁元年	1017	4	29	2	7	95	1	50				改元部類	2			
		7~12	178	110	62	180	12	10	久松家本	宮内庁書陵部	(九条家本か)					
寛仁二年	1018	1~6	206	79	38	105	15	19	久松家本	宮内庁書陵部	(九条家本か)				近江守	
		10~12	89	27	30	120	3	11	久松家本	宮内庁書陵部	(九条家本か)					
寛仁三年	1019	—												右中弁		35
		8~12	148	55	37	105	8	15	久松家本	宮内庁書陵部	(九条家本か)					
寛仁四年	1020	1~6	177	78	44	145	11	14	久松家本	宮内庁書陵部	(九条家本か)			権左中弁		
		7~閏12	207	75	36	130	6	8	久松家本	宮内庁書陵部	(九条家本か)					
治安元年	1021	2	30	1	3	309	0	0				改元部類	1			
		4~8	147	27	18	110	2	7	柳原家本		高山寺本					
治安二年	1022	—														
		7~12	177	59	33	116	0	0	九条家本	宮内庁書陵部	—					
治安三年	1023	—												左中弁		
		—														
万寿元年	1024	6	30	1	3	86	1	100				改元部類	1		丹波守	40
		7	30	1	3	163	0	0				改元部類	1			
万寿二年	1025	1~6	177	74	42	151	0	0	九条家本	宮内庁書陵部	—					
		7~12	178	62	35	105	3	5	久松家本	宮内庁書陵部	守屋本					
万寿三年	1026	1~6	205	60	29	238	2	3	久松家本	宮内庁書陵部	(九条家本か)					
		7~12	179	85	47	165	0	0	九条家本	宮内庁書陵部	—					
万寿四年	1027	—														
		—														
長元元年	1028	1~6	177	104	59	190	4	4	久松家本	宮内庁書陵部	(九条家本か)					
		7~12	177	120	68	182	3	3	久松家本	宮内庁書陵部	(九条家本か)					
長元二年	1029	—											9	右大弁		45
		—											10	藏人頭		
長元三年	1030	—												参議		
		—														
長元四年	1031	1~6	177	67	38	267	2	3	久松家本	宮内庁書陵部	(九条家本か)				近江権守	
		7~12	207	107	52	251	1	1	久松家本	宮内庁書陵部	(九条家本か)					
長元五年	1032	1~6	177	101	57	216	2	2	谷森本	所在不明	(九条家本か)	類聚雜例 (久松家)	2			
		—														
長元六年	1033	—											9			
		—														
長元七年	1034	—											13			50
		7~12	178	111	62	263	0	0	久松家本	宮内庁書陵部	守屋本					
長元八年	1035	1~6	176	104	59	185	0	0	久松家本	宮内庁書陵部	守屋本					
		—														
長元九年	1036	—											49		伊予権守	
		—														
長暦元年	1037	—												兵部卿		
		—														
長暦二年	1038	—												左大弁		
		—														
長暦三年	1039	—												死去		55
		—														

各日の記事分量は個別に字数を計算しているが、各巻における平均文字数は活字本に基づき計算している。具体的には、年全体の記事分量（一行二三字）を行数から計算し、日数で割る（割注や句読点の分量は正確に反映できない計算法だが、大まかな傾向をつかむには十分と判断した）。たとえば長和五年上巻の場合、活字本で三〜二七頁に掲載される。このうち三頁は四（上段）+十七（下段）行、二七頁は一六行である。また各月の冒頭部分で計十五行分の空白があるのを除くと、概算で一八四九二字となる。これを記事数（一〇七日）で割ると、一七三文字/日という平均値が算出される（読点を除くと、おそらく実数はさらに一割ほど減少する）。

表4 「記事の長期欠落の分布状況」



万寿三年 1026 閏	1	(6日)
	2	8日 15日
	3	8日
	4	
	5	10日
	6	16日 (6日) 8日
	7	7日 12日
	8	
	9	7日
	10	
	11	
	12	
長元元年 1028	1	
	2	
	3	
	4	
	5	(6日)
	6	7日
	7	
	8	
	9	7日
	10	
	11	
	12	
長元四年 1031 閏	1	
	2	8日
	3	8日 (6日)
	4	11日
	5	
	6	8日
	7	11日
	8	
	9	9日
	10	
	11	8日
	12	
長元五年 1032	1	
	2	9日 11日
	3	
	4	
	5	
	6	
長元七年 1034	7	7日
	8	
	9	
	10	
	11	
長元八年 1035	1	8日
	2	9日
	3	
	4	
	5	
	6	

表5 「記事が一週間以上連続して欠落する事例数」

和暦	西暦	期間 (月)	7日以上連続	平均回数/月	6日連続	平均回数/月	8日連続	平均回数/月
長和五年	1016	6	1	0.17	0	0.17	0	0
寛仁元年	1017	6	2	0.33	1	0.5	1	0.17
寛仁二年	1018	10	8	0.8	3	1.1	6	0.6
寛仁三年	1019	4	3	0.75	1	1	3	0.75
寛仁四年	1020	13	9	0.69	6	1.15	6	0.46
治安二年	1022	6	6	1	1	1.17	4	0.67
万寿二年	1025	12	7	0.58	3	0.83	5	0.42
万寿三年	1026	13	11	0.85	2	1	8	0.61
長元元年	1028	12	2	0.17	1	0.25	0	0
長元四年	1031	13	7	0.54	1	0.62	7	0.54
長元五年	1032	6	2	0.33	0	0.33	2	0.33
長元七年	1034	6	1	0.17	0	0.17	0	0
長元八年	1035	6	2	0.33	0	0.33	2	0.33
平均		113	61	0.54	19	0.71	44	0.39

く

- ・長元元年上巻～長元八年上巻 一八二～二六七字/日
- ・参照・治安元年卷(高山寺本)の記事分量 平均一一〇字/日

つまり、ここでも中間部分の数値の低さが目立つ。(二)では、同時期の記事存在率の低さを経頼の履歴と関係する可能性を述べたが、本項で見た分量の少なさからすると、それだけでない特殊なフィルターも掛かっている可能性が想定される。この点は、次項との関連も踏まえて再読したい。

(三)干支情報を伴わない記事の割合

つぎに、干支情報の有無を検討する(↓表6「記事一覧」・表7「干支記載のない記事の割合・文字数」)。経頼が具注暦に日次記を付けていたことは、「故左大弁経頼暦記」(『中右記』永久五年七月十五日条)などの情報から明らかだが、暦記に干支情報が記載されていなかったはずはなく、本来の記事では干支情報は一〇〇%存在していたはずである。ところが統計によると、現行の諸写本において干支情報を伴わない記事の割合は以下のように時期差を示しつつも、前半の巻で高い数値を示している。

- ・長和五年上巻・寛仁元年下巻 一〇～三七%
- ・寛仁二年上巻～寛仁四年上巻 一一～一九%
- ・寛仁四年下巻～万寿三年下巻 三～八%
- ・長元元年上巻～長元八年上巻 〇～四%

・参照・治安元年卷(高山寺本)の干支欠落率 七%

この統計で注目されるのは、干支を欠く記事は全般に分量も短い傾向である。たとえば長和五年上巻～寛仁四年下巻の場合、干支を欠く記事は各巻の記事の平均分量の三〇～五九%(平均で四五%)の分量しかない。また干支情報を伴っていない日の記事のうち、全体平均を超える分量の記事数は、三つの巻で〇～一例、残りも二〇%以下の割合に止まっている(↓表8「干支が記載されていない記事の分量(長和五年～寛仁四年)」。天気情報の欠落記事の場合(↓(四)も、ほぼ同様の傾向を示している。

こうした傾向を踏まえると、とくに九条家本系写本に見える干支情報(や天気情報)を伴わない記事の多くは、偶然に干支情報だけ抜け落ちたのではなく、記事全体の情報を切り落とす作業の一環として意図的に干支情報も削除された

表6 「記事一覧」

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	月				
長和五年 1016	1	○	○	○			○	△	△	△				○	△	△	○	△	△	○	○			○	△	○		△	○			大	九条家本			
	2	○	○	○			○	○	○		○			○	○	△	○	○	○	○			○		○	○	○	○				大				
	3	△	○	△			△	△	○	△	○		○	○	△	○		△				○	△		○			○	△			大				
	4	○					○									○	○								△		○	○	○			大				
	5	○	○	△			△					△		○	○		○					△	○	○	△		○	△	○	○		大				
	6	○	○	△	△	○			△	△	○	△	△							○		○	△	△	○		△	△	△	△		大				
	7																														大					
	8																														大					
	9																														大					
	10																														大					
	11																														大					
	12																														大					
寛仁元年 1017	1																														大	改元部類				
	2																														大					
	3																														大					
	4																																大			
	5																														大					
	6																														大					
	7	○	○	○	○	○			○			△	○	○	○	△							△			○	△	○	○	○			大			
	8	○	○	○			△	○	○		○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	△	△	○	○	○			大			
	9							○			○				○	△	△	○				○	○	○	○	△	△	○	○	○			大			
	10	○	○		○			○	○	○		○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			大		
	11	○	○	○			△	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			大		
	12	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			大		
寛仁二年 1018 間	1	○	○	○	○	○	○	○	○						○	△	△					○										大	久松家本			
	2	○	○	○	○			○	△	○		○	△		○						○		○									大				
	3	○	○						○	○		△	△	○															○	△				大		
	4	○																					△	○					○	△				大		
	5	○																												○				大		
	6	○		○	○	○	△	△	○		△	○	○	○	○								○	○				○						大		
	7																														大					
	8																														大					
	9																														大					
	10																																	大		
	11																																		大	
	12																																			大
寛仁三年 1019	1																														大	久松家本				
	2																														大					
	3																														大					
	4																														大					
	5																														大					
	6																														大					
	7																														大					
	8																																	大		
	9																																		大	
	10																																		大	
	11																																		大	
	12																																		大	
寛仁四年 1020 間	1	○	○		△	○		○	△	○					○	○	○	○				○										大	久松家本			
	2	○				○									○	○	○	△				○	○	○		○	○	○	○	○		大				
	3														△	△						○	△	○		○	○	○	△	△	○			大		
	4	○		○												○		△					○	○	△	○		○	○	○				大		
	5	○	○																																大	
	6																																		大	
	7																																		大	
	8																																		大	
	9	○																																	大	
	10	○	○																																大	
	11																																			大
	12	○	○																																	大

表7 「干支記載のない記事の割合・文字数」

時期	当該期の記事全体の平均字数	干支欠落記事の平均字数	干支欠落の記事数	記事総数に対する干支欠落率	全体平均を超える分量の記事数(割合%)
長和五年(上巻)	173	90	41	37	6(15)
寛仁元年(下巻)	180	59	12	10	0(0)
寛仁二年(上巻)	105	60	15	19	3(20)
寛仁二年(下巻)	120	36	3	11	0(0)
寛仁三年(下巻)	105	48	8	15	1(13)
寛仁四年(上巻)	145	60	11	14	1(1)
寛仁四年(下巻)	130	77	6	8	1(17)

と推定できる。逆にいえば、干支情報に伴う記事は、少なくとも干支情報を削除した主体による削ぎ落としフィルターは通っていないことが推定される(別の主体による記事の削ぎ落とし過程を経ている可能性は否定できないが)。つまり干支情報に伴っていない日の記事は現状では並列されているとはいえず、干支情報に伴う記事と別ソースから抜き出された可能性を推定すべきである。

参考までに、九条家本と別系統の治安元年巻(高山寺本)の傾向を見ておくと、干支を欠くのは二七日中で二日(七月十九日条・同二十六日条(脱率七%))で

ある。ただし、九条家本系の本文で干支記載を脱する日は、①記事分量が少なめで、②天気情報も落とすことが多いのに対し、高山寺本では天気記載(↓(四))は伴っているうえ、記事分量も平均以上である点など、明らかに異なる傾向を示している。こうした傾向は、同じく抄出とは言っても、高山寺本の記事は九条家本系と異なるフィルターを通過していることを物語っている。

なお、事例数の少なさから表7で検討範囲に加えなかった治安二年以降の傾向にも簡単に触れておこう。この期間の記事で干支情報を落とす事例は、万寿二年(三例)・万寿三年(二例)・長元元年(七例)・長元四年(三例)・長元五年(二例)の計一七例に過ぎず、治安二年・長元七年・長元八年に至っては〇例である。このうち最大の数値を示すのは長元元年上巻だが、そこ

でも記事総数一〇四件に対し干支脱日は四例(三・八%)と目立つ水準ではない(他の事例でも〇〜四%代までの範囲に収まる)。

また干支情報に伴わない記事の分量を確認しておくと、たとえば長元四年の脱干支日の記事の場合、二月二十一日条は二〇五字、三月十六日条は二一八字、四月十二日条は三二二字、四月二十五日条は三三三三三と、一例(四月十二日条を除き十分な字数の記事が存在する。(ちなみに、五%を下回る程度の干支欠落率であれば、単なる写し落としと見なしてよからう)。このように後半の巻に干支情報に伴わない記事がほとんど見えない状況は、これらの巻が前半と異なる伝来過程を経ている可能性を示唆している。

こうした現象について、他の古記録の傾向も確認しておこう。比較的まとまった分量を残す古記録の場合、たとえば『殿暦』では稀に干支が抜けた日も含まれるが、多くても一ヶ月で一〜二例に止まっており、『左経記』の特定巻のように全体の割合を大きく超えるような状態は確認できない。一方、『中右記』では、巻によって干支が抜ける記事がかなりの割合で含まれているという風に、さまざまな傾向が確認できる。以下、『左経記』と同時期の事例として、『御堂関白記』のような歴記の自筆本が残る事例は除き、『小右記』・『権記』の場合を活字本によって検討しておこう¹⁾。

まず(A)『小右記』(大日本古記録)の場合、いわゆる広本(省略なしの写本)では干支の欠落はほとんど見えないが、略本(抄写された写本)の部分には散見される。具体的に、『表1』『大日本古記録 小右記』が利用した主要写本の巻構成(加藤二〇二二所載)によると、大日本古記録で『小右記』略本を底本としている箇所は計三二箇所ある。この部分における干支の欠落傾向を検討すると、全体の七割以上の箇所では欠落〇%、五%以下が三例(長徳二年が三%、寛弘五年が四・九%、万寿元年が三%)となる。いずれも、単純な誤脱と考えるとよからう。

一方、六〜一〇%の範囲で二例あり(寛和元年が七%、永延二年が一〇%)、五〇%以上も四例あった(三条西本を底本とする万寿三年四〜六月条で五〇%、東山御文庫本を底本とする治安二年正〜三月条で一〇〇%、東山御文庫本を底本とする治安二年七月条で六〇%、東山御文庫本を底本とする治安二年九〜十二月条で一〇〇%)。以上のような全体傾向から見ると、『小右記』の

表8 「干支が記載されていない記事の分量（長和五年～寛仁四年）」

・当該期の平均分量を超えている条は赤字

和暦	月日	字数	和暦	月日	字数	和暦	月日	字数
長和五年	107	14	寛仁元年	710	86	寛仁四年	104	13
	108	271		714	57		108	33
	109	42		721	75		217	60
	114	198		805	132		311	41
	115	135		824	34		313	48
	117	23		915	21		319	50
	118	49		916	10		327	24
	124	85		923②	67		328	38
	128	33		924	72		415	35
	216	41		1019	76		422	259
	301	26		1029	51		624	62
	303	101	1106	22	705	7		
	305	70			723	82		
	306	79	寛仁二年	115	153	1014	199	
	308	80		116	204	1108	24	
	313	64		208	117	閏1219	40	
	316	137		212	39	閏1229	110	
	321	26		311	119			
	328	42		312	30			
	423	42		329	17			
	430	46		420	47			
	503	18		429	25			
	505	81		閏417	19			
	507	145		512	75			
	511	449	517	17				
	520	118	606	14				
	523	64	607	5				
	526	38	610	13				
	603	70	1017	30				
	604	50	1018	47				
	608	55	1225	31				
	609	214						
	611	46	寛仁三年	812	154			
612	47	813		30				
621	87	814		4				
622	72	815		23				
626	22	915		15				
627	184	1029		76				
628	93	1210		26				
629	18	1219		40				
630	207							

場合は東山御文庫本ほかの二本の極端な略本(桃一九七一・加藤二〇二二)を除いて、略本でも基本的に干支を落とさない方針で書写されていたと考えてよい。

つぎに、(B)『権記』(史料纂集)の場合、(↓表9「権記における記事存在率・干支欠落率」)、おおよそ四種類に分かれる(断片的な記事しかない年は除く)。

(a)正暦三年…記事存在率は二〇%、干支欠落率は七%。

(b)長徳四〜長保元年…記事存在率は平均四二%、干支欠落率は平均

七七%。

(c1)長保二〜寛弘四年…記事存在率は平均八二%、干支欠落率は平均二%。

(c2)寛弘五〜七年…記事存在率は平均五一%、干支欠落率は平均一%。

以上の数値を見る限り、底本(全体の底本は鎌倉期写の伏見宮家本で、長保二年秋と長保三年春夏のみ江戸期写の尊経閣文庫本)による明確な差は見いだせず、こうした傾向は伏見宮本の成立以前の段階で生じた可能性を推測される。

以上の分析の結果として、一部の古記録では書写の際に干支を落とす事例が

表9 「権記における記事存在率・干支欠落率」

和年号	西暦	総日数	記事数	存在率	干支欠数	欠落率	底本
正暦二年	991	384	2	0.5	2	100	伏見宮家本（鎌倉期）
正暦三年	992	354	70	20	5	7	伏見宮家本（鎌倉期）
正暦四年	993	383	—	—	—	—	伏見宮家本（鎌倉期）
正暦五年	994	355	—	—	—	—	伏見宮家本（鎌倉期）
長徳元年	995	354	31	9	30	97	伏見宮家本（鎌倉期）
長徳二年	996	384	—	—	—	—	伏見宮家本（鎌倉期）
長徳三年	997	355	44	12	35	80	伏見宮家本（鎌倉期）
長徳四年	998	354	146	41	127	87	伏見宮家本（鎌倉期）
長保元年	999	384	166	43	112	67	伏見宮家本（鎌倉期）
長保二年	1000	354	310	87	14	5	伏見宮家本（鎌倉期）・7～9月は尊経閣文庫本（江戸期）
長保三年	1001	384	351	91	37	11	伏見宮家本（鎌倉期）・1～6月は尊経閣文庫本（江戸期）
長保四年	1002	354	304	86	5	2	伏見宮家本（鎌倉期）
長保五年	1003	355	233	66	0	0	伏見宮家本（鎌倉期）
寛弘元年	1004	384	269	70	0	0	伏見宮家本（鎌倉期）
寛弘二年	1005	354	285	80	0	0	伏見宮家本（鎌倉期）
寛弘三年	1006	355	353	99	0	0	伏見宮家本（鎌倉期）
寛弘四年	1007	384	303	79	0	0	伏見宮家本（鎌倉期）
寛弘五年	1008	354	175	49	1	0.6	伏見宮家本（鎌倉期）
寛弘六年	1009	354	243	69	5	2	伏見宮家本（鎌倉期）
寛弘七年	1010	384	143	37	0	0	伏見宮家本（鎌倉期）

確認できることや、干支を省略する書写方式を採る場合、干支情報だけでなく各種の情報を広く削り落とすらしいことが推定された。また、『権記』b群のように、そうした箇所では書写の際に複数の出典を併用して編集を行っていた痕跡も確認される（↓第三章 第二節（二））。こうした結論は、これまで示してきた『左経記』の分析結果とも合致している。

（四）天気情報の有無

さいごに、『左経記』の記事のなかに天気情報²を伴うか否かに関する傾向差を分析しておく。全体の傾向は、四〇％以上（四〇／八七・九％の欠落率を示す巻と、一桁（〇／七・五％）の欠落率に止まる巻に二分される。時期で見ると、おおよそ前半の巻では高い欠落率を示し、後半の巻では低い欠落率を示す（↓表10「天気情報を欠く日」）。

- ・長和五年上巻・寛仁元年下巻 八四／八八％
- ・寛仁二年上巻／万寿三年下巻 四〇／七三％
- ・長元元年上巻／長元八年上巻 〇／八％（長元四年上巻を除く）
- ・参照：治安元年巻（高山寺本）の天気欠落率 四％

こうした傾向の発生要因としては、経頼自身の執筆姿勢が時期によって変化していた可能性や、転写の過程で発生した現象である可能性が想定される。この点を検討する際に示唆的なのは、長元四年上巻における高割合や、異系統の治安元年巻（高山寺本）における低割合である。こうした傾向を見ると、時期による偏差（初期の記事では、もともと天気情報が付記されなかった）ではなく、九条家本（あるいはその親本）作成の際に、一部の写本で天気情報が写し飛ばされた可能性が高いと考えられる。天気情報を欠落させる巻が、干支情報の欠落率が高い巻とほぼ一致することも、こうした推定の傍証となろう。

以上の結論は、儀式の際に雨儀の方式を採用したにもかかわらず、当日の天気も雨儀での実施理由も明記されていない記事（たとえば長和五年正月一日条・寛仁二年二月三日条・寛仁四年八月八日条など）が、天気情報を伴わない記事の多い巻に限定される傾向からも想定可能である。これらの記事の場合、本来は天気に関する情報が記載されていた可能性が高く、書写の過程でその種の情報を欠落させたと見るべきだろう。

こうした現象に関連して、後半の巻のなかでは著しく天気情報の欠落率が高

表10「天気情報を欠く日」(色付：記事のある日 ○：記事のない日)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	傾向				
長和五年 1016	1	○	○	○			○	○	○																										記事数：107 天気情報欠数：94 欠率：87.9%	
	2	○	○	○			○	○	○																											
	3	○	○	○			○	○	○																											
	4	○	○	○			○	○	○																											
	5	○	○	○			○	○	○																											
	6	○	○	○			○	○	○																											
	7																																			
	8																																			
	9																																			
	10																																			
	11																																			
	12																																			
寛仁元年 1017	1																																		記事数：110 天気情報欠数：92 欠率：83.6%	
	2																																			
	3																																			
	4																																			
	5																																			
	6																																			
	7																																			
	8																																			
	9																																			
	10																																			
	11																																			
	12																																			
寛仁二年 1018 閏	1																																		記事数：79 天気情報欠数：58 欠率：73.4%	
	2																																			
	3																																			
	4																																			
	4																																			
	5																																			
	6																																			
	7																																			
	8																																			
	9																																			
	10																																			
	11																																			
12																																				
寛仁三年 1019	1																																		記事数：55 天気情報欠数：40 欠率：72.7%	
	2																																			
	3																																			
	4																																			
	5																																			
	6																																			
	7																																			
	8																																			
	9																																			
	10																																			
	11																																			
	12																																			
寛仁四年 1020 閏	1																																		記事数：78 天気情報欠数：48 欠率：61.5%	
	2																																			
	3																																			
	4																																			
	5																																			
	6																																			
	7																																			
	8																																			
	9																																			
	10																																			
	11																																			
	12																																			

治安元年 1021	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
治安二年 1022	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
治安三年 1023 閏	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	9			
	10			
	11			
12				
万寿元年 1024	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
万寿二年 1025	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			

記事数：27
天気情報欠数：1
欠率：3.7%

記事数：59
天気情報欠数：1
欠率：1.7%

記事数：74
天気情報欠数：2
欠率：2.7%

記事数：62
天気情報欠数：2
欠率：3.2%

万寿三年 1026 閏	1		記事数：60 天気情報欠数：1 欠率：1.7%
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		記事数：85 天気情報欠数：4 欠率：4.7%
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
万寿四年 1027	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
長元元年 1028	1		記事数：104 天気情報欠数：7 欠率：6.7%
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		記事数：120 天気情報欠数：0 欠率：0%
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
長元二年 1029 閏	1		
	2		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
12			
長元三年 1030	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		

長元九年 1036	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
	12	

い長元四年上巻(欠落率…七七・六%)は、前後の時期の巻とではなく、寛仁年間の巻と性格が類似する可能性を指摘できる。この巻は記事存在率も三〇%代と、前後の巻よりも寛仁年間の巻と近似値を示す。九条家本(おそらくその親本の中山家本)が取り合わせ本であることは諸々の傾向差から明らかだが、ここで検討した傾向もそうした結論を支持している。

なお後半(治安元年以降で長元四年上巻を除く)の天気情報の欠落率が低い巻において、計三七例(平均三・六%)の天気情報を伴っていない記事が確認される。この内の少なからぬ部分は書写の際の不用意な写し落としの可能性が想定されるが、一方で該当事例のなかに断片的な記事が目立つことも注目される。その種の記事は、内容的には仏事や特定的人物とのやり取りに集中する傾向が見いだせる。その一例として、以下に清原頼隆とのやり取りに係る天気情報を伴わない記事を掲げておこう。

「丙子 今朝大外記頼隆相示云。…」(万寿三年八月三日条)

「丁丑 頼隆真人相示云。…」(万寿三年八月四日条)

「乙巳 大夫外記頼隆真人来向云。…」(長元元年三月十日条)

「辛卯 大夫外記云。…」(長元七年七月四日条)

こうした記事における天気情報の不在は、単なる写し落としではなく、直接の出典(た

とえば『左経記』から経頼と頼隆のやり取りばかりを抜粋した資料集)に元々その種の情報が記載されていなかった可能性も想定すべきだろう。

(五)まとめ

以上の四要素を対象とした巻ごとの傾向差に関する分析結果を踏まえると、九条家本の親本は異なる形成過程を経た複数の写本群からなっていた(「取り合わせ本」と推定される。その特徴から、写本群は①長和五年上巻と寛仁元年下巻、②寛仁二年上巻・万寿三年下巻、③長元元年上巻・長元八年上巻と、最低でも三群に分かれていたようである。②群の尾題に上・下が付されず、③群の外題に上・下が付される傾向も、それぞれの親本の違いを反映している可能性がある)。

ただし長元四年上巻(③)は、記事存在率・天気情報欠落率によれば①との共通性が確認できる一方で、一日の記事分量や干支欠落率は前後の巻と近似値を示している。万寿三年上巻(②)も、記事存在率では①と近いが、記事分量・干支欠落率・天気欠落率では前後の巻と近似値を示している。このように複数のカテゴリの特徴を併存させる巻が含まれることは、単純に上記三群に分類する上記想定レベルに止まらず、より複雑な成立背景の存在も示唆しているように思われる。

また、とくに(二)・(三)の検討結果からによれば、三群の内①・②群については、複数の出典から抜き出された情報を再編集した結果として、記事形式の不統一が目立つことも指摘できる。この点に関しては、節を改めて検討を追加しておこう。

第二節 復元本『左経記』の作成

前節における分析から、九条家本『左経記』の本文の一部は、性格の異なる複数の出典から抜き出した情報によって再構成された「復元本」である可能性が想定される。そこで本節では、この点について、他の古記録の事例も参考にしつつ検討を行う。

現行本『左経記』の形に結実する「復元」作業が行われたのは、九条家本の書写以前と考えられる(九条家本の書写の際、逆に抄写「情報削減」が行われていることについては、第四章第三節を参照)。ただし、それに先立つ中山家本

の書写作業(天承元年(一一三二)に関しては、「自見合了」(藤原忠宗が寛仁二年下巻に残した本奥書とあるので、単一の親本から書写している印象を受ける。すでに見たように、寛仁二年下巻は記事存在率が低く、干支欠落率も高めの巻である。この種の巻の巻末に、完成形態の親本との「見合」作業を済ました旨の奥書が付されているということは、その段階で原形態の写本が成立している可能性を示唆している。とはいえ中山家での所蔵後、九条家本の成立以前の段階で独自の追補を加えている可能性も否定はできないので、とりあえず「復元」作業が行われたのは十一世紀後半(経頼の死後、中山家本の成立以前)と十二世紀中頃(中山家の所蔵以降)の期間と推測しておきたい。

なお「復原本」と称する場合、実際の「復元」作業においては、既存の抄本を軸として記事を増補していく方式と、ゼロからくみ上げていく方式が想定される。『左経記』の場合、どちらの方式を採ったのかについて現存の情報のみから判断することは難しいが、いまのところは前者の方式を採ったのではないかと想像している。つまり、干支情報などを備えた長めの記事を掲載する抄本が存在し、それに各種のソースからおもに干支情報を欠いた断片を加筆・合成していく過程で、現存『左経記』の前半の諸巻が形成されたという推定である。この点に関しては、今後の研究によって、より具体的に解明されることが望まれる。

(一)記事合成による原態復元の試み(先行研究)

「復原本」の作成は、『左経記』の場合に限らず、平安後期には少なからず試みられていたようである。その背景には、当時における古記録の利用実態があった。

記主によって執筆された本記(多くの場合は具注暦の間空きに書かれた暦記)は、必ずしもそのままの形で利用されていた訳ではない。藤原宗忠の『中右記』のように記主の生前に整理が加えられて『中右記部類』が作成されたり、藤原実資の『小右記』のように記主の死後に部類形式の『小記目録』が作成されることは珍しくなかった。

そうした傾向の行き着くところ、本記が消滅する場合もあった。藤原実頼の『清慎公記』を、孫の公任が部類しようとして本記そのものを破損した事例は有名だが(桃一九七四ほか)、平安後期の段階でそうした現象は広く問題になっ

ていたらしい。とくに実務官僚層の遺した日記は、次世代の官僚層にとつての仕事上のマニュアルとして、利用しやすいように部類される過程で原型を失っていく事例も生じていた。

たとえば、平安後期に実務官僚と撰関家司を兼ねて活躍していた桓武平氏高棟流の平氏は代々の当主が詳細な日記を付けていたようだが、部類記・抄本などの作成過程において本記は失われてしまったらしい。そこで、部類記・別記や抄写本などの断片的な写本から本記の内容を復元しようと試みられ、その成果が後世に伝来している。その復元作業の実態を検討した先行研究によれば(山本信吉一九六九・柴田二〇〇五)、作業過程で以下のような特徴が生じている。

- ①干支情報の不規則な欠損の発生
- ②「同日」と付記した記事の列挙
- ③年や月の途中(本来であれば不要箇所)における、年や月に関する情報の再提示

①の現象については、現存『左経記』の全般(とくに前半の諸巻)に生じていることを既述した通りである(前節(三))。また③は、いわゆる「異例日付」と称される現象で、『小右記』をめぐる先行研究(今江一九六九・桃一九七一・加藤二〇一五)でも指摘されている。『左経記』におけるこうした現象については、おもに本節(三)で後述する。

ここでは、『左経記』に見える②と関連する諸現象について検討しておきたい。たとえば長和五年正月二日条では、冒頭で三三七字にわたって一日の行程を記録し「余入夜帰宅」と結んだうえで、「同日於殿上：」(一四四字)・「同日於東宮殿上：」(七六字)の記事を並記する。これら記事の後半に列挙される二種類の「同日」記事は、別資料を出典として合成されたものである可能性がある。寛仁元年九月二十三日条では、まず「廿三日戊午」と書き出して石清水八幡宮における競馬のことを記した後、再度「廿三日」として別記事を掲載する。後者について『大日本史料』二一一二は「モト裏書ナリシナラン」とするが、いづれにせよ記事合成の際の不備であることは間違いなく、また出典が裏書かどうかは保証の限りでない③。

この他、関連して時系列上の混乱が見られる事例を紹介しておきたい。たとえば巻頭目録の寛仁元年十二月三日条に「御馬交易使事、叙位事」とあるが、

本記には三日条が存在せず、関連記事は二日条の末尾に「御馬交易使左近番長清武：」「入夜大夫史奉親、被_レ叙_三正五位下_一：」と記載されている。二日条の記事では「参内」ののち、目録にあるとおり「明年御元服事、吉備津宮神主被_レ叙_三榮爵事、賀茂行幸賞事、駒牽事、宇佐使婦参事」を済ませて「退出」しているの、その後に掲示されている二条の記事(前掲)は、明らかに唐突である。目録の記事を重視して、前半と後半の記事の間に「三日、丁卯」の一行が欠けていると理解することも可能だが、「同日」を列挙する事例と類似する編集上の誤りの可能性もあることは指摘しておきたい。

以上のように、編集の際の誤りである可能性を想定しうる不備が現行本『左経記』のなかには散見される。この種の事例を網羅したうえで、それぞれの現象がどのように発生したのかを検討する作業は、現存する本書の性格を説明する際に重要な意味を持つだろう。

(二) 『権記』における類例の紹介

同種の現象は、他の古記録でも発生している。たとえば藤原行成(経頼の義父)の『権記』は古写本(鎌倉期の伏見宮家本)が現存し、この種の検討が比較的しやすい史料である。そのうちの長徳四年九月二十六日条を見ると、以下のような、レイアウトの異なる複数の本文が並記されている箇所がある(②の傍線部が、①との対応範囲)(4)。

① 廿六日、季御読経発願也、行事民部卿・右中弁(説)、民部卿奏行復任事(昨日藏人右中弁設孝奉 勅、仰此卿可行諸司官人・諸衛府生以上復任事之由、仍今日戸部召外記、被問季御読経初日行服任之例、外記夾笄日記進覽、依有先例被行此事、外記承仰奉可復任勘文、次召硯《先例奏後若有》外任者之時、

② 廿六日、季御読経発願也、行事民部卿(依一上御障、此卿奉仰定申僧名□□)・右中弁説孝也、昨依勅、藏人右中弁設孝仰民部卿可行復任事之由、因今日御読経発願以前被申行也、先召外記、被問季御読経発願日行復任之例、登時外記夾笄日記奉覽、依有先例、令外記献可復任勘□、次召硯、《先例奏後若有外任者之時、為令書除目所召硯也》、次召大外記善言朝臣、被問先例云々(奏後若可有除目之時、還座被行之由申之云々)、即戸部就弓場殿、被奏勘文(外記取管従之)、次還座、令右衛門督書之(右大弁雖候不書、妻葬々後今日初参、

仍不書云々)、此間左大臣被参、民部卿猶在座令書了、亦参御所、令奏除目、復座令問二省候否、無可参之者云々、次余令将曹兼時改置膝突、下奉宣旨一枚於左大臣(内藏寮申公用料絹□也)、次説孝依勅仰諸卿云、長門国司不進季御読経、如何可行乎、其旨定申、左大臣・民部卿・右衛門督・右大弁被定申云□、次大臣退於壁後、令招出右大弁、被仰月来久不参入、今日依吉日初参也、御読経間不可候之由、即退坐御宿所、仍参候、被定仰以勘解由判官行忠(民部丞貞幹死去替)・蔭子致孝(宗忠死去替)、可為勸学院之由、亦下給興福寺申釈迦堂十禅師仁宗文(内給)、下小槻大史(奉親宿祿)、此寺文書長者下給、多是上宣也、然而件十禅師文依御願、請蒙 天恩随内給也、/大臣今夜初候宿給、

ここに見える、ほぼ同内容の記事の並記は、伏見宮家本の作成主体が、前半の本文を途中まで写した後、後半の本文の方が詳しいことに気づいて引用元を変更したらしいことを推測させる(この重複が、すでに親本の段階で存在していたとすれば、①部分は書写の際に削除された可能性が高い)。

この重複記事について、すでに書写した範囲(一一六字目まで)のみを比較しても、後半の本文の方が情報量が多い(二三三字)。そこで前半の記事の書写の途中でかなりの余白を残したまま中断し(写真観察による)、新たに別ソースから四八二字の記事を書写しなおしたのである。その後、以降の記事の書写に意識が逸れ、中途半端に書写した前半の記事を削除し忘れたことで、こうした過程が後世に知られることになったのだろう。本来であれば、①部分を写した紙幅は、小刀で裁断して切り捨てるべきところである。

同巻の外題には「行成卿記 長徳四年(秋冬)略記五」(題簽)とあるが、このような背景を踏まえると、単一の略記から書写した訳ではなく、『権記』の記事を断片的に掲載する複数の出典を比較しながら、より情報量の多い本文を日毎に選択して長徳三年記を再構成している状況が推定されることになる。

このほか、寛弘八年十二月二十七日条でも、複数の同日条の記事を掲げている。ただし、こちらでは両者の内容がかなり異なっていたことから、いずれの記事も省略せずに併記しているようである。また長保二年六月二十日条では、まず「十九・廿日、物忌」と記載したうえで、続けて「廿日、乙丑、…」と再度二十日の記事を載せている。当初は「物忌」としか書いていない略本を書写した後、本文を掲載する写本の存在に気づいて記事を追補したものであろう。こ

のように伏見宮家本の作成主体は、内容の異なる複数の親本を参照しつつ、『権記』本文を再構成している可能性が指摘できる。

(三) 『類聚雜例』の性格

以上に述べた「復元本」の形成過程と類似するものが、『類聚雜例』の編集作業である。本書は内容的には『左経記』の部類記であるが、編集過程には以上の諸「復元本」と類似する点が多いので、参考までに触れておきたい。

『類聚雜例』は、『左経記』から「天皇より臣下僧俗に互る崩御死去及び葬礼に関する記事」を抜き出した部類記で、本来は二巻からなっていたものの残闕本である(宮内庁一九五一)。その成立については、経頼の死後に後人が作製したとする説(清水潔一九八一A)のほか、経頼自身が作成した「部類形式の別記」に後人が関連記事を増補したものとする想定もある(三橋二〇一五)⑤。

しかし後者の説については、まず経頼自身が作製したとする充分な根拠が示されていない点が懸念される。そもそも後人が追補する場合、すでに経頼自身が作成した部類記があったとすれば、経頼が作成しなかつた期間の記事を追補する可能性は考えられても、経頼自身がまとめた期間を対象として『左経記』を使って更なる増補作業を行う可能性は、やや想定しがたい。同一日条でほとんど内容に違いない記事が並列される複数の事例(↓表11「複数の本文が伝来する事例」も念頭に置くと、経頼本人ではなく、すでに不十分な『左経記』本文しか参照できなくなっていた後世の人が、抄本だけでなく、管見の限りの別記・抜書も博索したうえで編集した部類記と想定するのが自然であろう。

その編集作業を考える際、まず注目されるのは、本書のなかに見える「異例日付」(一)で前述)である。これはさまざまな現象を含む概念だが(今江一九六九・加藤二〇一五)、本史料における場合、各年最初の記事ではないのにわざわざ年表示を伴う事例や、各月最初の記事ではないのに月表示を伴う事例などを指す。

具体的に、年表示の異例としては、「長元三年三月廿二日」の後に「同三年六月十五日」と書かれたり、「長元九年四月十七日」の後に「長元九年四月十七日」・「長元九年五月十三日」・「長元九年五月十九日」などと書かれた事例がある。また月表示の異例としては、長元三年条で「七月七日」・「七月九日」・「七月十日」・「七月十一日」・「七月十二日」・「七月十三日」・「七月十四日」・「七月十五日」・「七月十六日」・「七月十七日」・「七月十八日」・「七月十九日」・「七月二十日」・「七月二十一日」・「七月二十二日」・「七月二十三日」・「七月二十四日」・「七月二十五日」・「七月二十六日」・「七月二十七日」・「七月二十八日」・「七月二十九日」・「七月三十日」とあったり、長元七年条で「九月三日」・「九月十日」・「九月十七日」・「九月二十四日」・「九月三十日」とあったり、

長元八年条で「六月十八日」・「六月廿一日」・「六月廿四日」・「六月廿七日」・「六月三十日」とあったり、長元九年条で「長元九年五月十九日」・「五月十九日」・「六月一日」・「六月八日」・「六月廿一日」・「六月廿四日」・「六月廿七日」・「六月三十日」などと見える事例がある。

このように年月表記上の異例は多数見えるが、一方で干支については、二例(長元九年四月十七日条②・同年六月二十一日条)を除き明記している。この程度の干支脱落率であれば、転写元の記事の性格を反映したものであるというよりも、誤写(親本の成立時か、『類聚雜例』への転写時かは不明)の範囲内と考えてよからう。天気情報に関しても相当数の日が記載しており、現存の本記と比べて良質な情報ソースから抜粋したことがうかがえる。

なお本書において同一日に複数の記事を掲載する場合、長元九年五月十九日条①・②・③(別記)のように、最大で三種を並列する事例が確認できる。こうした事例からは、おそらく抜粋に利用した情報ソースは計三〜四種類にわたり、そのなかには経頼自身が作製した「別記」も含まれていたと考えられる(たとえば長元九年五月十九日条・長元九年六月八日条などで、冒頭に「別記」と付記している)。

また全体に記事掲載順の混乱が見えることは早くから指摘されているが(藤井一九六二)、このうち長元三年と四年の間に長元五年八月二十五日・同八日の記事が竄入している点は、編纂過程の不備か、伝来過程で生じた錯簡のいずれかであろう。一方、同一出典から関連記事を引用したらしい箇所(日付順が前後する事例(たとえば長元九年条で「六月一日」・「二日」・「三日」・「別記」六月廿一日、同廿一日、六日、七日、八日、十五日、十九日、六月廿一日、廿三日、廿九日)とある部分)はおそらく、編纂過程における不備なのである(とくに前者の傍線部分は、同一出典から関連記事を抜き出す際に、並べ直さずに連続して抜粋したと推定される)。このような状態を見る限り、本書は、とりあえず関連記事を集成してみたが、おそらく自分個人が利用する分には不都合もないので厳密な再編集(再整理)を施さないまま、周辺まで流布するという経緯で世に広まったものと推定される(つまり家司が主人の指示を受けて作成したというような編集過程は想定しにくい)。

現存する本書は長元二年〜九年の記事のみを掲載する残闕本であるが、想像をたくましくすれば、これは本来の下巻(前欠に相当する部分で、元々の下巻には長元元年〜九年(九年間)の記事を掲載していたのではないか。その場合、

表11 「複数の本文が伝来する事例」

	年月	出典	備考
1	寛仁元年九月二十三日条	本記×二	前後の日ともに記事があるので、日付の誤写ではない。(別に検討)
2	寛仁二年十月一六日条	本記(前欠)	重複なし。
		『中右記』大治五年二月二日条	『中右記』の記載は、前欠部分に存在したか。
3	治安元年正月二十二日	『魚魯愚抄』別録二	部分的に重複。
		『魚魯愚抄』別録二ほか	
		『魚魯愚抄』別録四	
4	治安元年八月二十九日条	本記(高山寺本)	重複なし(前者は京官除目、後者は仏事に関する内容)
		『魚魯愚抄』別録八	
5	万寿二年十一月二十日条	本記	同じ記事だが、やや字句・体裁が違う(別に検討)
		『更級日記』定家本巻末	
6	万寿二年十二月三日条	本記	同じ記事だが、やや字句・体裁が違う。(別に検討)
		『更級日記』定家本巻末	
7	長元元年八月八日条	本記	「非改元之故、以此由申了」
		『官奏抄』	「非改元之故者(関白相府仰云、以先例可候者之)」
8	長元四年二月八日	本記	「大府於仗座被仰、無率川祭日被行事之例、令尋之処、一条院御時、被行仁王会云々」
		『吉口伝』灌仏道場事	「内府於仗座被仰云、率川祭日被行仏事之例、令尋之処、一条院御時、被行仁王会云々」
9	長元四年二月十三日条	本記	「但納言」
		『魚魯愚抄』別録二	「但納言執筆之時可入自東方者」
10	長元四年二月十五日	『魚魯愚抄』別録二	重複なし。
		『魚魯愚抄』別録二	
11	長元四年八月十一日条	本記	「次外式奉大弁」
		『列見并定考部類』	「次外式奉式、次定考(少納言義通・右中弁資通。右少史、為親・守輔共少史、是失也)、次着朝所、一献左大弁」
12	長元四年十二月二十三日	本記	後者が前者を抄出。
		類聚雑例	
13	長元四年十二月二十九日	本記	後者が前者を抄出。
		類聚雑例	
14	長元六年正月二十一日	『台記』仁平元年二月二十六日条	いずれも抄出だが、ほぼ同文か。
		『兵範記』仁平二年正月二十六日条	
15	長元七年九月三日条	本記	己丑 天晴、史致親持来昨日申文目録、披見不載難書等、仰云、難書載目録注難旨云々、而不載不可然、即返給令載、
		類聚雑例	己丑 天晴、伝聞、右武衛相公長女昨損亡云云、依為復日不弔、 →重複なし
16	長元七年九月十日条	本記	後者が前者を部分的に書き直したうえで抄出。(別に検討)
		類聚雑例	
17	長元七年九月十五日条	本記	同文。
		類聚雑例	
18	長元七年九月十六日条	本記	後者が前者を部分的に書き直したうえで抄出。(別に検討)
		類聚雑例	
19	長元七年九月十七日条	本記	文字の欠落▼「不参」(本記) ▼「不参鷹司殿云々」(類聚雑例)。
		類聚雑例	
20	長元七年九月二十一日条	本記	②は本記後半と同文、①は前半(一二字)のみ本記と同文(後半は独自情報)。
		類聚雑例×2	

21	長元七年十月十五日条	本記	後者は前者の表現を大幅に書き改めながら抄出。(別に検討)
		類聚雑例	
22	長元七年十一月四日条	本記	後者が前者を抄出
		類聚雑例	
23	長元八年正月九日条	本記	重複なし。
		類聚雑例	
24	長元八年二月三日条	本記	同文。
		類聚雑例	
25	長元八年三月二十三日条	本記	同文。
		類聚雑例	
26	長元八年三月二十五日条	本記	重複なし。
		類聚雑例	
27	長元八年五月十三日条	本記	後者は表現を改めつつ抄出。(別に検討)
		類聚雑例	
28	長元八年五月十九日条	本記	後者は、前者の前半を抄出し、後半はそのまま引用。
		類聚雑例	
29	長元八年六月十八日条	本記	後者は前者の冒頭部分(「天晴、不他行、午後頃権弁被過」の一二字)を省いて抄出。
		類聚雑例	
30	長元八年六月二十一日条	本記	重複なし。
		類聚雑例	
31	長元八年六月二十二日条	本記	後者が前者を抄出
		類聚雑例	
32	長元八年六月二十四日条	本記	同文。
		類聚雑例	
33	長元八年六月二十五日条	本記	「次幡六人」
		類聚雑例	「次幡《安主持之》、次御前僧六人」
34	長元八年六月二十八日条	本記	同文。
		類聚雑例	
35	長元八年六月二十九日条	本記	「金吾進弓場云々」
		類聚雑例	「金吾進弓場被奏云々、昨日自或所被示之、一日先齋院御薨奏云々」
36	長元九年四月十七日条	類聚雑例×二	①と②の間で大幅な違い。どちらかが別記の記事か。(別に検討)
37	長元九年五月十三日条	類聚雑例×二	冒頭部分(四四字)を除いて本体部分では重複なし。
38	長元九年五月十五日条	類聚雑例×二	重複なし。
39	長元九年五月十九日条	類聚雑例×三	②は①の抄出、③(別記と傍書)は①・②と重複なし。
40	長元九年五月二十一日条	類聚雑例×二	基本的に重複なし。①「戌四点除御錫紵」が、②「今日戌剋主上令脱錫紵給云々」とあるくらいが対応関係
41	長元九年五月二十三日条	類聚雑例×二	重複なし。
42	長元九年六月八日条	類聚雑例×二	①(別記と傍書)と②は、一部で重複。(別に検討)

表内で①・②などという場合、『類聚雑例』(史料大成本『左経記』所収)で同一日について複数の本文を挙げる事例を指す。

本文が現存する部分について、このほかに他史料が抜粋(取意文を含む)を掲載する事例としては、古記録では為房卿記・江記・中右記・台記・長秋記・山槐記・玉葉・平戸記・公衡公記・園太暦など、部類記では立坊部類・東宮御元服部類・天皇元服部類・院号定部類・御産部類・参議拝賀部類・改元部類・凶服部類・諸事部類・御脱履記・除目抄など、その他に西宮記・江家次第・富家語・医略抄・本朝皇胤紹運録・元秘抄・魚魯愚抄・御遊抄・後成恩寺関白諒闇記・江次第抄・飾抄・諸寺供養類記・請雨経日記・雍州府志などで確認した(約一〇〇例)。ただし些細な字句の異同を除き、目立った本文の違いは確認できなかった。

分量的には上巻には寛仁元年（万寿四年）十年間）くらの記事を掲載していた可能性が想定される。とすれば、本書の編集主体は『左経記』全体のなかで前半部分と晩年の記事を所持しないままに本書の作成を進めたことになる。本書の編纂期間外の本記が現存せず、本文が逸文の形でしか伝わらないことには、偶然ではない何らかの背景が存在したことを推測させる現象といえよう。

なお史料大成本が末尾で『類聚雜例』全文を翻刻していることから分かるように、現状で『類聚雜例』は本記の記事が存在しない長元二・三・五（後半）・六・七（前半）・八年（後半）・九年の期間について計八六日分の記事を伝える貴重な史料と評価できる。しかし後述するように第二章第四節（四）、本記と『類聚雜例』でほぼ同文の本文が掲載される場合、前者の方が詳細であることも多い。つまり平安後期の段階で、おそらく『左経記』を揃いで所持していたと思われる主体（たとえば醍醐源氏）にとっては、本書はそれほど価値のある部類記ではない。逆にいえば、本書を所持・利用していた主体（たとえば第五章第二節（二）で紹介する藤原頼長は、『左経記』本記をまとめた形で所蔵できていなかった可能性が高いことになろう。

第三節 目録と本文の関係

現存する『左経記』諸写本のうち、九条家本系写本には巻頭目録が付属している。本節では、先行研究の指摘も踏まえつつ、この目録の性格について分析する。

（一）目録・本文の不对応の発生要因

現行本の巻頭に付された目録に「不備」（目録に項目が存在するのに、本文に対応記事がない事例）が多いことに関しては、すでに先行研究で指摘されている。ただし、こうした現象の発生要因に関しては、目録作成後に行われた部類記作成の過程で特定記事が失われたのではないかという推測（清水一九八一A・石田二〇二〇）に加え、後人による抄写の過程で記事の一部に欠落が生じているのではないかという推測も述べられるなど（清水潔一九八一A）、各種の複合要因から目録と本文の不对応が徐々に広がっていったという見通しが示されるに止まっている。

こうした通説に対して、十分な根拠を示さない見通し的な主張ではあるが、

記事の抄写はされていないとする批判もある（三橋二〇一五）。しかし、ある日の記事を「先是、…」（長元五年四月二十三日条）、「後聞、…」（寛仁元年八月十六日条）、「今日又可_レ有_二競馬_一云々」（寛仁元年九月十六日条）と唐突に書き出す事例のように、前半記事（現存せず）の存在を前提とする形態の記事は、本文の省略が少ないと思われる記事存在率が高めの巻においてすら散見される。日中の行動に関して何の記載もないまま、突然「今晚…」「及晩景…」と書き始める記事（多数）や、「今月…」（長和五年正月十七日条）、「明日…」（寛仁四年三月十一日条）などと書き始める事例の存在も踏まえれば、かなり広い範囲の記事が何らかのフィルターを通った際に情報量を減少させ、時系列に沿った本来の記事構成を失ったかたちで現状の本記に採用されていることは、間違いないまい。

この種のフィルターに関して、先行研究では具体的な検討はなされていない。そうしたフィルターのひとつとして、九条家本成立の際の抄写作業が想定されることは後述するが（第四章第三節）、以下その概略を確認しておく。

① 目録作成以前（目録×・本文×）

まず、目録作成以前に欠損したらしい記事について。実際に行われた行事をめぐって、目録にも本文にも記載がない事例が散見されることは、注目される。関連史料との比較によれば、通常の年には『左経記』の巻頭目録で立項されている行事について、当該年に実施されているにもかかわらず、目録に項目が見えず、対応記事が本文に存在しないという事例が複数ある。たとえば万寿三年二月七日の除目（経頼は右中弁）・長元四年二月二十一日の列見（経頼は参議兼右大弁）・長元五年二月十一日の列見（同）などは、目録にも本文にも関連記事が存在しない（↓表12「目録の主要項目（正月）の比較」）。現任の弁官が除目に関わる記事をまったく記録しないとか、列見に連年のように参加しないとかいった状況は想定しがたく、この種の記事のほとんどは元々は存在したにもかかわらず、現行の本記に掲載されていない可能性が高い。

『左経記』の全体を子細に見れば類似の欠失事例は少なくないはずで、それらの記事すべてが経頼の自筆原本に存在しなかったとは考えにくい。こうした現象を踏まえると、現行諸本の巻頭に付された目録は、おそらく毀損箇所のない原本を揃いで所持する人物が作成したのではない。遅くとも中山家本を九条

家で書写した段階で、巻頭目録は付されていたと考えられるが、すでに主要記事の一部が欠損している不十分な本文から作成したものであることになる。勿論、それを巻頭に掲載していたであろう中山家本自体も、不完全な写本から転写された本と考えるべきだろう。

② 目録作成以降(目録○・本文×)

つぎに、目録に立項されているにもかかわらず、本文に対応記事がない事例(↓表13「目録のみに存在する記事」)について検討する。その前提として基本情報を確認しておく。現存の巻頭目録が作成されたのは、九条家本の成立以前である(第四章第三節)。目録の成立は九条家本の親本を所蔵していた中山家、もしくは中山家本の親本を所持していた某人の段階という可能性が高い。つまり九条家本系写本で目録に立項されているのに本文に記事がない複数の事例は、その時期以降に本文のみが失われたと考えられる。

欠失の要因としてはいくつかの可能性が推測できるとはいえ、

表12 「目録の主要項目(正月)の比較」

	長和五年上	寛仁二年上	寛仁四年上	万寿二年上	万寿三年上	長元元年上	長元四年上	長元五年上	長元八年上
叙位	○	位記請印事		○	○		○	○	○
御齋会	○			○	御齋事		△	○	○
節会		○		○	○		○	○	○
賭弓		○		○	○		○	○	○
政始	○	○		○	○		○	○	○
除目	○	○		○		○	○	○	○
列見	○	○		○	○	○			○
仁王会		○	○	○	○	○	○	○	○
	正月中間欠		四月後半以前欠			正月欠			

目録自体がどの段階で成立したと考えるかによっても違いが生じる。中山家本が書写された段階で、すでに一部に不対応が生じていた可能性もあろうし、同家での所蔵後に部類記作成などの目的から一部の記事が切り出された結果として欠落が生じた可能性も否定はできない。管見の限り、この現象の発生時期について特定に必要な根拠は見いだせず、これ以上の憶測は避けておきたい。

なお中山家本と九条家本の間で情報量に差があり、後者は前者を抄写したものと推定される点を踏まえると(第四章第三節)、現在、目録と本文で対応関係が見いだせない事例のうちのいくつかは、九条家本成立の際の抄写によって生じた可能性は高い。一方、中世以降の時期における記事の欠失は、少なくとも九条家本の原本が現存する期間に関しては、ほぼ発生していないと考えてよい。後世の転写本しか現存しない時期の記事について、部分的な落写の可能性もあり得るが、これ以上は、現存する近写本の全体調査を待つて結論を出すべきだろう。

(二) 目録と本記の対応関係

つぎに、不対応の実例を、逸文を含めて検討する(↓表14「逸文一覧」)。すでに先行研究(清水潔一九八一A)では、目録のみに見える計六三の項目が本文の欠失箇所として紹介されている。改めて本文と目録の対応関係について確認すると、少なくとも計六六箇所(本記に目録記載への対応記事が存在しないことが分かる(↓表15「本文と目録の対応関係」・表13「目録のみに存在する記事」))。

ただし現行の本記に対応記事が存在しない項目のうち、五例では逸文が現存する。まず①寛仁二年四月八日条については、目録で「八日、御灌仏事」とあるだけで対応する本文は存在しないが、以下のような逸文が確認できる。

・逸文28…『中右記』天仁元年四月八日条⁶⁾

去寛仁二年御灌仏之日、宇治殿為「撰政」、令「參給」之時、頭中将公成取「布施」進「殿下」之由、見「故経頼左大弁記」云々。

②長元四年二月十五日条については、目録で「十五日、被_レ始「除目」事」とあるだけだが、以下のような逸文が確認できる。

・逸文93…『魚魯愚別録』巻二

同記。長元四年二月十五日。降雨云々。内府以下次第起座、経「宜陽殿西壇

表13 「目録のみに存在する記事」

年号	月日	目録内容	内容	備考
長和五年	110	被始除目事	除目	清水欠
	112	除目畢	除目	清水欠
	315	同（石清水臨時祭）還事		十四日の記事に連続掲載されるので、実際には存在
	406	朔日被奏見参間事		清水欠／五日条の記事に対応する可能性
	422	踐祚之後、依為坎日、無警固召仰事		
	424	賀茂祭事		
寛仁元年	828	除目召仰事	除目	
	830	除目畢事	除目	
	1203	御馬交易使事、叙位事		清水欠／二日条の記事に対応する可能性
寛仁二年	117	豊楽院射礼事		
	118	賭弓事		
	125	除目事、召仰了後有政事	除目	
	128	国忌日不申慶事		
	223	仁王会之事		
	228	仁王会定、以小一条院可□三宮事		
	408	御灌仏事		逸文あり
	419	御禊事		
	6??	同滅行事		本文との対応関係は不明
寛仁四年	1110	宇佐使立事		
	1128	於関白殿御宿所、被行除目事	除目	
	1129	除目畢事	除目	
万寿二年	126	被始除目事	除目	
	129	除目了事	除目	
	1020	有政事、京官除目事	除目	
	1021	除目事	除目	
	1022	下名事	除目	
万寿三年	721	於仁寿殿可御覧相撲事	相撲	
	728	相撲召合事	相撲	
	729	追相撲等事	相撲	
	1025	六日除目事	除目	
	1217	九夜事		
長元元年	217	除目事	除目	
	218	同（除目）事、仁寿殿坤角虹立事	除目	
	219	除目畢事、被行叙位事	除目	
	927	除目事、中宮行啓事	除目	
	928	除目了事	除目	

長元四年	215	被始除目事	除目	逸文あり
	217	除目畢事	除目	逸文あり
	515	奉幣事		
	529	強奸愁等事		
	616	甲斐守頼信上洛申忠常死去由事		
	724	依月蝕相撲楽可有否事、相撲間事	相撲	
	725	相撲楽停止事	相撲	
	726	同（相撲）召仰間事	相撲	
	729	同（相撲）召合事	相撲	
	730	同（相撲）御覧并拔出事	相撲	
	802	太神宮託宣事		
	822	仁王会事、依為伊勢使不知仏事事、官司頭下祿折事		
	823	佐通通隠間逢使々部事		
	824	重有託宣可流佐通於伊豆事、霖雨御卜事、有勅参御前奉使間事等事		
	825	為伊勢奉幣使参向事		
	829	参着太神宮事		
	907	伊勢両宮禰宜内人等位記請印事		
	1127	除目事	除目	
	1128	除目畢事	除目	
長元五年	205	除目事	除目	
	207/8	除目事	除目	
	210	下名事	除目	
	211	除目清書間追任官例事	除目	逸文あり
	212	明義可任受叙否事	除目	
長元七年	727	相撲内取事	相撲	
	728	同（相撲）召合事	相撲	
	729	依雨同（相撲）御覧延引事	相撲	
	730	同（相撲）御覧等事	相撲	
	1019	除目事	除目	
	1020	除目畢事	除目	
長元八年	126	同（祈年祭）事、除目事	除目	逸文あり
	127	除目事	除目	
	130	除目事	除目	

目録に見える長和五年正月十日・十二日の記載について清水潔 一九八一-Aは本文との対応関係を検討し落としているが、これは活字本で前欠扱いにされ翻刻されていなかったからである。実際には長和五年上巻の「本紙最終紙の紙背に、長和五年正月六日から十六日までの目録が存する」（石田 二〇二〇）。そこには「正月／六日、叙位儀事／八日、御齋会事同前奏事／女叙位事／十日、被始除目事／十二日、除目畢事／十三日、被定今月廿九日御讓位并御即位事／十四日、御齋会畢事／十五日、依御即位為避方忌、可遷御宮内省敷有／十六日、政始事 被覧宮内有事」と記されている（※写真9 A・9 B）。

その性格について、現状では「両者（巻末紙背目録と冒頭目録）の関係は明確ではない」（石田 二〇二〇）と指摘される。ただし私見では、表面の記事をもとに紙背に目録を作成することは難しいはずで、十五日条に「宮内省敷有」と傍書があることを踏まえても、親本の情報をそのまま書写したものと考えるのが妥当である（親本を見ながら、写本紙背に目録をゼロから作成した可能性もないわけではないが、その場合、本文との対応関係が不十分な点が問題となる）。とすると親本では、目録が紙背に存在した可能性を想定すべきであろうか。

この巻末紙背の目録（後闕）は、巻の冒頭に見える二十五日以降の目録と同筆なので、同時期の成立と推定される。十六日条の左半分は紙継目に掛かって半断しており、冒頭の二十五日条の右半分が半断している点も踏まえると、この間に一紙分の欠落が存在する可能性が高い。このあたりの混乱は、目録の書写された場所の移動（巻末裏→巻頭表）とも関連するのであろう。

出典	番号 (清水)	備考 (清水)	備考 (渡辺)	
『御産部類記』後朱雀院	1		「左経記」とあり／当時は次侍従	
『御産部類記』後朱雀院	2			
『御産部類記』後朱雀院	3			
『御産部類記』後朱雀院	4			
『御産部類記』後朱雀院	5			
『御産部類記』後朱雀院	6			
『御産部類記』後朱雀院	7			
『仁和謝法記』济信	8	『御堂関白記』『小右記』『僧綱補任』『東寺長者補任』により長和二年正月十四日条と推定しうる、		
『台記』仁平元年二月十日条	9			
九条家本『列見并定考部類』				
九条家本『列見并定考部類』				
九条家本『列見并定考部類』				
東京大学史料編纂本『雑例』・『修法要抄』六雑例	10			
柳原本『平座小除目等部類』少納言不参弁給見参祿法例	11			
『魚魯愚別録』巻八	12			
『江家次第』巻第二十、『後二条師通記』寛治五年十二月十七日条裏書	13			
九条家本『列見并定考部類』				
九条家本『官奏抄』				
『台記』康治二年五月二十五日条				
九条家本『列見并定考部類』				
九条家本『列見并定考部類』				
九条家本『列見并定考部類』				
『年中行事秘抄』(建武本)正月修太元法事	14			
『師元年中行事』十二月晦日条	15			
『園太暦』貞和四年十二月一日条	16			
『園太暦』貞和四年十二月一日条	17			
『長秋記』保延元年五月三日条				
『中右記』天仁元年四月八日条	18	寛仁二年に頭中将なし、公成は当時右近衛中将、		
『中右記』大治五年二月二日条				
広橋本『東宮御元服部類記』				
九条家本『官奏抄』				
九条家本『官奏抄』				
『魚魯愚別録』巻一	19			
『魚魯愚別録』巻二、『三槐抄裏書』	20 ロ			
『魚魯愚別録』巻二	20 イ			
『魚魯愚別録』巻四	20 ハ			
『春記』脱漏 (高山寺本『左経記』)	21			
				当日条の前欠部分の記事か
			(イ)(ロ)(ハ)は同日の記事であり、(イ)(ロ)は一部重なる部分がある、	清水は三月とするが、八月二五日条の誤り→抹消

表14 「逸文一覽」

	年号	西暦	本文
1	寛弘六年	10091125	寛弘六年十一月廿五日辰刻、中宮御産（男）、
2	寛弘六年	10091127	廿七日、参中官饗饌、有和歌、右大臣・内大臣・前帥不参、
3	寛弘六年	10091129	廿九日、参中宮御養産、如二十五日（殿上人座有濫行、左少将伊成被打調、十二月一日伊成出家）、
4	寛弘六年	10091202	十一〔二カ〕月二日、公家御養産（公家本宮）、
5	寛弘六年	10091204	四日、参中宮、左金吾（虫損）奉仕産養（左府脱衣給公頼）、
6	寛弘七年	10100115	七年正月十五日、第三皇子五十（主上出御有管絃）、
7	寛弘七年	10100117	十七日、親王宣旨、左大臣以下奏慶、以左兵衛督実成爲別当、
8	長和二年	10130114	左大弁経頼記云、深覚大僧都後七日御修法申故障、仍前大僧正濟信奉仕之、有議任権僧正、還著法務、宗長者（云々）、
9	長和三年	10140316	経頼記曰、長和三年三月十六日有列見事、申見参之間、上卿答云、先例大臣被陣之時被行、被参陣上達部預見参、而今日大臣不被参之由云々、
10	長和三年	10140316	省略（前欠）
11	長和三年	10140811	省略
12	長和三年	10140812	省略
13	長和四年	10150525	経頼卿記云、長和四年五月廿五日、甲辰、始自今夜、於仁寿殿、被修安鎮法、阿闍梨大僧正慶円、爲鎮新宮也、先例如此御誦經、御修法等、迫遷宮期被行、而來月十一日以前不可有仏事、仍有定、今日所被始也、
14	長和四年	10151001	長和四十一経頼卿記云、上卿召右少弁給見参、下官給目六、今日少納言不参、
15	長和四年	10151027	経頼記曰、長和四年十月二十七日、権弁言、執筆人別書出關官、持懐中（諸外記令書之、件文或書葉子、帖書以之云々、雖然秘説云、書卷紙三枚許持之云々、是撰政被問關官之時申文など見やうにて被見申事由也、見葉子等は飽無便宜云々、是民部卿御説也云々、故大入道殿御時執筆被奉仕也）、
16	長和四年	10151226	長和四年十二月二十六日、壬寅、奉爲左府、於法性寺新造五大堂、太政官被行五十御賀、仍大弁以下少納言・外記・史・外記史生・左右弁官史生・官掌等皆以参会、其儀五大堂南庭立五丈幄一字（卯酉爲妻）、其下立中取数脚、積信濃五百端、爲誦誦布施物、同堂南廂仏面間敷高麗端二枚、爲左右大弁座、其東西敷紫端置数枚、爲中弁以下少納言・外記・史座、凡以長筵皆敷滿廂中、立行香・散花等机、懸花鬘・幡等、皆如例、又西廂敷筵・畳等、弁・少納言等爲仮著所、及未刻、本寺座主慶命僧都來云、今日請僧即以此御堂五僧請之、而供僧三人辞退、召寺中僧云々、未刻始事、先左大弁仰大夫史奉親朝臣令打鐘、次著仏前座（左大弁著仏面座、左中弁・余著西座、右少弁・大夫史・大夫外記著東座、六位外記・史等不預著此座、権弁・右中弁称障不参）、各座定、御導師慶命僧都著礼盤始事、以六位外記・史等爲堂童子（西方外記頼隆・史光隆、東方外記元規・史維信）事舉行香、左大弁・左中弁・余・右少弁・大夫史・大夫外記并外記爲国・孝親等立之、次行香畢、余取白褂一重、施導師慶命、右少弁同取白褂一重、施咒願賀算、次本寺書卷数奉之、即以厨家別当右少弁、奉左府（右少弁令持弁侍則成、持参左府、〔付〕備中前司国平朝臣奉賀、即以白大掛一領給弁云々）、自余人從法性寺各以分散、今日無飯酒、若是依先例歟、爲當時儀歟、未知其案内、又僧布施、僧都絹五疋・手作十端、凡僧絹二疋・手作二端、但無供養料、今日誦誦文右少弁所草案也、左大弁一人被加日下署、余参左府、国平朝臣云、今日所被行殿下御賀、有其数者（勸学院・極楽寺・法性寺・慧心院・興福寺等也）、又中官於法性寺五大堂、始從今日、可被修五十箇日御修法、同爲殿下御賀也
17	長和四年	10150211	省略
18	長和四年	10150311	長和四年三月十一日、依有官奏、右府被参著、左少史紀行信候奏（多以大史令隨奏役、而今日大史不参、仍右大弁被申事由於左府有免、以行信令隨事也）、
19	長和四年	10150525	招右大弁問之、対日、寛弘之間此日有賑給定、但不可叶例、長和四年此日有政、見経頼記云々、
20	長和四年	10150811	省略
21	長和四年	10150812	省略
22	長和五年	10160813	省略
23	寛仁元年	10170108	寛仁元年正月八日経頼記云、藏人頼宣語云、以御衣二宮如例結封加覆并机等、令内藏寮官人分遣真言太元等御修法所、人々被論云、可遣太元法一所、仍案内申撰政殿、被仰云、可遣兩所、先例也、仰忽召加宮并机等遣之、
24	寛仁元年	10170529	同卿記云、寛仁元年五月二十九日、有著欽政云々、大外記文義云、依故三条院崩御事、廢朝之後、未被始外記政、近代之例、始外記政之日、始檢非違使庁政也、而外記政以前著欽政云、如何、就中院御四十九日未畢間、所行如何者、
25	寛仁元年	10170530	左大弁経頼記云、長和六年五月卅日有定、仰内僧并服者等可令退出、是雖被止神今食、可供忌火御膳之故也、
26	寛仁元年	10170601	同六月一日、今朝御物忌也、早旦源中著布袴、供忌火御膳、或人云、四条宮令崩給、入夜御巫供御贖物如例、申事由於撰政殿、有定令供、村上御時雖相当御物忌、大殿祭并節折等早々、仍相准行之云々、
27	寛仁二年	10180000	特辞事、俊賢辞職参荷前、雖在本座不行事、以中納言行事由、有経頼寛仁二年記、
28	寛仁二年	10180408	去寛仁二年御灌仏之日、宇治殿爲撰政、令参給之時、頭中将公成取布施進殿下之由、見故経頼左大弁記云々、
29	寛仁二年	10181016	治部卿答云、寛仁二年立后日、殿上人多用巡方、是入侍從列之故歟之由、見故経頼左大弁日記也、
30	寛仁三年	10190219	寛仁三年二月十九日丁未、参内、大殿・撰政殿并右府以下、可然上達部、於東宮殿上被定御元服事（聊有盃飯事、執筆亮惟憲朝臣）、先右府尋仰、召陰陽寮於陣頭、令勸宮御元服日時、奏聞了（四月七日一、時已一）被参宮（云々）、
31	寛仁三年	10190703	同三一七一三日、有官奏、此日入道大相国有上表事、
32	治安元年	10210008	治安元年十月八日、右内兩可候官奏之由、頭中将朝任朝臣奉勸仰右大臣、
33	治安元年	10210120	経頼記曰、寛仁五年（治安元也）正月廿日、関白殿初仰章信朝臣云、於御前初有除日之時先例服者不参、又不奉故者申文之由見小野宮記之由四条大納言有相示、其事尤可然、服男・女房不可参、兼故者申文不可奉之由可令仰知人々者、
34	治安元年	10210122	経頼記曰、寛仁五年正月二十二日、左右大臣以下諸卿經日華門著議所、弁・少納言・外記・史経陣腋着宜陽殿東廂座、頃之召使來伝召盃之由、少納言信通・左少弁義忠起座、各取入自良角幔、相分南北進、跪兩府御後（各有膝突、内暨各一人取杓相從）、勸盃（取次杓）放盃之後各歸本座、
35	治安元年	10210122	経頼記曰、寛仁五年正月二十二日、降雨、左右大臣以下諸卿經日華門著議所（云々）、外記等進居上卿座下取管文等（次第取下云々）列立春興殿東庇北砌下（西上北面）、次上卿以下次第起座、経南殿北并明義門等進立弓場如常、外記等経南殿下、
36	治安元年	10210122	経頼記曰、寛仁五正二十二、今日始於御前被行除日儀、昨夜於御堂致仕大納言・四条大納言被申日、先例除日時、関白下給文書等、慥見定一々渡執筆人者、入道殿并関白殿諸此事、若如然被行歟、
37	治安元年	10210325	廿五日庚子、晴、被行春季御誦經（云々）、但因書寮有穢、仍以仁寿殿御仏閣白御經等御前御料、以同長日御誦經所御仏爲南殿料、但経者仰綱所令借被用（云々）、

『葉黄記』寛元四年十月十七日条	22		
『葉黄記』寛元四年十月十七日条	23		
『葉黄記』寛元四年十月十七日条・『局中宝』	24	葉黄記所引文を中心に局中宝所引文を以て補訂、	
『魚魯愚別録』巻八	25		
九条家本『官奏抄』			
九条家本『官奏抄』			
九条家本『官奏抄』			
九条家本『官奏抄』			
九条家本『官奏抄』			
『治安御賀部類記』（伏見宮本『鷹司殿賀算部類記』）	26		
『治安御賀部類記』（伏見宮本『鷹司殿賀算部類記』）	27		
『治安御賀部類記』（伏見宮本『鷹司殿賀算部類記』）	28		
『治安御賀部類記』（伏見宮本『鷹司殿賀算部類記』）	29		
『治安御賀部類記』（伏見宮本『鷹司殿賀算部類記』）	30		
『治安御賀部類記』（伏見宮本『鷹司殿賀算部類記』）	31		
『江家次第』一、正月供御楽、頭書	32		
『三槐抄』下、裏書	33		
九条家本『列見并定考部類』			
『台記』久安四年二月十一日条	34		
九条家本『列見并定考部類』			
『御遊抄』			
九条家本『官奏抄』			石田論文「万寿3年4月頃？」
『魚魯愚別録』巻二			閏五月十八日の誤りか
東京大学史料編纂所本『雑例』・『修法要抄』六雑例			
九条家本『列見并定考部類』			
九条家本『列見并定考部類』			大日本史料2-24
九条家本『万寿四年記抄』			
九条家本『万寿四年記抄』			
九条家本『万寿四年記抄』			
九条家本『万寿四年記抄』			
九条家本『万寿四年記抄』			
九条家本『万寿四年記抄』			

38	治安元年	10210811	経頼記云、治安元年八月十一日、大外記文義朝臣云、昨関白殿被仰云、可列太政大臣下之由、令下宣旨已了、官外記序倚子等可令改立、
39	治安元年	10210813	十三日又申云、去年考定日、考簡摂政内大臣と奉書、而今年留関白字、唯左大臣と奉書、兩年例不同、如何、被示云、先々拜本官人、不書摂政・関白等字、八月奏論奏之時所注也、以彼為例、今所注非多、関白殿被仰云、書摂政・関白字、先例不然、然而職為内大臣、列左右大臣上、仍年来令書也、而任左大臣之後、依可列太政大臣下、令停止関白字也者、
40	治安元年	10210821	廿一日、関白殿被仰云、人々云、有太政大臣之時、官・外記・侍從所・宜陽殿等之左右大臣座立敷納言上、而帶摂政・関白之大臣、猶可列他大臣上敷、其故者、除日時御前座、已関白者横座也、況他所座、猶可有議也者前日按察大納言申之、今日権大納言以余又被申之、此由參御堂可申也者、即參上、申御消息旨、即被仰云、可立敷太政大臣座次之由、兼所案也、一日思失不聞也、雖無先例、不可准他大臣、可立敷太政大臣座次横座之由、可被仰下也、但至于右大臣・内大臣、猶可立敷納言座上也者、即歸申此由、即被仰云、官・外記倚子并侍從所・宜陽殿等之座、如仰可立敷之由可仰下者、即仰大夫外記史等、又関白被仰云、貞信公被任太政大臣之間、左大臣小野宮・右大臣九条殿皆為子、仍父子之間、尤有憚列座、仍列納言上也、其後不改、已為永例而已云々、而ハ上古例、更不立敷納言座上敷云々、
41	治安元年	10210829	経頼記曰、寛仁五年、八月二十九日、大夫外記文義朝臣云、一日右大臣殿被召仰云、初可奉仕執筆也、大問書〈仁〉不可載復任者、兼又不可注死關由、唯其人の替と可注也、是初任大臣初奉仕執筆之時例也、仍如仰示合注載者、
42	治安元年	10211107	治安元年十一月七日、於御前始依可有官奏、召吉平於藏人所令勘申日時、藏人頭朝任朝臣奉行〈天慶例、兼日於藏人所被勘申日時之後、被仰可候奏上上卿、仍以詞仰之云々〉、
43	治安元年	10211109	同十一月九日、於御前始有官奏、右大臣諸事皆如常、但上卿歸下給文并杖等之時、史取杖不取文、仍召留給之、又於陣下文之時、不取結緒起座、又召留給之、共是大失也、依為最初奏不恐中之由、被仰大弁、
44	治安元年	10211123	同廿三日、依可有官奏、右大臣參内、々覽之間、関白殿被仰云、入道殿候奏之時、無長官署名不堪解文等、皆被返給、而人々難云、不堪文更奏者、無難返例、是自御所可被返也者、而近會、右大臣引檢小野宮御日記之処、彼大臣被候奏之日、無署解文被返之由、有記中、仍右大臣云、入道殿被返之旨已同上古難後代、以之可為証云々、今日奏了有僧綱召之、
45	治安元年	10211128	同廿八日、右大臣參内、官奏内覽之次、被申云、因幡・伊勢・上野等国、以雖被下趣勅宣旨、不令申前任減省、申当任減省、令勘前例、周防守為理朝臣、不令申近証証減省申自任減省、勘公文若准彼例可被免敷、又一日入夜候奏之由、御気色不宜云々、早雖參上整具文書等之間、自然所遅々也、今日又如此者、内覽之間申此由等、仰云三箇國減省、依前例可被奏、入夜之由承之了者、進陣申此由、奏覽之間已秉燭、大臣依雨儀經南殿北庇進御所、
46	治安元年	10211216	治安元年十二月十六日、有官奏〈右府〉、又有十五分月蝕、
47	治安三年	10230908	経頼卿記、治安三年九月八日、己巳、晴、於大宮大殿上御六十賀雜事被定云々、御仏經〈金泥法花經一部、白紙六十部、寿命經六十卷、請僧十口之外六十口〉、御調度等云云、
48	治安三年	10230912	十二日、癸酉、於大宮上御賀日舞人等被定云々、万歳楽〈左馬頭兼房朝臣、左少将經輔朝臣〉、賀殿〈右中将頭基朝臣、左中将実基朝臣、右少将実康、左少将資房〉、龍王〈春宮大夫兒童〉納蘇利〈右兵衛督兒童〉、
49	治安三年	10230913	十三日、甲戌、陰、於皇太后宮被定上御賀雜事云々〈御仏三体、大般若經一部、請僧布施、御誦經御裝束二具云々〉、入夜於中宮御方、又被定同御賀雜事〈御仏三体、法花經六十部、僧布施、御誦經裝束二具〉、
50	治安三年	10231010	十月十日、庚午、陰、降雨、中宮權大夫於左仗兩宮行啓事被定行、又有小除目〈馬助侍從資通、是左四位少将実基忽有所勞、辞退御賀舞、仍忽任馬助入替〉、又今日於御堂有納蘇利拍子合事〈東宮大夫一男、舞師左近将曹正方、纏頭數十領、音人又以纏頭、此外從御堂賜絹有差〉、
51	治安三年	10231013	十三日、癸酉、晴、已剋中宮駕輿行啓上東門院、皇太后宮駕車同行啓、近衛御門与高藏退御時會、仍中宮乘輿、暫以逗留、次兩宮自院東門入御〈大宮兼御座〉、上下座定、二宮大夫各御裝束二具〈夏一具、冬一具、絹冬一具織物綾等、各有下机〉、被奉上御在所、次上達部入堂、次諸僧入堂〈六十口□□有十僧〉、行道之後有舞樂、次発願、関白〈有度者〉、次所々御諷誦〈内勅□〉、事了給布施〈絹、大宮副被物〉、次於御前御遊、又有和歌〈権大納言執筆、聊書序代云々〉、事了上達部〈女裝束〉、殿上人〈掛袴、五位掛〉、又自上御方有舞人被物〈□舞了給了、綾掛等〉、樂人〈絹有差〉、
52	治安三年	10231014	十四日、甲辰、晴、諸宮々司參上東門院、御賀料被調雜具等計渡上御方家司、入夜歸宅、
53	万寿元年	10240101	万寿元年正月一日、以待医一人為代官、見経頼卿記、
54	万寿元年	10240123	治安四年正月二十三日経頼卿記云、除日始議所座違例之由、関白不被仰、近来大臣座東西二枚〈太政大臣・左大臣関白〉、南北各一枚〈右大臣・内大臣〉、而東西座三枚令敷、是甚以無故一、誠大失錯也、但今日右府被著東面座云々、是又被失也、須令直座可被著也、而直被東面之間、頗以無理、殿御気色又亦如此也、
55	万寿元年	10240211	省略
56	万寿元年	10240211	最末參議在東座之時、自弁少納言座末可往反由、御堂被仰之由、見万寿元年二月十一日経頼記、
57	万寿元年	10240811	省略
58	万寿元年	10240919	万寿元年九月十九日、幸大炊御門殿〈東宮同行啓、但朝觀礼不詳、経頼卿記〉、有御遊、
59	万寿三年	10260400	後日、加賀前司公親云、南殿奏時、史取文經石階弁軒廊北砌等、進上卿後、昇壇從上卿右方奉文〈但頗須和加比天跪奉之、是在陣座之上卿〈仁〉為不任尻所心之良不也〉、還從本道入陣腋云々〈或説、入候南殿下云々、是非也〉、奏了上卿下從東階之間、史從始道給文、還跪候軒廊東第二間砌下〈頗寄西々面向持杖等〉上卿經二間居座〈上卿經史後間、史漸北面直居《乍居比子リムク》文ヲ卷整挿杖後、大弁著座、上卿日、史々進奉文如常云々〉、又大弁難書上騰又不見定文、卷整申大弁、々々見文之間、史〈又カ又ニ〉見大弁見文〈ホ了キヲ〉知難由結中時、拳音結之、不然時、上騰重数正之云々、
60	万寿三年	1026 閏 0511	経頼記曰、万寿三年閏五月十一日、參内府〈大二条〉言談之次、被仰云、除日時限宮ヲ引遣右方〈云々〉、
61	万寿四年	10270308	経頼卿記云、万寿四年三月八日、己酉、於三井寺為宮御料始、自今日百箇日、令修如意輪法、又權僧正〈慶命〉、同百箇日奉仕如意輪、
62	万寿四年	10270811	省略
63	万寿四年	10270811	万寿四年十一月、戊寅、天晴、依定考參官司、午焼春宮大夫著序、先申文〈依不參五位弁、余并左中弁申文〉、次請印、次定考〈右中弁經輔役之〉、次著朝所〈上達部著座後、右大弁入内西戸著座、次考所弁・少納言追上未入朝所以前念来立列、而不然懈念也〉、官掌申裝束了由、引著宴座、次隱座、雜事皆如常、但依皇太后宮御惱、挿頭、申文了史勘盃、事了上下分散云々、
64	万寿四年	10271105	十一月五日〈辛丑〉、経頼朝臣仰陰陽頭文高令進行啓日時勘文〈八月十四日〉、申関白殿兩日許定、
65	万寿四年	10271106	六日〈壬寅〉仰大外記頼隆令催諸司、
66	万寿四年	10271108	八日〈甲辰〉行□箇寺御誦經入眼、自今日於横川中堂以六口僧被行大般若不斷經是等御祈願也、ノ戾刻行啓〈御車〉先御土御門院西用手車渡御堂、
67	万寿四年	10271110	十日〈丙午〉、宮還御上東門院大夫関白殿仰被僧上等諸衛等亥刻還御諸司諸衛供奉如常□〈但弁行〉、
68	万寿四年	10271113	十三日〈己酉〉、入道□□宮、兩大夫臣□月御□宮參入左右近次将〈兼經〉、□□□不例自余衛府并公卿諸所官人□□□□□後□□
69	万寿四年	10271117	十七日〈癸丑〉、雖園韓神祭中宮猶□并法成寺〈諸官〉於此大后御坐間也、

<p>『長秋記』大治四年七月十二日条・『白河院崩御以下之記』所引同記 『元秘別録』勘文部 九条家本『官奏抄』 『玉葉』養和二年正月一日条 九条家本『列見并定考部類』</p>	<p>35</p>		<p>傍線部なし 大日本史料 2-28</p>
<p>九条家本『官奏抄』 東京大学史料編纂所本『雑例』・『修法要抄』六雑例 九条家本『列見并定考部類』</p>			<p>大日本史料 2-28</p>
<p>『師元年中行事』十二月晦日条 『類聚符宣抄』第三「長元三年三月二十三日 宣旨」の識語（史料DBによる）</p>	<p>36</p>		
<p>『魚魯愚別録』卷二 徳大寺家本『三槐抄』初夜 裏書</p>	<p>37</p>		
<p>内閣文庫本『除目抄』 九条家本『列見并定考部類』</p>	<p>38</p>		<p>大日本史料 2-30</p>

70	万寿四年	10271204	万寿四年御堂入道薨時、上東門院々司等着服之由、見経頼卿記者、
71	長元元年	10280725	廿五日、戊午、今日改元云々、改万寿為長元、
72	長元元年	10280808	本文末「非改元之故、以此由令申了」→「非改元之故者〈関白相府仰云、以先例可候者之〉」
73	長元元年	10280000	依為喪家之内、不見鏡、不服葉、依長元々年経頼記也、
74	長元二年	10290221	長元二年二月廿一日、庚辰、参官司、依列見也、春宮大夫〈頼宗〉・帥中納言〈道方〉、参著東廊床子、左大弁〈重尹〉以下著西廊結政座、上卿著庁、右大史義賢朝臣見申文四枚下左大史佐親、々々留一枚下左少史為資、々々下右少史国宣、々々留一枚下右少史真重、々々留一枚下頼兼、次佐親以下次第起座、於西廊北方著深履、次第著結政西庭床子結文、渡南方了、外記一人著深履同渡南了、弁達各有論不起座〈座次権左中弁経任、右中弁頼任・左中弁給輔、須右中云、乍著座被所勞之旨理不可然、猶下蔭可起敷、左大弁重尹・余相共示云、須下蔭立也、而左中弁有見所勞、猶上蔭可被起後者、々々々々々々々々々々々々々々、有暫権左中弁・右中弁・少納言〈資高〉、次第起座渡南了、左大弁以下次第起座、左大弁并余著造曹所〈件所引班帳、立屏風、敷筵畳等々々〉、庁事了〈先申文、次請印、次召二省、列見云々〉、兩卿於造曹所脱靴著朝所、左大弁・余向著之、次権弁以下次第著座、外記・史等歸入北戸内了〈但史兩参院留居、東廊床子居〉、左大弁〈著西方〉、起座居西南一間中失〈東向、顔迫西端居〉、史二人起座進酒部所、一人取盃〈居折敷〉、一人取杓進大弁許授、大弁取盃進上卿許、史昇從西南一間同進寄入酒、巡行如常、余進帥中納言之許、受盃帰座、巡行了余下從座立左中弁座後方、史取盃來授、又取杓來從、余取盃昇從西南間階〈履脱院下〉、行酒〈依庁申文失礼罰酒々〉、権左中弁経余座後進左大弁、受盃之間、余帰著本座、権弁経余後歸本座、巡行如常〈比有罰〉、次差粉熟〈外記手長史取折敷〉、余手長史、々生折敷、皆居了左大弁取笏、向上卿示居了由、上卿合眼、了立箸、以下応之、上以下共食之、権左中弁起座、進酒部所取盃、行酒如常、次居飯等〈先居大臣座、次居所々々〉、次居汁物、皆居了左大弁又取笏候気色、上卿立箸、以下応之、〈次飯之、次撤粉熟・塩々〉、次右中弁行酒、次餅談、左大弁又取笏候気色、上以下共食之、次官掌入從西戸、進立南廊西二間、申裝束了由、経東廂入北戸中了、衣上脚披著、余以下同拔之、下立南廊下〈余西一間、権弁以下顔絶座、同列立、北面西上、外記・史等列立、少納言未顔斜立曲、東廂〈同上西面々々〉〉、次上卿從中間立還、揖出從西戸、帥中納言起座下從南一間、同還立揖出、次左大弁下從同間、同揖出、余以下每度答揖、上卿以下著宴座、左大弁称未著座、從此所退出、余留著造曹所〈史奉政候候之、官掌取紙候候、庁儀了兩卿著東外床子云々、余起座〈官掌取紙有所々々〉〉、入自廊北戸、経庁南廊、著東廊内方座〈余座庁東壁外壇上、東面敷之、他并南方、少納言北方、史北方、外記南方、並西上対座々々〉、左少史為資経東廊中戸、進立北面右階東腋〈壇下〉、申裝束了由、兩卿入從庁北面中戸、著隱座〈春宮大夫西向、帥中納言南向〉、余以下経庁東南壇、進著南廂座、次余座進酒部所取盃〈史取伝之、又一人取杓〉、當帥中納言之後方之母一柱〈乃南くより〉進著膝突〈史経同柱北進追從、須從上卿座左方勸盃、而近代皆從右方勸盃、又膝突置右方閔勸盃、又膝突置右方上、依近代例右方居直、仍隨上卿気色從右方勸之〉、勸杯數盞之後、余帰本座之間、権弁経余座後并口進居飯敷上、受盃從同道帰著座〈庁東一間西柱上達部座之間ヨリ往還、不著香〉、此巡行了差粉熟、各居了余取笏、向上卿示居了由〈唯示形式許也、無申詞〉、食了三献、右中弁〈從帥中納言座後往南往還、中弁猶可経北敷〉、余又受盃、巡來了取笏居直、向上卿願授伏〈天〉申云、史生召〈天〉、上卿揖許、余微唯、起座進酒部所取杓、申文〈ム、音甚微々也〉上揖、余又授伏微唯、願見史方、史経庁東南壇上、入從庁東第三間、進居北廂〈當北東古前〉、上卿目、史高唯、進著膝突奉文、上卿願見、了卷文下史、々開文覽上卿、高唯、卷文從本道退帰、次蓋餅談、居了余示気色如先、食了余又把勿居、居直向上願授伏〈天〉申云、令左大史伴佐親献盃〈ム〉、上卿揖許、余微唯、起座進酒部所取杓、史佐親取盃副余左方相共〈余経柱南、史北〉、史漸歩進、居膝突深揖、余乍立、史北、入酒於史盃、史擬上卿〈不飲〉、重酌酒奉于卿、々々取盃飲、了余膝懸板敷敷、入酒於上卿盃、歸立以杓授史、從本道帰座、権弁進受盃還座、巡行了上下次第起座退出、今日余不著宴座、仍不注其儀、但帥中納言於造曹所被示云、今日為令行監尾可著南面座也、存此由可裝束之由、可仰史者、則召仰奉政了、又余不著東廊座、経庁南廊之間、史座俎上物皆撤去、仍召仰史佐親、如元令備居了、是可召著近迎所司之故也、事了帰参宮、候宿、
75	長元二年	10290223	長元二一二月廿三一、右府参被官奏〈今年始有此奏〉、次中宮有行啓事、
76	長元二年	10290802	経頼卿記云、長元二年八月二日、戊子、参右府、被示云、反異時三日内大風雨者、不成災由、故殿被注置、而昨日蝕間陰雲不正見、敢不可有御鎮、兼日御祈願之所致由、余申云、日者権大僧都明尊於仁寿殿修北斗法、是日蝕御慎可重之趣、宿糴道勸申之故也、既依降雨不正見、誠御祈驗云々、
77	長元二年	10290823	長元二年八月廿三日、己酉、天晴、巳剋参官司、入從北門、徘徊西廊邊、頃之中弁以参入、相次右武衛・左大弁参入、則相次大丞著結政座〈史等先著〉、少納言定注見文、右武御参入、則金吾・武衛著庁云々、則座頭史義賢朝臣申文、史等次第起座、著西庭床子、結申文後、外記一人渡南、次申文、少納言・弁起座、次左大丞一下起座、余著造曹所司〈貞行宿在此所〉、庁事了、上卿以下著朝所、左大弁一献、余二献、四献右中弁、次餅談、次官掌申裝束了由、上以下拔著、余以下立南廊上、宰相次第下揖、余以下共答揖、上以下趣庁、余從此退出、
78	長元二年	10291227	経頼卿記云、長元二年十二月二十七日、辛亥、参御前、奏著駁政之案内、頃之右衛門権佐雅康、令藏人資通奏云、佐〔依〕無別当、未行着欽政、為之如何、仰、佐以下依例可令行者、雅康退出、今日着駁政云々、
79	長元三年	10300000	僕奉 勅於左仗仰右府、々々府右中弁〈頼任〉令召陰陽寮并令進文書硯等、史等進文書硯如例、右府令左宰相中将書僧名等、右中弁進日時勘文、右府加入定文日時文於菅令右中弁奏之、弁先内覽開白殿、次奏之、次奉下右府、則給之於陣殿下史義賢朝臣、々々々々書戰時下綱所、兼又可運宛供菜料之由賜 宣旨於国々、又可社頭房裝束之由令仰便宜国々諸衛等云々、
80	長元三年	10300124	経頼記日、長元三年正月二十四日、及申剋除日議始、及丑剋議畢退出、昨日大間書々落近江国、仍被召問詔舍所外記伴重通史生奏・正頼等無所通申、仍可令進意状之由有宣旨、余参右府申此由、
81	長元三年	10300129	長元三年正月廿九日〈経頼卿記也〉、右府命云、除目大間書落近江国、仍仰外記令書入之、於御前余手自統之、先例不見如此事、雖然殊思慮本定所申行者也《本定》見俊明私抄裏書、
82	長元三年	10300311	経頼記云、長元三年三月十一日、右府云々、令左大弁放直授讓左兵衛督退出、
83	長元三年	10300811	長元三年八月十一日、壬辰、晴、参内、及午刻参官司、史等先著結政、次左大弁以下次第著座、少納言見印書之後、義賢朝臣下申文於下蔭史、々等次第起座、一々於西庭床子結文渡南、了外記一人同渡、次左中弁起座、経庭渡南、次少納言〈資高〉起座、次左少弁起同渡南、了左大弁以下起座、余著造曹所〈口不從、是申文外依安他史敷〉、庁事了上・宰相於造曹所著淺香著朝所、余同著之、次左中弁以下著座、一献左大弁、二献余、粉熟、三献左中弁、飯汁、四献左少弁、五献江少納言、餅談、官掌進立南庭、申庁裝束了之由、上拔箸、余以下同拔之、下立南廊、史・外記同列立、了上・宰相次第起座、揖出著宴座、余從此退出、先例非参議大弁著座、而近代不然、仍退出也、抑左大弁於朝所申上卿云、前年帥中納言為大弁之時、依無他上達部、申事由著南面座、是為令行監尾也、今日無人南面、依前例可著北座敷、上命云、依先例可被著者、今朝左中丞消息云、輕服人帶・靴如何、報云、帶尋常所用之烏屨・丸靴可用也、靴不知先例、但推而思之、例靴以鈍色絹為靴可用敷者、左中弁立申文之間、見其靴鈍色靴也、今日権中納言〈定頼〉、左大弁〈重尹〉之外、上達部皆被申障、又余・左中弁・左少弁之外、弁有故不參、又義賢朝臣・奉政・直信・国宣・為高之外、史同故不參、又今朝藏人少納言云、今年考所事可奉仕也、参議大弁〈ハ〉不論三位・四位、左大々朝居藤原〔乃〕大夫君〔ト〕可説之、非参議大弁〔ハ〕名朝臣可説也者云々、

『諸寺供養類記』			校刊美術史料 寺院篇 中・大日本史料 2-30
『諸寺供養類記』			校刊美術史料 寺院篇 中・大日本史料 2-30
内閣文庫本『除目抄』直物事一 公卿給并二合・停任勘文事（首朱書）	39		
九条家本『官奏抄』			大日本史料 2-30
広橋家本『大饗次第』			大日本史料 2-30
『吉記』建久四年二月十九日条（吉部秘訓抄）			
『台記』久安元年閏十月十八日条			
『魚魯愚別録』巻一			
『魚魯愚別録』巻二	40		
『魚魯愚別録』巻二	41 イ	同日条現存するも、傍点部を「以下欠文」とするため拾遺	
『魚魯愚別録』巻二	41 ロ	(イ)(ロ) 同日条なるも接続不詳、或は(イ)の「降雨」の下に入るか	
『魚魯愚別録』巻二	42		
『魚魯愚別録』巻二			
九条家本『列見并定考部類』			傍線部は現行本になし
『魚魯愚別録』巻八	43		大日本史料 2-3 1 は長元五年二月条に挙げる
九条家本『官奏抄』			
九条家本『官奏抄』			
九条家本『官奏抄』			
九条家本『官奏抄』			
『兵範記』仁平二年正月二十六日条	44 ロ		
『台記』仁平元年正月二十六日条	44 イ	内容より長元六年正月二十一日条か	清水は「二月二十六日」とするが、正月二十六日条か
九条家本『列見并定考部類』			
『台記』久安三年三月二十七日条	45		
内閣文庫本『除目抄』	46		
九条家本『列見并定考部類』			
『台記別記』久安三年四月一日条	47		

84	長元三年	10300820	長元三年八月廿日辛丑、所勞頗宜、仍早且參内、依召參御前、奉見御足頗大令腫御、雖然不可有恐、暫參御堂、催行可立櫻慢并供奉所司等所々饗等事、又今日樂人并諸物頭等參入、習礼及晚、閑白殿仰云、明日可賜度者之由可奏者、又供奉所司所々饗辰刻以前可催具者、則召仰義賢朝臣、終入夜歸宅、
85	長元三年	10300821	廿一日壬寅、晴、早且參内、奏度者事、參御堂、度者可給之由申殿、先是所々御裝束了〈堂上事翻印動仕、所々慢事糸幡等事、官行事之勤仕〉、先分給十僧法服、從中宮被奉定者裝束二具〈赤色表衣堂、薄色袈裟、□染表袴、已上織物、鈍打綾袴一重紅大口等納黒□衣莒表裏鹿嶋草重織物、裏居同高杯捺階戸等入柳管、以上物二具也〉、暫上達部參会、諸僧集〈云々〉、閑白殿令余奏云、如此之時先例多、被賞本寺司、院御氣色又如此、若可然者、座主慶命〈封□□五戸〉、別当永円〈法印〉、權別当定基可有賞、而以同法最円吹拳權律師云々、最円種生為貴之上、故大僧正觀修寫瓶之弟子也、尤堪綱維之職、被裁許有何難哉、以此由可奏者、入内奏此旨、依請可作下、無以以旨可申院者、則歸參申仰旨、此間行道、々々了諸僧分着東西廊、次梵音錫杖等了、導師作法、失所々御誦經〈余為内勅使有被物、掛袴〉、次左中将実基跪高座下、印度者事、歸導師下、音樂、上達部以下脱衣舞人、事了御念仏、殿召余被仰寺司於賞事〈如今朝仰〉、余奉仰申右府、々々被仰下封并律師事、余奉之仰義貞朝臣、又召内記、而不作者被退出了、院還御、今月不宜移徙云々、仍今曉渡御事了還御也、今日事依准御齋会、上達部・殿上人皆把笏、殿并内府・春宮大夫・中宮權大夫・權大納言・左衛門督樋螺細鈿、有文玉帶、自余無文帶、蒔絵鈿、愚案雖唯御齋会、螺鈿有文、無行幸之日難用歟、是若有故歟、大臣者異凡流、所用給可然、大納言以下如何々々、又右近將曹多正方、座生正輔舞納蘇利、是文字也云々、請僧証議者〈大僧正尋覺〉、導師〈僧正慶命〉、誌師〈權僧正尋円〉、唄〈權大僧都永円・定基〉、引頭〈權大僧都明尊・前大僧都扶公〉、散花〈權少僧都教円・權律師良円〉、堂達〈已講真範、阿闍梨頼尊〉納衆卅人〈僧綱在此内〉梵音廿人、散衆廿人、錫杖廿人、定者二人僧前〈僧綱上達部、凡僧受領〉、伽茶受領〈僧綱二立、凡僧一立〉、十僧々房〈殿上人〉、從院被催云々、
86	長元三年	10300924	經頼記云、長元三年九月二十四日、參内府語次申云、故經房中納言云々示云、直物次左大臣殿被仰云、外記申候二省之由、上卿仰云、召〈セ召物〉有宣旨之時召〈セ〉宣旨云々、内府仰有召物之時仰云召〈セ〉召物と被仰事覺也、只直物・宣旨時專不加詞唯召〈セ〉所仰也、是有除日之時為令著靴所仰也云々、
87	長元三年	10301001	長元三年十月一日、依内府以下公卿參内、余奉可有奏之由、左中弁共於陣腋見奏文等、畢進伏座申行如例〈鑑文三枚也、右大史小野奉政候之〉、次内府著靴、經宜陽殿壇上并軒廊等、進立廊西一間東柱下〈南面〉、史取杖、經宜陽殿西面石階并小庭等、斜進跪候上卿右腋方、上挿笏、史從上右腋奉文、上取之〈史自本道入宣仁門〉、昇自東階〈先左〉、於簀子、上遙臨龍客、主上目之、上誓折称唯、經東廂并母屋北小間等、進跪御帳東六許尺、膝行奉之、主上取文置西机上、々持空杖遙巡退、右廻立母屋東第三柱下〈頗向申〉、主上覽文、畢如元卷結置東机上〈文頭顯出自机東端云々〉、膝置杖〈卯西為裏置之〉、合袖進跪如前、膝行及而給文、退居帳台東六・七尺許〈龜居〉、開文結奏、畢如元卷結、右廻到杖下之間、漸〈左万仁〉廻立〈天〉、西〈仁〉向〈天〉突右膝、取杖加文上、左廻自本道下立廊下〈初所〉、史進自初道跪上後、上卿自右方給杖等、史給之、於同所卷整、結中挿杖持候、上卿經廊東二間并小庭等居陣座〈懸片尻東面、以右足踏地、左足引上居、上卿渡小庭之間、史乍居漸東向《二》居直ル〉、余進居杖座、〈此間出居右中將良頼昇殿〉、史渡小庭著膝突奉文、上卿宣下等之儀如常〈閑白相府依袖觸不可見奏文之由、依有御消息無内覽、又史奉奏文之儀、同依閑白相府命改万寿三年例所被行也、是故從入道大相府長選一同御説云々〉、
88	長元三年	10301001	□□三十一經□記云、庁事了上卿〈藤中納言定頼〉・左大弁〈重尹〉之外、上達部不參、先例非參議大弁著宴座、而近□□□□□□、
89	長元三年	10301125	長元三年十一月廿五日經頼卿記云、予過史座末之間、摩沓〈摩左〉、
90	長元四年	10310000	長元四年、実資大臣召史仰案等事之由、見經頼記、
91	長元四年	10310203	經頼記曰、長元四年二月三日、除日、執筆内府〈大二条〉可奉仕歟、堪否如何、申日、暗難知、但先年語次被示除日間事、君被尋案歟、就中殿下近可御坐、可然事定被示仰歟者、唯端書并尻付事許故者、仰云、置大臣不可召納言、先示案内隨彼命可左右也、抑此事以外人不可伝示、詣内府可被申、昨日令光臨給歟、可面談也、而乱心未平復之間、当風亦可難堪、仍自不申也、右府依穢除日不可參入、執筆可被奉仕歟、兼為令用心給蜜々相示也〈云々〉、内府申此旨、御報云、謹奉仰旨、雖堪能之身令申可奉仕之由不無事憚、況以不及之身早難申可慰仕之由、如仰用心、隨又之仰可進止也者、參殿申此由、
92	長元四年	10310213	同十三日記曰、内府言談次被仰云、前日所相示〈云々〉、ノ入道大納言云、着議所雖以次大臣執筆之時猶入自南帳、但納言執筆之時可入自東方者、
93	長元四年	10310215	同記、長元四年二月十五日、降雨〈云々〉、内府以下次第起座、經宜陽殿西壇并日華門等着議所〈内府入自南帳着東面座、民部卿以下入自東面北間相分着〉各座定、有召〈弁少納言依選參無勸盃〉、内府以下經南殿北廂、參立弓場殿、
94	長元四年	10310215	經頼記曰、長元四年二月十五日、自今日有除日議云々、内府先着自座、依殿御氣色登北座、
95	長元四年	10310217	十七日〈云々〉、殿承 勅召准着門座之後奉勅目内府、々々唯先進着自座、次殿又目、仍移北門座、
96	長元四年	10310224	同記曰、長元四年二月廿四日、有召參内府〈大二条〉、被仰除日雜事之次、語給云、執筆人奏關官之時硯管推遣右方、佗宮等推遣左方、自其間膝行奉關官宮〈云々〉、而近來右府〈小野〉硯管於推左方、是如何、余推量申云、若閑白依御坐、右府為恐其被推左方歟者、命云、先年有次申故殿、仰云、若閑白依座右方共推遣左方歟、為不知故矣故者、今汝案、合先閣一言、以後准之、猶可推左方歟、
97	長元四年	10310811	次外式奉式、次定考〈少納言義通・右中弁資通。右少史、為親・守輔共少史、是失也〉、次着朝所、一獻左大弁
98	長元五年	10320211	經頼記曰、長元五年二月十一日、參殿、被仰云、除日清書之間追有被任者之時、上卿所為如何、申云、有兩説、近代所為書入清書〈不著入大間云々〉、奉大間於執筆之次令外記申事由云々、又説大卿自書入大間、并令參議書載清書同令外記申執筆云々、殿下命云、不載大間之説不覺不聞我所聞習上自書入大間、次令參議書清書之説云々、
99	長元五年	10321114	長元五年十一月十四日、早且參結政、今日可有官奏、仍左少史守輔、結合当年不堪文廿六通・副文十五通挿杖、寄左少弁并申余等如例、依無政剋限入内、右大臣被參左伏座、余着伏座奏申願面、史守輔取奏文、進小庭上目、史唯著膝突、奉文之間、奏申余目、雖咳不得意申了、被下文了、史退出後、上仰云史守輔奉文之間、奏申甚以非常、可恐申之由可仰者、
100	長元五年	10321213	同年十二月十三日、詣内府被示云、始官奏不堪奏不快云々、
101	長元五年	10321217	同月十七日、依官奏内府被參入、而經南殿北庇進弓場殿、是非兩儀如何、
102	長元五年	10321226	同廿六日、有官奏、内府被參入余申云、可候奏之史等、皆有所勞不參、只今所候之史、孝親・公頼等也、而孝親誠雖不恐申、昨日已有過失、無指仰可難候、為之如何、被仰云、以孝親可令候者於腋仰了、
103	長元六年	10330121	弁少納言録事預巡盃儀、長元六年大饗、見經頼記云々、
104	長元六年	10330121	〈近仰、録事不預献、而可預巡之由、見長元六年閑白大饗經頼記、仍予教諭其由也、又長元六年閑白大饗、有罰酒、其後不見行罰酒之例、今日復旧耳、…〉、
105	長元六年	10330211	省略
106	長元六年	10330211	長元六年二月十一日列見、衣冠任申、於堂上乘獨之由、見經頼記、
107	長元六年	10330220	經頼記云、同六年二月廿日、右府讓侍從中納言令下云、中納言仰外記令召二省、而兵部參入式部不參、仍召兵部給直物、文官召名直物預外記被退出、
108	長元六年	10330811	省略
109	長元六年	10330811	外記、經柱外、立西二間壇上、可申之由、見長元六年八月十一日經頼記、

伏見官本『諸院宮御移徙部類』・『仙洞御移徙部類』	48		
九条家本『官奏抄』			
九条家本『官奏抄』			
九条家本『官奏抄』			
『魚魯愚抄』卷八	49		長元八年七月十三日条か
『玉葉』治承三年四月十七日条	50		
『類聚雜要抄』薰物納香壺管事			
九条家本『官奏抄』			
『台記別記』康治元年十一月十六日条、康治元年大嘗会記	53		
『台記』康治元年十月十四日条			
『台記』永治二年十月二十六日条（御禊行幸服飾部類 第三）			
内閣文庫本『除目抄』	51		
『凶服部類』櫛直衣事			
『山槐記』元暦元年九月三日条	52		
九条家本『官奏抄』			
九条家本『列見并定考部類』			
『年中行事秘抄』（建武本）四月 初齋院御禊年、雖八日不当神事、灌仏停止事	56		
『平戸記』仁治三年二月二十七日条	57		
『年中行事秘抄』（建武本）四月 初齋院御禊年、雖八日不当神事、灌仏停止事	58		
『年中行事秘抄』（建武本）四月 初齋院御禊年、雖八日不当神事、灌仏停止事	59		
内閣文庫本『除目抄』	60		
『立坊部類記』目録			本文は現存せず
九条家本『列見并定考部類』			
『局中宝』	61		『行親記』同年三月九日条に「有石清水行幸」+同十日条に関連記事あり→「三月十日」条の誤写か
九条家本『官奏抄』			
九条家本『列見并定考部類』			
九条家本『列見并定考部類』			
『年中行事秘抄』（建武本）三月 后宮御懷妊時無御燈由祓事	62		
『年中行事秘抄』（建武本）后宮御懷妊時無御灯由祓事			

110	長元六年	10330819	長元六年八月十九日、壬子、天晴、及昏黑之間參女院、相次閑白殿并内府以下上達部・殿上人多以參入、或刻陰陰陽助孝秀奉仕御反問、令渡新造上東門院給、其儀先西門内在水火童（左火右水）、次牽黃牛（左右近府生着褐冠牽之）、次昇置物具案一脚（將曹等着褐冠昇之）、次昇龜（昇人如前）、次陰陽助時親御反問、次御車（於門外放牛牽之）、寄南階、下御之後供五菓（云々）、以西對南廂為上達部座、敷長筵・高麗端置、立机備饌、但座末立簡・置日記辛櫃、次之為殿上敷、然者高麗端机等頗无便宜如何、又以西卯西廊為殿上人座、敷紫端、立大盤居饗（上達部・殿上人饗精進、但追物汁等魚）、敷盃了上達部參寢殿・西渡殿（菅内座為座）、宰相以下在本座（座席不寬之故也）、次右兵衛督陰膳、供御前物（高坏十二本、非銀器等在打敷）、次給基手（紙）、集攤了各退出（御前座不賜衝重、又无召被參、頗不得意）、
111	長元六年	10331015	長元六年十月十五日、依有官奏、右府被參入、当年不堪田卅二ヶ国文、国々減省開用後不堪等文也、左少史守輔候奏之間、兩度失礼、仍奉奏報等之後、可恐申之由仰下了、
112	長元六年	10331102	同年十一月二日、雖可有官奏、今日三位中将始可著陣、仍延引、
113	長元六年	10331120	同月廿日、依有官奏、仍右大臣參著、内覽次、以弁被申請云、播磨減申年中六ヶ年被免、終年雖不穩之事、依有先例所入也、又一乘寺申伊勢講師仁門擬補前任者、今一夏雖遺計年已滿六年、尋先例且有入奏之例云々、仍所入也、隨仰可左右者、弁婦參申云、奏文見給了、早可令奏給也、抑播磨減省有先例可入也、伊勢講師置一夏被任替如何、又々尋先例可被行也者、右府被問伊勢講師事申云、先無定事或有依一夏遺不入奏之時、或乍置一夏入奏、有成官符之時、暫不成之時、或雖給官符令滿先任夏之後、有著任之輩、但是先任者可申計歷也、不然時有知此之事也者、右府諸參御所給奏了、歸仗座余著座、史為隆奉文上之々給交了、不申成文卷文余類咳示、史覺悟開文申成文了、卷文候上暫不給結緒、若被答遲申成文之由歟、良久給結緒退出、上仰云、不申成文卷文須恐申也、而然能誠、向後可優也者、
114	長元八年	10350126	同記、長元八年正月廿六日、内府被參於壁外被仰云、村上御時故康子内親王通九条殿之後尚預巡給、仍可令獻申文者、
115	長元八年	10350713	祭以前元服可有憚之由、見長元經頼記（通房元服之度也）、
116	長元八年	10350724	故納言曆記云／長元八年七月廿四日、乙巳、未時許、詣閑白第、奉謁申、承雜事、被仰云、香壺宮二合、其一合有小筥四合、皆入薰物、則其名難弁知、又今一合有小筥合、以何物可入乎、人人所陳甚以縱橫也、右府定知給歟、密々申案内、可告示者、即參殿申此旨、答報云、香壺宮之内、有小筥四合、其納物、梅花・荷葉・黒方・侍徒、以此四種物納四合云々、今一合之内、有小筥二合、一合納雲母、一合納散薰物（一説、薰衣香云々）、件二合筥号雲母、異香宮、又有箸七、薰戸等云々、此事古人所陳、已留耳底、如此事今世無知弁人、已有此尋、仍愁所申者、此次所被仰、菜筥入物有四合、一合者呵梨勒、一合者柀榔子、一合紅雪、一合紫雪云々者、同被問四條大納言（公任）、大納言被申云、次之一合之中、小筥二合二ハ薰物、節へハ糟ヲ入者、右府聞給此由被嘲之、詳見清慎公御記云々、已上条々事等、閑白相府仰實資右大臣、又有資仲卿記事、左大弁經頼記之、
117	長元八年	10351109	長元八年十一月九日、右大臣被候奏、当年不堪廿七ヶ国、後不堪四ヶ国、副文十一通也、
118	長元九年	10360000	長元、悠紀行事弁国司等皆退出、仍有議、令弁少納言給納言以下挿頭、見經頼記、
119	長元九年	10360000	十四日、癸酉、晴、沐浴、自巳至申、西刻左衛門權佐親隆召主計助泰親、使勘申着袴日時、々西、又申云、今日可有着裳者可勘申乎、待賢門院入内日有着裳、被勘日時也、余対云、如長元九年經頼記者、着裳密儀乎、不可及日時勘文、加之今日同時可着、更不可勘者、
120	長元九年	10360000	永治二十廿六字槐云、…長元九年經頼記云、閑白殿乘車行列、女御代從車後也、御隨身官人以下、皆袴衣符胡籙等也、
121	長元九年	10360227	經頼記云、同九年二月廿七日、右府被參入云々、事了、公卿退出、源中納言依右府御讓召二省、為給召名直物被留仗座、右兵衛督同被留、
122	長元九年	10360525	廿五日、早旦御仏行事、藤大納言、并式部大輔資業朝臣・式部丞義清等、率仏師法橋定朝并木工等、□□□□□□□□□□□□□□□□東対簾中、閑白相府并素服公卿等祇候、東廂同侍臣等祇候、〈閑白雖不給素服鈍色束帶、依坐簾中不具劍笏等、内府以下皆脱袍并下襲着素服、依為簾中有議、不被帶劍〉、御裝束了、於東対分遣七僧法服、〈以經先朝藏人之諸大夫為使、令左右近官人以下持之〉、及未剋公卿侍臣參会殿上（饗州前居大盤、讚岐守保任朝臣備之、又廿前居藏人所、上野守成任調備之）、其裝束（公卿皆青朽葉下襲、青鈍表袴、綾袍冠、右府无文冠卷纓、但民部卿・左衛門督・右宰相中将等鈍色、侍臣皆鈍色、但左中将良頼朝臣《二藍》、右中将俊家、右衛門權佐範国等如公卿、是依為當時職士也、此外侍中之地下諸大夫皆鈍色、但為弁少納言輩同公卿）、
123	長元九年	10360827	長元九年八月廿七日經頼記云、自右府被問云、大嘗会年九月御燈奉不如何、令申云、安和元年高明卿被尋件事、外記連量勘申貞觀元年、元慶八年、仁和四年、承平二年等者共無御燈之由、今付此勘文、引勘件々々国史日記、偏非依大嘗会之停止、皆有他故、此外寬平九年依御燈廢務云々、天慶九条殿御記、出河原祇可被奉歟、安和元年連量雖勘申停止之由、彼年九月三日廢務者、廢務可有歟、止時被行也、依大嘗会總不可有、專不可被廢務、如齋王云々、但貞觀元年依大嘗会無御燈之由、注三代実録、而外記云、彼年九月主上未着美服、十日内豎音奏云々、仁和四年又如此云々、元慶八年穢遍滿之由見外記記、然皆有他故、非被停、但寬平寬和皆有御燈、承平天慶有穢不奉者、古今聞所見如此、一定給畢、
124	長元九年	10361225	同九年十二月廿五日、右大臣被參入官奏、当年不堪并後不堪十国、減省二国、駄賃流死文等、
125	長曆元年	10370211	省略
126	長曆元年	10370403	經頼記云、長曆元年四月三日、齋官〈良子〉、入大膳職、
127	長曆元年	10370405	長曆元年四月五日平野祭也（後一条院御一周中）、經頼卿去月六日、二十三日除服了、而依故院御心喪、不奉幣之由記之、
128	長曆元年	10370408	同八日、雖不当神事、依伊勢賀茂齋院禊、無灌仏、
129	長曆元年	10370413	同十三日丙辰齋院〈娟子〉、入右近府、
130	長曆元年	10370427	經頼記云、同（長元）十年四月廿七日、内府〈大二条〉云々、讓四條中納言退出、余召外記給硯等同退出、四條納言召二省、給召物并直物等、
131	長曆元年	10370817	長曆元年八月十七日立坊／…經頼記…
132	長曆元年	10370820	省略
133	長曆元年	10371010	長曆元年十月十日經頼卿記云、大外記頼隆示送云、昨日八幡行幸、今日御在所儀如常、滝口等打内府御馬副瀧口、仍有宣旨使官人追捕瀧口等、
134	長曆元年	10371101	長曆元年十一月一日、内府候官奏、々々後被下文之時、手取緒給史、
135	長曆二年	10380211	省略
136	長曆二年	10380212	省略
137	長曆二年	10380300	經頼記、長曆二年三月、無御燈御祇、依御懷妊也、去年三月一日立后、依三日内無件御祇、九月者依自春可行又不行、
138	長曆二年	10380300	經頼記、長曆二年三月無御灯御祇、依御懷妊也、去年三月一日立后、依三日内無件御祇、九月者依自春可行又不行、

『類聚雜要抄』卷二			
『台記』久安三年九月八日条 九条家本『官奏抄』	63	清水は「九月九日」とする	
九条家本『官奏抄』			
九条家本『官奏抄』			
『魚魯愚別録』卷二	64		
九条家本『列見并定考部類』			
『雍州府志』一瓜生山			
『笈埃隨筆』卷九			
『富家語』久寿三年正月条			
『長秋記』大治五年十一月二十八日条			
『西宮記』(神道大系 壬生本) 伊勢使・『江家次第』 (神道大系) 第十二 神事 伊勢公卿勅使			
『飾抄』青瑠璃(称紺青玉)			
『除目抄』成文事			
『山槐記』保元三年八月十一日条			
『山槐記』仁安二年四月二日条			
『江次第鈔』(六) 四月 二孟句(無御出儀) 攝政 辞退之後入見参例(頭書)			
『江家次第』(神道大系) 第六 四月 二孟句儀			
『魚魯愚別録』卷三上			『魚魯愚抄』のなかで、これのみ「匡房抄」所引逸文
『中右記』康和五年二月二十一日条			
『中右記』永久五年七月十五日条			
『公衡公記』永仁六年十月十三日条			
『平戸記』仁治三年二月七日条	55		
『江記』寛治二年十一月一日条			
『園太曆』延文二年二月十六日条(所引 卜部兼 豊請文)			
『為房卿記』寛治元年六月十八日条			

139	長暦二年	10380801	長暦二年八月一日、法性寺座主教円僧都参会、関白相府〈頼通〉語云、自所々御調度等被施入、法性寺書状云、櫛巾御宮一合、又御櫛宮納物之中、在尼櫛、又御衾二条之中、一条合云々、若不入綿敷、殿下仰云、去月十五日、於御堂聞此事、答不知之由、退尋見、誠有櫛巾宮、但体有故云々、又合衾所聞之物也、或説、有合縫一条、或有縫重二条之説云々、綿不入、是夏御衾云々、又作納打乱宮綾一丈、是号打掃云々、又仰、尼櫛、是昔尼所指之櫛名也、皆有其櫛様并所指云々、 ノ是故大弁経頼所注置也、…
140	長暦二年	10380810	件日、五位二人立申文、四位勤考所、或記難之云、乍置五位二人、四位役之、不可然〈長暦二年八月十二日経頼記〉
141	長暦二年	10381113	同二年十一月十三日、自右府被案内云、廿一日可候吉書、相次廿六日候不堪奏、而廿一日園并韓神祭也、非廢務之祭日、有奏之例間有之〈春日使立日、山科・大原野・当麻等祭日等也〉、若又有所見者、可示之者、令申云、康保元年四月十九日〈吉田〉、同二年十一月廿三日〈園韓神〉同三年十一月十一日〈園韓神〉云々、御報散齋了、今世之人、起一端難、仍所示也〈廿二日園韓神祭也、又有官奏也〉、
142	長暦二年	10381121	同月廿一日、右府被候奏云々、今年始有此奏大弁重服、右大弁軽服、因之先日右府被申請、関白云、大弁等服間、候吉書奏如何、御報云、軽服可候者、
143	長暦二年	10381215	同年十二月十五日、今日依政、上卿四条中納言著左門陣之間、内府被候官奏、仍以外記申内府云、政未始以前、令參給須參陣也、而新任少納言行幸以前、可隨序事、而今日以後依無宜日、必可有政、為之如何、御報云、依先例可被行者、即政了、入内次官奏鑑文三枚、
144	長暦三年	10390126	経頼記曰、長暦三年正月廿六日、関白隨御氣色唯着御前座〈東面〉、又隨御氣色日内府〈大二条〉、唯進御前座〈北面自座〉、暫隨関白御氣色上居右府料座、
145	長暦三年	10390211	省略
146	不明		藤経頼記云、後一条院為玩紅楓、経瓜生山被赴志賀山越云々、
147	不明		経頼卿記に、後一条院の御時、紅葉逍遙の為に志賀の山越すなど見へたれば、
148	不明		久寿三年正月仰云、…去年十二月十六日高陽院崩給。朔日御葉御鏡事、令申合左大臣殿給之処、御返事云、経頼記云「御堂御葬家、宇治殿仰云、喪家〈二ハ〉無葉事」者。仍今日不供入道殿御葉也。
149	不明		戸部云、経頼記、御堂着座之由、度々記是、然矢事不見、尚勘見可示左右也、
150	不明		…采配拍手〈経頼記不拍手、…〉…南砌下設祢直座〈西上北面、経頼記不居饌、脱白袍着〉…
151	不明		経頼卿記、次将節会用之由注之、
152	不明		三通已上之時結之、経頼卿記云、雖二通可結之、
153	不明		経頼卿記云、参墓所不对正面云々、
154	不明		四位弁勸盃之時、自上騰勸之歟、猶可了見経頼記也、
155	不明		民部卿被申云、故経頼卿記、御堂前太政大臣聞令人給之由顯然也、仍今日令入給也、
156	不明		撰政辞退之後、入見参例、…民部卿被申云、故経頼卿記、御堂前太政大臣聞令人給由顯然也、仍今日令入給也、
157	不明		匡房抄曰、関白被候時雖無其身敷座、又同推下筥於下方為路、不敷関白座時引硯筥於右方為路、…ノ此事御堂御存日被奉習之由、見経頼記、
158	不明		民部卿被答云、故経頼左大弁記云、正月除日以前、於陣帳二卷被下例、槌以在之、
159	不明		治部卿被申云、昔万寿四年十二月、御堂入道殿令薨給、次年長元元年七月盆供有無之事、宇治殿被尋問人々、猶雖一周忌中、必可有盆供、是見故左大弁経頼記也、
160	不明		抑今日隨身袴事、…先例自里内当日行幸之時、不及狩胡籙敷、自大内行幸之時壺敷、具見経頼卿記〈公衛引見長元経頼卿記之処、殿隨隨身・諸衛將・佐等隨身、皆褐衣・壺・垂袴云々〉、
161	不明		長元ノ経頼卿記、除服之日、即出仕、用後冠同袍之由、所見也、
162	不明		左兵衛督云、長元経頼卿細記、此事之中、表案縦置案上之由所見也、
163	不明		雖被止月次・神今食、猶御神事被供忌火御飯之由、左大弁経頼記明白候、
164	不明		件覆、長和・寛仁、経頼卿記、二幅者、

- ・史料大成本『左経記』に掲載されていない本文を対象とする（既掲の改元部類などは再掲しない）。
- ・清水潔 一九八一Bが紹介する逸文の一部について、字句を改めたり推定年月日を変更したことがある。
- ・同一の逸文が複数の出典に見られる場合、字句の異同も少なくなく、ここに掲示した本文は目安にすぎない。
- ・『列見并定考部類』（九条家本）については各記事の分量が膨大なため、本文の翻刻は『大日本史料』出版済みの範囲に留めた。それ以外については、必要に応じて公開されている画像データ（書陵部所蔵資料目録・画像公開システムほか）を確認されたい。

并日華門等「着議所」〈内府、入_レ自_二南幔_一着_二東面座_一。民部卿以下、入_レ自_二東面北間_一相分着_二各座定_一。有_レ召_二弁少納言依_二遲參_一無_二勸盃_一〉。内府以下、經_二南殿北廂_一、參_二立弓場殿_一。

・逸文94…『魚魯愚別録』巻二

経頼記曰。長元四年二月十五日。自_二今日_一有_二除目議_一云々。内府先着_二自座

一、依_二殿御気色_一登_二北座_一。

③長元四年二月十七日条については、目録で「十七日、除目畢事」とあるのだが、以下のような逸文が確認できる。

・逸文95…『魚魯愚別録』巻二

経頼記云。十七日〈云々〉。殿承_レ勅召准着_二円座_一之後、奉_レ勅目_二内府

一、々々唯先進_二着自座_一。次殿又目。仍移_二北円座_一。

④長元五年二月十一日条については、目録で「十一日、除目清書間、追任官例事」とあるのだが、以下のような逸文が確認できる。

・逸文98…『魚魯愚別録』巻八

経頼記曰。長元五年二月十一日。參_レ殿。被_レ仰云「除目清書之間、追有_二被_レ任者_一之時、上卿所_レ為如何」。申云「有_二両説_一。近代所_レ為書_二入清書_一〈不_レ著_二入大間_一云々〉、奉_二大間於執筆_一之次、令_二外記申_二事由_一」云々。「又

説、大卿自書_二入大間_一、并令_二參議書_一載清書、同令_二外記申_二執筆_一」云々。殿下令云「不_レ載_二大間_一之説、不_レ覚不_レ聞。我所_二聞習_一、上自書_二入大間_一。次令_二參議書_一清書_一之説」云々。

⑤長元八年正月二十六日条については、目録で「同(内親王結婚後猶預二年給)事、除目事」とあるのだが、以下のような逸文(「内親王」云々)に対応する記事だろう)が確認できる。

・逸文114…『魚魯愚抄』巻八

同記。長元八年正月廿六日。内府被_レ參_二於壁外_一、被_レ仰云「村上御時、故

康子内親王通_二九条殿_一之後、尚預_二巡給_一。仍可_レ令_二獻_二申文_一」者。

以上の事例から、目録にしか記事が確認できない複数の事例で、実際には本記に記事が存在したことが確認できる。これらの記事の欠落時期や欠落背景については、さらに検討を深める必要があるが、この種の巻頭目録に採るような重要な記事においてすら大量に欠落している実態を念頭に置けば、より重要な低い記事の場合は、相当な割合で失われている可能性も否定はできない。

(三)目録と本文の不对応に関する具体的検討

ここでは、先行研究の指摘(清水潔一九八一A)も踏まえて、目録の記載などから判明する現行本における記事の欠落が特定の内容の記事に集中する傾向(↓表16「特定行事の記事がほとんど抜けている事例」)を検討する。

まず、① 県召除目について見てみると、『左経記』本記が現存する期間における八回の実施事例のうち、目録×・本文×の二例(寛仁四年上・万寿三年上)は、目録作成以前の段階で記事を欠失した結果として本文が現存せず、もちろん目録にも採られなかった事例と推定される。一方、目録○・本文×の六例(長和五年上・万寿二年上・長元四年上・長元五年上・長元八年上)は、目録作成後に記事が欠失した事例と推測される。

つぎに、② 相撲節会について。相撲召合が停止された年(長和五年・寛仁元年・同四年・治安元年・長元元年)を除き、本記七月の記事が現存する範囲を検討すると、計五例のうち目録×・本文×が一例(万寿二年下)、目録○・本文×が三例(万寿三年下・長元四年下・長元七年下)である。前者は目録作成前に本記の記事が欠失した事例、後者は目録作成後に記事が欠失した事例と推測される。

なお以上のパターン以外に、治安二年七月二十七日条(二三字)と二十八日条(二三字)のように、目録には立項されていないにもかかわらず、本文に相撲に関する記事が記載される事例(つまり、目録×・本文○のパターン)も存在する。寛仁二年正月八日条の御齋会(一七字)も同様の事例だが、これらの現象を目録の取り忘れ(あるいは書写の際の脱落)と想定するか、記事量の少なさから意図的に立項しなかったと理解するかは、判断が分かれよう。とりあえず例外的な現象として、ここでは検討対象から外しておきたい(この種の現象をめぐっては、類例の検索も含め今後の検討課題となる)。

③ 賭射(賭弓)については、停止された長和五年と実施不明の長元元年を除き、本記の正月条が現存する年を検討すると、目録×本文×の一例(寛仁四年上)や、目録○・本文×の一例(寛仁二年上)のほか、五例(万寿二年上・万寿三年上・長元四年上・長元五年上・長元八年上)では目録・本文ともに記事が存在する(目録○・本文○)。

最後に、④ 列見については、目録×・本文×が二例(長元四年上・長元五年

上)に対し、目録○・本文○が七例(長和五年上・寛仁二年上・寛仁四年上・万寿二年上・万寿三年上・長元元年上・長元八年上)と、大半の記事が存在する。なお目録・本記ともに記載が存在しない長元四年・長元五年の事例にしても、当時の経頼は参議兼右大弁であることを踏まえれば、兩年ともに関わっていないとは考えられない。しかし現行本の『左経記』(活字本の該当箇所)の翻刻は、久松家本・谷森本などによる)は、そもそも該当期間の前後の記事を含め、一切掲載していない。九条家本『列見并定考部類』が両日ともに本文を挙げていないことも含め、早い段階で、この範囲の本文がまとまったかたちで流通しなくなっていた可能性を示唆する現象といえる。

以上、いくつかの項目を例示的に取り上げてみたが、六六項目の不对応のうち、除目関係の欠失が三二項目、相撲関係の欠失が一二項目にのぼる傾向を見てもみると、先行研究の指摘するとおり、目録作成以降に発生した欠失の大きな要因の一つとして、部類記の作成作業が関連する可能性は高いだろう。先に現行本『左経記』本記の記事欠失の一因として、後世の抄写主体が興味を持たない記事(たとえば受領としての地方統治に関わる情報)などが写し落とされた可能性を指摘したが(第二章 第一節(一))、それに加えて、意図的な記事の抜き出しによって欠落現象が発生している可能性も念頭に置いておく必要がある。

なお以上の不对応現象に関連して、目録と本文の日付のズレについても触れておく(↓表17「目録・本文間の日付のズレ」)。結論からいえば、ズレの確認される一二例のうち八例は目録の誤写と考えられる。こうした傾向が、目録そのものが雑に作られたことを示すのか、成立後にいい加減な転写を経た結果なのかは不明だが、いずれにせよ目録利用に際して注意を要することは間違いない。ただし事例8・12は目録の日付が正しく、事例1・3もその可能性がある。目録によって本文の誤りを正せる場合もあるという指摘(清水潔一九八一A)は、たしかに誤ってはいない。

以上のような分析を、さらに検討項目を増やしたうえで、九条家本の全体を対象として行えば、目録作成前に記事の欠失が生じている巻と、そうでない巻の区別が明瞭に現れる可能性もある。暫定的に、先の四項目によって分類してみた場合、①○×・③○○・④○○の組み合わせとして、万寿二年上巻・長元八年上巻の同一性が指摘できよう。これと①○×・④○○の長和五年上巻も、

類似性が想定できるかもしれない。一方、①○×・③○○・④××の組み合わせとして、長元四年上巻・長元五年上巻の同一性も指摘できる。こうした傾向の存在が全体で解明されれば、九条家本系写本がどのような組み合わせで取り合わされた写本群なのかに関して結論を出す際、有力な手がかりとなる。

また巻頭目録の成立に関しても、元々目録が(抄写以前の)現行本文と一組で成立したもののかを始め、同時に同一基準ですべての目録が作成されているかどうかについても、再確認する必要がある。たとえば通常は正月五日(または六日)の「叙位儀」を立項するのに対し、寛仁二年の巻頭目録のみは五日に「叙位儀」を立項せず、翌六日「位記請印事」を立項していることなど、立項方針のズレは散見される。目録部分における複数の表記法の併存(たとえば「畢」・「了」の両用)がどのような背景から生じているかなども含め、検討すべき課題は目白押しである。

(四)目録の機能について

さて、巻頭目録の機能については、本文に掲載された記事との対応関係のみを想定する見解が一般的である。これに対し、当該写本に掲載された記事だけではなく、関連する別記の記事までを管理する役割を担っていたとする見解が提起されている(三橋二〇一五)。つまり、目録に立項されているのに本記に対応記事が存在しない事例は、別記に掲載されていたはずと想定するのである。以下、この見解について検討しておきたい。

まず『左経記』の一部の記事で対応する別記が、ほぼリアルタイムに作成されたことは、以下に挙げた関連情報からも間違いない。前三例は本記の記事のなかで、同日の出来事について「別記」に詳説した旨を注記した事例で、後二者は『類聚雜例』編纂時に記事の典故が「別記」であることを付記した事例である。これらの史料によれば、即位・崩御・行幸・節会などについて、経頼自身の手で「別記」が作成される場合もあったことが確認できる。

長和五年(一〇一六)二月七日条(即位・後一条)／九条家本

有御即位、儀式如常。…自余事等、有別記。

治安二年(一〇二二)十月二十五日条(行幸・平野社)／九条家本

寅剋、着宿衣、向社頭、催行所々御装束、并他雜事。…次還御。…及亥剋、帰宅。具申有別記。

表15 「本文と目録の対応関係」

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	月		
長和五年 1016	1										欠		欠																				大	
	2																																	大
	3																																	大
	4																																	大
	5																																	大
	6																																	大
	7																																	大
	8																																	大
	9																																	大
	10																																	大
	11																																	大
	12																																	大
寛仁元年 1017	1																																大	
	2																																大	
	3																																大	
	4																																大	
	5																																大	
	6																																大	
	7																																大	
	8																																大	
	9																																大	
	10																																大	
	11																																大	
	12																																大	
寛仁二年 1018 閏	1																															大		
	2																															大		
	3																															大		
	4																															大		
	閏4																														大			
	5																														大			
	6																														大			
	7																														大			
	8																														大			
	9																														大			
	10																														大			
	11																														大			
12																														大				
寛仁四年 1020 閏	1																													大				
	2																													大				
	3																												大					
	4																												大					
	5																												大					
	6																												大					
	7																												大					
	8																												大					
	9																												大					
	10																												大					
	11																												大					
	12																												大					
閏12																												大						

表16「特定行事の記事がほとんど抜けている事例」

年号	月日	目録	本文字数	備考
長和五年	112	○	×	十～十二日条まで欠
寛仁四年	130	×	×	二十七～三十日条まで欠
万寿二年	129	○	×	二十五～二月一日条まで欠
万寿三年	207	×	×	二月三～十日条まで欠
長元元年	219	○	×	十七～二十日条まで欠
長元四年	217	○	× (逸文)	十四～二十一日条まで欠
長元五年	208	○	×	四～十二日条まで欠
長元八年	130	○	×	二十五～二月二日条まで欠

相撲節会

治安二年	727	×		23
万寿二年	728	×	×	二十五日以降欠
万寿三年	728	○	×	十八～二十九日条まで欠
長元四年	729	○	×	二十三～八月三日条まで欠
長元七年	728	○	×	二十五～八月一日まで欠

賭弓 (賭射)

寛仁二年	118	○	×	十七～二十日条まで欠
寛仁四年	118	×	×	十八日条のみ欠
万寿二年	118	○		152
万寿三年	124	○		248
長元四年	119	○		268
長元五年	119	○		130
長元八年	119	○		58 昨日の情報を伝聞

列見

長和三年	316	—	—	(逸文)
長和四年	211	—	—	(逸文)
長和五年	227	○		164
寛仁二年	211	○		65
寛仁四年	211	×		324
万寿元年	211	—	—	(逸文)
万寿二年	211	○		158
万寿三年	211	○		178
長元元年	211	○		716
長元二年	221	—	—	(逸文)
長元四年	221	×	×	十四～二十一日条まで欠
長元五年	221	×	×	二十一～三十日条まで欠
長元六年	211	—	—	(逸文)
長元八年	211	○		221
長暦元年	211	—	—	(逸文)
長暦二年	211	—	—	(逸文)
長暦三年	211	—	—	(逸文)

長元四年(一〇三二)十一月十九日条(豊明節会) / 久松家本
 舞師以下等給_レ禄。屯食等有_レ差。：事了、令_レ出_二舞姫_一間以退出。具在_二別記_一。
 長元九年(一〇三六)五月十九日条③(葬送…後一条) / 類聚雜例
 〈別記〉丙申。先皇有_二御葬事_一。：
 長元九年(一〇三六)六月八日条①(葬送…後一条) / 類聚雜例
 〈別記〉：去月十九日今上於_二殿上北下方板敷_一着_二錫紵_一給。其儀、：
 しかし以上の記事を見る限り、別記を作成する場合でも、本記に簡略な記事が存在している(長和五年二月七日条・治安二年十月二十五日条・長元四年十一月十九日条など)。つまり本記に何の記事もなく別記だけが作成されている事例は、すくなくとも現存本文を見る限り確認できない。こうした現象は、先の目録―別記の間に、本記を介さずに直接のリンクが貼られていた可能性を

想定する見解の問題点を示す一例である。
 本記と別記の関係性を確認するために、同日の同一行事に関して記録した異なる本文が現存する事例を比較してみよう(↓表11「複数の本文が伝来する事例」)。こうした事例こそ、そこに「別記」と明記されていなくても、実質的には本記と別記の対応関係を示す具体例の可能性があるからである。
 たとえば事例16(長元七年九月十日条)では、「天晴。参_レ殿。次参_二結政_一」と書き出した後、本記では四四字の記事が書かれたうえで「頃之退出」(本記)とするとところを、もう一つの記事ではすべて省略し「事了退出」(類聚雜例)と続けている。続く記事でも、「義光朝臣死去」(本記)とあるところを、もう一つの記事では「義光朝臣死去(反胃為_レ病)」と死因まで追記する。
 事例18(長元七年九月十六日条)でも、ほぼ同文の記事のなかで「時々返血」(本記)・「時々反胃」(類聚雜例)と、表記を類似の別表現に変更する事例が確認さ

れる(7)。「返血」では単に吐血したという趣旨になるが、「反胃」であれば死因そのままで説明したことになるので、より正確な説明と評価できる。飲食したものを血が混じった状況で嘔吐してしまう病状から、おそらく最終的に医者が胃痛という判断を下したことを踏まえ、記事をまとめ直す際には別の表現を採用したものであろう。

事例21(長元七年十月十五日条)の場合、まず冒頭部分で「参殿。先是侍従中納言被_レ候。頃之相共参内。有_レ政。請印了、着_二侍従所_一」(本記)という記事が、「参殿。頃之参内。有_レ政。請印了入内」(類聚雜例)と半分の分量に圧縮されている。この後、前者には三二〇字にわたる詳細な記事が続く箇所を、後者は「有_二御読経定并復任事_一」とたった九文字に圧縮している。その後、一三二文字は同内容の記事が続くが、末尾でも「及_二亥三刻二月蝕。如_二曆道申_一者、酉刻蝕云々。而及_レ亥了。是曆術漸尽歟云々」(本記)という記事が、「今夜有_二三月蝕_一」(類聚雜例)と半分以下の分量まで圧縮されている。

事例27(長元八年五月十三日条)では、前半で「参殿。朝、講師忠命・問源真夕、円空・問惟命。懺法了、僧俗退出」(本記)とあるところを、「参殿。講了退出」(類聚雜例)と、およそ四分の一の分量まで圧縮している(これ以下の記事は同文)。同じく事例28(長元八年五月十九日条)では、「天晴。及_レ晚参内」ののち、本記では一三二文字の記事があるところを、「石清水奏状事被_レ定」(類聚雜例)と圧縮している(以下の記事は同文)。

事例42(長元九年六月八日条)では、『類聚雜例』所引の①(「別記」と傍書・一六一字)・②が前半部分の一部で表現を重複しつつ、大筋では異なる文章で記録している。説明の都合上、②を軸に検討しておく、「天晴。及_レ晚右衛門権佐(範)語云。去月十九日今上着_二御錫紵_一。廿一日脱_二御錫紵_一」(①・三〇字)という文章に対し、前半で「天晴。及_レ晚参_二宮申_レ宿。右衛門権佐(範)語云。去月十九日今上於_二殿上_一北方下板敷_一、着_二錫紵_一給」(②)のように部分的な対応関係は見いだせる。しかし「廿一日脱御錫紵」(①)に対応する記事は、②の後半(二二六文字)のなかには見えず、必ずしも②が①の単純な省略形態とはなっていない。この場合、当日条の出来事の全体を記録した本記(②)の記事をもとに、特定のテーマに限定した情報のみを記録した①(別記)が作製されたという経緯が想定できることになろう。

一方、事例6(万寿二年十二月三日条)の場合、表現の変更というレベルに止

まらず、ほとんど別の二つの文章が伝わっている。万寿二年の初雪見参をめぐって、本記では「参_二結政所_一。次入内。藏人等差_二遣諸陣所_一々々、令注_二見物_一。賜_二初雪祿_一云々」とあるところを、『更級日記』定家本巻末の事例では「差_二藏人_一、令_レ取_二初雪見参_一。給_二祿_一」とあるのである。後者は定家による取意文とする考え方も否定はできないが、「令_レ取_二初雪見参_一」(寛仁元年十二月七日条)という表現が、『左経記』の別の箇所にも見えることを重視すれば、これは経頼自身の文章である可能性が高い。とすれば、同一の出来事について、単に当初書いた短い説明に補足を加える、あるいは必要箇所を抜粋するだけの方式ではなく、まったく異なる文章で記録する場合もあったことになる。

こうした方式が広い範囲で存在したことを推定させるのが、事例36(長元九年四月十七日条)の後一条天皇の死去に関する記事である。当日条の本記は現存しないが、『類聚雜例』の二種の記事の間で大幅な違いがある。たとえば「主上自_二去三月之比_一不例御。及_二戌刻_一之間、遂崩_二於清涼殿_一」(春秋廿九、在位廿一云々)①とすると「天皇崩_二於昼御帳_一」②とするなど、同一の出来事をまったく別の文章で記録している。

このように、いずれの事例においても、異なる表現を多様に用いて記事分量の圧縮を試みたり、表現の変更などによってより正確な情報の記録を試行したりしている。このような大幅に表現を改編した本文が経頼以外の別人によって作成された可能性は低く、両者は単純な広本と抄本という関係ではなく、いずれかが本記でいずれかが別記の文章と考えるべきである⁸⁾。

ちなみに、目録と本文の関係性を考える際、寛仁二年正月八日の御齋会に関連する記事も参考となる。この記事は巻頭目録に記載がなく、本文には「御齋会始_二余行事_一」を含め計一七字の極めて簡略な記事がある。本文の書き方(「余」=本人の関与を明記)からすれば、より詳細な記事が別記に書かれた可能性も想定できる。とすれば、同年の御齋会を巻頭目録で立項していないのは、本記記事の情報量の少なさと推定されることになる。

さらにいえば、こうした事例の存在からは、巻頭目録は別記の記事まで網羅していない可能性が高いことが想定される。そもそも、別記が存在することとすべての重要な儀式に際して別記が作成されたことはイコールではない。目録の採取元が本記記事か別記記事かを区別する情報が目録上に付されていない現状も踏まえれば、巻頭目録がすべての別記記事までをカバーしていたという想

定は行きすぎであろう⁹⁾。つまり、そうした想定を前提として、目録に立項されているのに本記に掲載されていない記事は別記に掲載されていたとする理解についても再検討の必要がある。

(五)目録に見える時期差

さいごに、時期(巻)による目録の傾向差を検討する。まずは、巻ごとに項目の立項率の差があるかを確認しておく(↓表18「時期ごとの目録立項率」)。ちなみに、総日数(目録存在期間のみ)に対する目録項目の存在率は九一九項目÷三〇四二日≒三〇% (三二二日に一項目)である。

この数値を踏まえたうえで、まず上巻の記事がほぼ残る年の事例を比較すると(欠損の多い寛仁二年上・長元元年上は除く)、長和五年上は六六項目(二六八日に一項目)が現存するが、正月十七〜二十四の間に欠損部分があるので、実際には七十項目を超えたと推定される。この年は正月に後一条天皇が即位しているのので、項目数が多くなるのは自然のなりゆきであろう。このほか、寛仁二年上は五〇項目(三・五四に一項目)、万寿二年上は四六項目(三・八五に一項目)、万寿三年上は五〇項目(三・五二に一項目)、長元四年上は五四項目(三・二八に一項目)、長元五年上は六九項目(二・五七に一項目)、長元八年上は五九項目(三・〇二に一項目)となっている。長元五年上の項目数の多さは、たとえばこの年に請雨記事が多かったことなども関係しよう。

ついで後半についても検討しておく。寛仁元年下は七九項目(二・二五日に一項目)、寛仁四年下は四三項目(四・八一日に一項目)、治安二年下は四五項目(三・九三に一項目)、万寿二年下は四〇項目(四・四五日に一項目)、万寿三年下は五四項目(三・三一日に一項目)、長元元年下は六一項目(二・九〇日に一項目)、長元四年下は八五項目(二・四四日に一項目)、長元七年下は六八項目(二・六〇日に一項目)となっている。寛仁元年下の項目の多さは、頼通の摂政就任や敦明親王の東宮辞退をめぐる諸行事と関係するのだろう。

以上、目録そのものが完全な本記から作成されていないこともあって、明確な傾向は見いださず、年の前半・後半の違いなく全体として時期が下るごとに、少しづつ立項率が増加しているようである。こうした現象は、経頼の地位が上がるにつれて入手しうる情報の質の向上／範囲の拡大が進み、後人が参考としうる情報が増加した結果とも推定される。しかし先述したように、目

録が複数の段階で異なる主体によって作成されていたとすれば、それぞれの所持する親本や、興味・関心の方向性の違いによって違った内容の目録が編成された可能性も想定される。今後は、そうした可能性も視野に入れつつ検討を進めるべきであろう。

1)この種の検討を行う際は、厳密には古写本の筆跡同定から始め、各種書誌情報も含めて検討する必要があるが、今回は単純に記載傾向のみを分析対象とした。

2)おもに、各日冒頭の天気記載を指すが、晴儀・雨儀の判断を伴う儀式日のケースは、適宜判断した。

3)なお万寿二年四月二十二日条(本記)でも、「廿二日癸酉天晴…」・「廿二日甲戌天陰、甚雨…」とあるが、干支から見て後者は「廿三日」条の誤写と判明する。

4)以下、本文の字句の対応関係を示す場合には、返点を付けず、最低限の読点を付した漢字情報のみを列挙する。

5)『類聚雜例』の編纂主体については、早く清水一九八一Aが、本文中で経頼自身を官職名で表示する異例の表記法などを根拠として「後世の部類記作成者」が編纂したものとす。これに対し三橋二〇一五はそうした部分は後補されたもので、本体部分は経頼自身が作成したと想定する。しかし経頼自身が編纂したと判断できる根拠はとくに示されておらず、説得力を欠く。

6)この逸文について、清水潔一九八一Aは「寛仁二年に頭中将なし、公成は当時右近衛中将」とするが、『大日本史料』は「頭中将公成」を「マ、」として当該年条に掲載する。「右」のくずし字を、書写の際に「頭」と見誤ったものによらず、当日条の記事と判断して問題なからう。

7)「反胃」(『日葡辞書』では「ホニ」と発音)という表現は『左経記』に二例ある(もう一つは同年九月十日条)。服部一九八五によれば、胃癌で食物を消化できずに、戻ってしまう状態を、中国の医学書で胃反・反胃・翻胃などと称するという。この「反胃」という表現が、『左経記』の記事のなかでも『類聚雜例』所引の記事にのみ見えることは、これらの記事が同時期に書き直された可能性を示唆している。

8)この種の記事を比較した場合、現行の本記の方が、別ソースの本文よりも多くの情報量を保持しているケースが含まれる現象は、より検討を深め

表17 「目録・本文間の日付のズレ」

	和暦	目録日付	内容	本記日付	干支	備考
1	長和五年	406	朔日被奏見参間事	405	戊寅	後半で「或人云」と始まる部分なので、本来は六日条（現状では存在せず）の記事だった可能性も。
2	寛仁元年	814	賀茂行幸延引事、被聴東宮昇殿人々事、上達部被参事、三箇日間可有饗事	810	乙亥	目録で九日・十四日・十一日・十二日と記載→目録の誤写
3	寛仁元年	1203	御馬交易使事、叙位事	1202	丙寅	編集の誤りか、あるいは「三日、丁卯」の写し落としか
4	寛仁二年	閏0405	依狼死有御卜事	閏0425	丁巳	目録で一日・十一日・五日と記載→目録の誤写
5	治安二年	813	御庚申事	823	庚申	目録で十一日・十七日・十三日と記載→目録の誤写
6		1220	着袴事、関白殿御養子内府御一男也	1221	丙辰	本記の日付と干支は一致するので、本記が正しいか
7	万寿二年	526	依世間不静有仁王会定事	528	己酉	本記の日付と干支は一致するので、本記が正しいか
8		1205	初雪祿事	1203	-	『小右記』では四日夜、『日本紀略』では五日。目録が正しいか。
9	万寿三年	120	同（太皇太后）宮院号等事	119	丁酉	本記の日付と干支は一致するので、本記が正しいか
10		518	皇太后宮御八講事	519	甲午	本記の日付と干支は一致するので、本記が正しいか
11		814	賀茂別雷社解文事	812	乙酉	本記の日付と干支は一致するので、本記が正しいか
12	長元元年	523	可停止相撲事、重服人御衣替事	522	丁巳	丁巳は二十三日→目録が正しい

表18 「時期ごとの目録立項率」

	上巻			下巻		
	項目数	総日数	立項割合	項目数	総日数	立項割合
長和五年	66	177	2.68			
長和五年						
寛仁元年				79	178	2.25
寛仁二年	50	177	3.54			
寛仁三年						
寛仁四年				43	207	4.81
治安元年						
治安二年				45	177	3.93
治安三年						
万寿元年						
万寿二年	46	177	3.85	40	178	4.45
万寿三年	50	176	3.52	54	179	3.31
万寿四年						
長元元年				61	177	2.9
長元二年						
長元三年						
長元四年	54	177	3.28	85	207	2.44
長元五年	69	177	2.57			
長元六年						
長元七年				68	177	2.6
長元八年	59	178	3.02			

る必要がある。こうした現象を、本来は両者のうちで分量が多い方（つまり、現行本の本記として掲載されている記事）がもともと別記の記事だったと理解する余地もある。その場合、復原本の作成の過程で、記事が差し替えられたことになろう。一方で、暦記をもとに関連記事の別記を作成するに際して、直接のテーマと関連しない記述を大幅に省略した結果、一部の記事の省略が発生していると理解することも可能である。

いずれにせよ、経頼自身が当初書かれた暦記の内容を全面的に書き直した再訂本『左経記』を作製したのでない限り、とりあえず両者いずれかが本記と別記の記事だったと考えるのが妥当であろう（経頼の場合、自分のために部類記の類を作製していた可能性も十分に想定されるが）。こうした問題を検討する場合、たとえば『後二条師通記』で同一日条について複数の本文が現存する現象（中丸二〇〇七・同二〇一〇・柳原二〇〇七・同

二〇一〇)などは、参考になろう。

9)三橋二〇一五は、記事の欠落に關しても「記主経頼自身が奉仕した重要儀式の記事こそ抜粋して残さなければならなかったはず」で、その種の記事がまとめて省略されることはあり得ないと主張する。しかし、経頼自身が重視した情報と、抄出主体が重視する情報に間にズレがある可能性は、十分に想定されよう。

第三章 近江守としての源経頼はじめに

『左経記』の記事が長期に渡り連続して欠落する現象(第二章第一節(一))をめぐって、先行研究では、たとえば源経頼が受領として任国に下向していた時期、そもそも記事が執筆されていなかった可能性も指摘されている(清水潔一九八一A)。しかし前章における分析結果を踏まえると、そうした想定には再考の余地がある。

そこで本章では、源経頼の履歴のうち近江守としての活動時期を対象として、その時期の記事の性格について検討する。彼の受領経験は、弁官就任前に任命された和泉守から始まり、兼任で勤めた近江守・丹波守を含めると計三回に渡る。このうち近江守の任期は寛仁二年(一〇一八)正月(治安元年(一〇二二)四月の約四年間である。その間、経頼は左少弁(長和三年正月)↓右中弁(寛仁三年十二月)↓権左中弁(寛仁四年十一月)と本官における昇進を続けており、職務の負担は増加していたと推測される。

先行研究では、弁官を職務繁多とする通説も踏まえたものだろうが、経頼は積極的に受領としての業務には携わらなかつたとする見解が一般的である。『左経記』に彼の受領としての活動に關する記事が少ない現状についても、もともと国務に携わることが少なかつたから、結果として關連記事もほとんど記録されなかつたという理解が示されている(清水潔一九八一A・佐々木恵介二〇〇四)。

しかし、第二章で検討してきた現存『左経記』の史料性を踏まえれば、現行本で關連記事が少ないことを根拠に、その種の記事は自筆本でも少なかつたと理解するのは早計である。そもそも現存記事を見る限りでも、経頼はかなり多様な国務に積極的に携わっている。在国して国務に専念する受領と比べて、処

理に時差が発生していることは否めないが、経頼による国務関与の実態を見る限り、留守所や目代に政務の主要部分を代行させているような形跡は確認できない。

近年の關連研究の成果によれば、この時期の弁官局では、つねに一人の受領兼任の弁官を確保していたことや、その任に当たってしまった人物が業務負担の重さに堪えかねて不満を洩らしていた実態が存在した(渡辺二〇二三A)。つまり受領を兼任する弁官は、相当な業務負担を覚悟せねばならない立場に置かれており、片手間に受領の職務を済ませることを認められている訳ではない。こうした研究成果を踏まえても、弁官と兼任しているから受領としての職務に精励していない「はず」という発想で分析に臨む姿勢は、結論先行のきらいが否めない。本稿では、そうした点に注意しつつ關係史料を検討していきたい。

第一節 経頼による国務処理

以下に掲示する諸史料にも見るとおり、弁官を兼任しているという制約もあつて、経頼が国務を行う場所は多様である。しかし比較的、頻繁に任国への下向を繰り返す、符・序宣など各種の文書をそれほどの遅滞もなく作成・送付している状況はうかがえる。

彼の近江守への就任は寛仁二年正月二十七日だが、実際の赴任は三月十四日と推定される。

『左経記』寛仁二年(一〇一八)三月十一日条

次参^{〔撰政殿〕}、申^{〔下〕}来^{〔四日〕}可^{〔下向〕}之^{〔由上〕}。次申^{〔二〕}太皇太后^{〔宮〕}。有^{〔有〕}禄。蘇芳織物等^{〔掛一領〕}。有^{〔有〕}拜舞。次申^{〔レ〕}内^{〔於〕}殿上座^{〔令〕}申^{〔於〕}腋陣^{〔給〕}禄。拜舞。黄衾^{〔一領〕}。次申^{〔二〕}尚侍^{〔殿御方〕}。有^{〔有〕}禄。蒲萄染織物等^{〔掛一領〕}。再拜。次参^{〔源大納言殿并左府等〕}、申^{〔二〕}下向^{〔之由〕}。次参^{〔左府〕}申^{〔有〕}禄。織物^{〔掛一領〕}。再拜。

記事本文には、赴任予定は「来四日」とあるので、そのまま解釈すれば翌月の四日ということになってしまうが、一ヶ月以上も前に赴任の挨拶をするのも奇妙である(同時期の類例において、これほど前もつて赴任の挨拶をしている事例は確認できない)。この部分は九条家本の原本が欠失している箇所であり、誤写の可能性を想定してもよからう。実際、『大日本史料』も「来四日」の脇に「(十四日)」と傍注を付している。

一般に、地方官としての赴任に際しては、装束仮と称される猶予期間が与えられる。近江は近国なので、その際の猶予期間は「廿日」(『養老假寧令』13外官任詔条)である。つまり、赴任が三月までずれ込んでしまったことは、この規定からすると遅延と見なさざるを得ない。しかし赴任時期の決定に際しては、陰陽師による占いや、前任者との引き継ぎ、受け入れ側(近江国衙)の準備の都合などの諸要因が絡んでくる。同時期の類例を踏まえても、任命後、彼が一ヶ月半で赴任している状況をとくに咎める必要はない。

なお、彼が赴任したと思われる三月十四日から二週間にわたり『左経記』の現行本が空白になっているのは興味深い(↓「記事の長期欠落の分布状況」)。この現象について、先行研究では、経頼が任国赴任中は日記を付けなかったから記事が欠けていると理解するが(清水潔 一九八一A)、そうした理解に再考の余地があることは、すでに第二章における検討結果から明らかである(この点については本章第二節で再説する)。

ともあれ、こうして近江国に赴任した経頼だったが、京官を本官としていた彼が近江国衙の周辺に定住した訳もなく、京と近江間の往復を忙しく繰り返していた。以下、関連史料から、その痕跡を追っていこう。具体的に、寛仁二年四月～六月にかけての記事残存率は三六・七%に過ぎず、続く七～九月は記事が全欠で、一〇～十二月の記事の残存率も二九・五%と低い。翌寛仁三年も正月～七月までの記事は全欠しており、結局、『左経記』において経頼の国務に関わる記事を確認できるのは、寛仁三年十月まで下ってしまう。

しかし、この間、彼が近江守としての職務に従事していなかった訳でないことは、関連記事が他の古記録のなかに見えることから確認できる。

(一)寛仁三年五月前後の下向

『小右記』寛仁三年(一〇一九)五月一日条¹⁾

其次、申賀茂御社四至事(天台申西坂西四至事等也)。経頼朝臣未²⁾申其事者、天台四至官符令³⁾勘申了。而未⁴⁾経御覽⁵⁾之由、承驚而已。命云「経頼在⁶⁾国、今明可⁷⁾参上⁸⁾」云々。

ここに挙げた『小右記』の記事によれば、藤原実資(大納言)は経頼の任国下向によって生じている弁官局内の政務遅滞に不快感を隠せないことが判明する。前述したように寛仁三年上巻は『左経記』本記が現存しておらず、経頼自身の記録によって事態の経緯を状況を確認できないとはいえず、彼が国務に

携わっていることは、明らかである。

経頼の立場を弁護する趣旨を含んだ藤原道長の談話によれば、この際は五月一日～二日に帰京の予定で下向しているようである(おそらく、事前に道長に対して大まかなスケジュールを説明したうえで、任地に下向したのである)。ただし「左少弁経頼来云「天台四至事、昨日申入道殿」。命云：」(『小右記』同年五月十六日条)という記事などによると、政務遅滞の解消が実現したのはいくつかの十五日以降と確認されるので、実際には予定よりも帰京が大幅に遅れた可能性もある。

前月十七日には、西海道から刀伊の来寇を知らせる飛駅が届いている。二七日におおよその結末を報告する大宰府解が届くまで、太政官内は騒然とした状態だったと推測される。こうした騒動の最中に現任の弁官が任国へ長期下向したとは考えにくく、この際の下向は四月末からの短期間か、騒動の発生(四月中旬)以前からの長期間のいずれかと推測される。経頼の担当業務が相当遅滞している現状について、実資が「承り驚くのみ」(五月一日条)と述懐していることも踏まえれば、すでに四月上旬あたりから任国に下向しており、しばらく太政官の業務に携わっていなかった可能性も考えるべきだろう。

なお、ここで挙げた任国への下向記事について「珍しく在国している」事例と理解する先行研究もあるが(佐々木恵介二〇〇四)、すでに見てきたような『左経記』の史料性も踏まえれば、関連記事の少なさのみを根拠としてそのように理解すべきではない。

さて『左経記』の記事というかたちで、経頼の任国下向を確認できる最初の史料が、次掲の記事である。

(二)寛仁三年十月の下向

『左経記』寛仁三年十月二十九日条：僧綱召の関連記事のみを抜出

渡¹⁾犬上郡、宿²⁾犬上寺。別当聖海談云「去廿日癸卯、有³⁾僧綱召事」。大僧正⁴⁾濟信・権僧正⁵⁾深覚・権大僧都⁶⁾深光・権少僧都⁷⁾実誓・権律師⁸⁾成典・天台座主⁹⁾僧正明救。此次、法印院源給¹⁰⁾封百戸(是臨時朝恩云々)。

犬上寺は、先行研究²⁾で指摘されるとおり、その名称からしても、いわゆる「郡寺」「郡名寺院」と考えられる。令制施行当初の国司は、国内巡行の際、郡庁に付属する「館」を宿所としていたが³⁾、この種の施設は十一世紀代ま

でに廃絶した可能性が高い。その結果、近江国犬上郡(同国東部)に入部した源経頼の宿所として、もともと「公的使臣らが宿泊する館としての交通機能を果たしていた」(4)郡寺である「犬上寺」が用意されことを示すが、本日条の記事である。

当日条の「渡犬上郡」という表現からすると、経頼が京宅から直接犬上郡へ移動したと理解するのは難しい(5)。京から犬上郡への距離(七〇km弱)を念頭に置いて、京→近江国府(粟太郡)↓…↓犬上郡↓…↓という移動経路をたどっている状況を想定すべきである。つまり、近江国内の別の場所から犬上郡への移動を「渡」と表現していることになろう。国府→犬上郡間の距離でも五〇km程度はあるので、犬上郡への到着までにある程度の日数をかけている可能性は高い。そうした前提を踏まえると、『左経記』自筆本では、この部分の前後に出京・入国・各郡への移動などといった複数日にわたる移動日程が書かれており、一連の記事のなかで二十九日条に「渡犬上郡」と記したと理解するのが妥当である。

実際、この際の彼が長期に渡って在国していた可能性は、以下の『小右記』の記事からも窺える。

・『小右記』寛仁三年十月二十五日条

(小右)院御三座石山之間、国司不_レ奉_二仕_一事。仍別当中納言能信行事、放_二下部等_一令_レ召_二擲_一在国職掌者等、濫吹尤甚云々。国司(左少弁経頼)、乍_レ承_二仰事_一不_レ儲_二候_一一事、不_レ可_レ然云々。如_レ此之事、浮言多端。国司在_二奥郡_一、称_二入部_一云々。

この時期の経頼は、近江国のなかでも「奥郡」に滞在していたらしい。外部(この場合は京)から見てとくに離れた地域を指す奥郡という表現(6)を使っていることから、経頼がこの際の「入部」で国衙周辺ではなく琵琶湖の北岸あたりの地域まで巡行していた状況が想像される。こうした関連史料に見える記載を踏まると、現行本における記事不載期間(十月十七日～十一月十三日)の何割かは、自筆本の段階では近江国への下向記事で埋まっていた可能性を想定すべきだろう。

参考までに寛仁三年下巻の事例から、この種の記事欠落の実態を検討しておこう。まず八月(前欠)は、一～二日おきに計一六日の記事があり、全体に均一な残り方といつてよい。一方、九月は計一二日の記事があるなかで、六～十三

日は記載がない。また十月は前半で計五日分の記事しかなく、十七日から翌月十三日までほぼ一月分の記事が抜けている。この間、唯一記事の存在する十月二十九日条が近江国犬上郡における宿泊の記事であることは、偶然ではあるまい。十一月は計七日の記事があるが、前述のように上旬の記事が皆無である。十二月は計一四日の記事があり、その間隔も十三～十七日が連続して抜けている以外、ほぼ似たような配列である。

経頼が日次記(具注曆)を携帯して、近江国内でも毎日記事を付けていたのか、あるいは帰京後にまとめて付けたのかは定かでない。しかし当日条(十月二十五日条)の記事に見える詳細な情報を踏まえると、少なくともメモ程度の記録は毎日取っていた可能性が高い。つまり下向中も彼が少なからぬ情報を記録していたことは明らかで、それにも関わらず現在の本記に関連記事が残っていないのは、後世の利用主体(抄出や部類をした人物)にとってそれらの記事が利用価値の低いものと見なされたからに他なるまい。

実際、当日条の記事に干支情報も天気情報も記されていないことから、少なくとも一回は簡略化フィルターを経たうえで伝来した記事であることが推定される。本来の記事には、犬上寺関連以外の情報も含まれていた可能性を想定すべきであろう。前後の日付の関連記事が全欠になった一方、当日条の記事(の一部)のみが抄写されたのは、経頼の受領としての勤務状況に興味を持った結果ではなく、おそらく別の問題関心(仏教界の人事への興味)から抄出された結果と考えるべきである。

ちなみに犬上郡に居住する僧侶が、現役の弁官である経頼よりも早く都における人事情報を把握できていたことは興味深い現象である。同寺が国衙機構を介さない独自の情報網(仏教界を介したものか現地有力者としてかは不明)を保持していた可能性を示唆している。一方の経頼は、先に見た記事で藤原実資が不快感を示すほどに中央政府内の情報からは隔離され、近江における国務一辺倒の時間を過ごしていた可能性が高い(それ故に、本日条の記事でも現地僧侶から得た人事情報を聞き書きしたのである)。

なお、この記事にみえる経頼の犬上寺への立ち寄りについて「受領としての公務に関わるものなのか、それとも私的なものなのかはよくわからない」(佐々木恵介二〇〇四)と、公的業務であることを無条件に認めたいとする先行研究の理解もある。しかし、とくに名刹という評価を得ている訳でもない寺院を

唯一の目的地として、都から数日も掛けて私的に赴いた可能性を想定するのであれば、逆にそれ相応の論証が必要となる。前述したような同寺の性格を踏まえても、また『小右記』のなかにこの際の経頼の在国を「入部」と称する記事が見えることを念頭に置いて、公務の一環として立ち寄ったことは、ほぼ間違いない。

次に挙げた事例は、経頼が受領として作成した文書の写から判明する、彼の国務との関わりである。

(三)寛仁三年の俸料施入

・「寛仁三年九月二十三日 民部省符」(『門葉記』寺院三)

・「寛仁三年十月十四日 施入願文」(同)

長文に渡るので、全文の揭示は避けるが、自らの近江守としての俸料の一部を割いて、楞嚴院の四季講仏僧供料として施入する際に作成された文書である。その際の事情を記した記事『左経記』寛仁三年十月十四日条も現存しており、事情が判明するのも興味深い(清水潔一九八一・A・岡野一九八六)。

『左経記』寛仁三年十月十四日条

逢「朝夕講」。是講、是故良源僧正所「知行」也。門跡相伝嫡々行之。覚園梨去年相示云「件講源信僧都入滅之後、相請行之。而料物不足、動可「闕怠」歟。

聊可「助成」者。仍余分給俸、申「請公家」加奉、以「其利米」、充「件会不足料」。則注「事趣」、於「仏前」令「開白」已了。

前掲文書のうち「民部省符」の末尾には、作成日として「寛仁三年九月廿三日」が明記されたうえで、次行に「(奉行) 右中弁兼大介源朝臣(到来同年十二月廿八日)」と書かれている。(二)で見たように、この年の十月下旬に経頼は近江国に入部しており、その間に国衙に届いたのだとすれば、現地でも処理されてしかるべき文書である。しかし実際には、この文書が経頼の手に届いたのは十二月二十八日と記されている。太政官から近江国に文書が届くまで三ヶ月以上かかるという状況はやや理解しがたいが、彼の右中弁昇進は十二月二十一日なので、この日付はおそらく誤写ではない。

十月下旬以降、国衙への彼の下向がなく、処理を急ぐために国衙に届いた文書が転送されてきたのか、あるいはそもそも太政官からの送付が遅滞しただけで、中央政府の発行する国務文書は経頼の私邸に届くのが通常だったのかは不

明である。いずれにせよ経頼が「左少弁正五位下兼行当国守源朝臣経頼敬白」奉「施」入加奉稲参任伍佰束「官符事」と書き出す「施入願文」を十月十四日に作成したのは、おそらく九月末の段階で民部省内の決裁が済んで省符が作成されたことを認識したうえでのことであろうから、当時の太政官における各種の処理が遅れ気味の傾向にあった可能性が高い。

なお俸料を経頼が一旦受け取ったうえで、自分の手許から相当額の施入をするのと、この種の処理を公的に行うことと、どう違うのかは、よく分からない。あるいは、近江国の寺院に対して近江国の公費を割いて施入することで、近江国自体の功德になるという認識があったのかもしれない。

つぎの記事は、年初の仕事始めに関するものである(佐々木恵介二〇〇〇)。

(四)寛仁四年正月の国務始

『左経記』寛仁四年正月十五日条

辰刻、始「国務」。

この年の近江国衙の諸官人を集めての政始が、正月十五日の辰刻(午前八時頃)に行われた。太政官の場合、十五日(月末までの間)に行われる傾向にあるので、一般的な日取りである。当日の経頼は、この後、頼通邸をはじめ計四箇所を転々と回り「及「深更」事了」という忙しい一日を過ごしている。前日(十四日)は、早朝から無量寿院の作事に参加しており(記事が後欠なので午後の行動は不明だが)、翌朝に近江国衙で国務を行えたと考えにくい。この際の政始が、経頼の京宅で実施された可能性は高い。

ただし三月の下向事例では、近江国から「卯刻(午前六時前後)帰京」(同年三月二十日条)して、そのまま道長邸に参上し、帰宅は夜というスケジュールをこなしており、今回も十四日午後(近江国)に下向して、十五日早朝に国務始に臨んだうえで上京というスケジュールだった可能性もないわけではない。

ともあれ、近国の国衙在庁が上京してくる記事は、「自「彼国」参「上新司御許」」(「長元七年(一〇三四)二月八日 播磨大掾播万貞成解」『平安遺文』五二四)のように散見されるので、この場合も、国衙在庁を京に招いて私邸で国務始を実施したと考えておきたい。受領を中央頭官が兼ねる事例が散見されつつある状況下、同種のごときは、必ずしも珍しくなかった可能性も想定されよう。

つぎの記事は、近江国における仁王会の実施に伴い、経頼自らが短期下向した際の記事である。

(五)寛仁四年三月の下向

『左経記』寛仁四年(一〇二〇)三月十九日条

十九日 下_レ国、為_レ行_二仁王会_一也。加階後、今日始下向。仍今朝、先令_レ成_二神社可_二修理_一符上、遣_二諸郡_一已_レ了。始_レ講。今夜、有_二中宮行啓_一云々。御_二坐土御門院_一也。

『左経記』寛仁四年三月二十日条

廿日辛未 卯剋_レ歸_レ京。：

「加階後今日始下向」(十九日条)とあるのは、「(寛仁)四年正月五日叙従四位下(弁)、二月六日叙従四位上(為_下和泉守時造_二官耀殿_一功上)」(『公卿補任』長元三年 源経頼項)という記事も参照すると、二月六日(三月十九日)の間に向をしていなかったという趣旨の説明であろう。これが正月の叙位を念頭に置いた表現だとすれば、二ヶ月程度下向しなかったという意味になる。いずれにせよ、一(二ヶ月程度、任国に下向していないだけで、このように久しぶり感を含ませた表現を用いるほど、通常の彼は頻繁に任地への下向・滞在を繰り返していたのである。

国衙における仁王会の実施に関しては、『左経記』本日条や『時範記』承德三年(一〇九九)三月六日条などをふまえ、中央における一代一度仁王会の影響で実施された可能性が指摘されている(上島二〇〇二)。ただし『左経記』の事例の場合、実施されたのは任期三年目の正月であり、『時範記』に見える最初の事例とは区別する必要がある。

なお(二)と同様、十九日条の記事には干支情報・天気情報が含まれていないことから、転写の過程でかなり省略されている可能性が高い。また現状で二十日の記事と連続して掲載されているが、後者が干支情報を伴っていることも踏まえると、両者は別ソースから採取された記事である可能性も否定できない。おそらく十九日条には、早朝(卯剋_二午前六時前後_一)の帰京記事を掲載する翌日条までと時間的に繋がる情報が、もう少し記されていたのではなからうか。

現状では「下国」した時刻や、「今朝」の国符発給行為を行った場所も不明で、「今夜」の情報をどの段階で入手して日記に記載したのかなど、成立過程が分かりにくい記事だが、おそらくは帰京後(数日後)にまとめて記載されたのである。

つぎの記事は、疱瘡流行による相撲節会の停止を東海道諸国に告知するための太政官符を転送する際の記事と推定される(渡辺二〇一四)。

(六)寛仁四年五月の国務処理

『左経記』寛仁四年(一〇二〇)五月二十日条

有_二病者_一不_二他行_一。可_レ停_二止相撲節_一之由、官符一通(東海道料)官使部持来。仍書_二移_一下_二留守所_一。是為_レ送_二伊賀_一也。

記事冒頭で「不_二他行_一」とあるところからは、太政官ではなく京宅での出来事と推測される。後半で「書_二移_一下_二留守所_一」とあるところを見ると、官符を近江守として伊賀国に通送するための事務処理(伊賀国までの通送指示を記した庁宣?の作成・添付)を行っているらしいことが分かる。この官符を国府で受け取ったとすれば事務官に任せられるような業務まで、自身で行っているように見える点には同情せざるを得ない。

つぎの記事は、伊勢国に下向する公使への供給を行うようにと、在京の経頼から道中に当たる近江諸郡へ指示を下した際の記事である。

(七)治安元年五月の庁宣作成

『左経記』治安元年(一〇二二)五月十一日条

今日、檢非違使等、為_レ追_二捕件_一兩人、下_二向伊勢_一。昨日可_二供給_一之由庁宣、賜_二路次郡々_一。

この記事によれば、供給の指示を伝える際、「庁宣」を作成し、公使の下向に先立って諸郡に送付している(あるいは、路次の郡宛の庁宣を作成し、下向する予定の檢非違使に前もって授けただけの可能性もある)。在京受領による庁宣発行の実態を記録した史料として注目される。(六)と類似する事例で、受領本人が庁宣を作成している可能性も推定されるが、あるいはこのような事態に備えて、専門の事務要員(受領郎党に相当するような専門性を持った下級官僚)が京宅内に確保されていたのかもしれない。

以上の諸史料から分かることは、経頼がかなり精力的に受領としての職務をこなしていたということである。経頼の在任期に、近江国で留守所が成立していたことは間違いないが(『左経記』寛仁四年五月二十日条)、留守所の職務権

限は、実際のところ、ケースバイケースである(渡辺二〇〇五)。たとえば(二)・(四)などは、留守所や目代への全面的な業務委託がなされていたとすれば、彼自身が直接関わるような業務ではない。これらの処理を在京とはいえず自身で行っていることは、彼が通常の受領とそれほど変わらない業務をこなしている証である。この種の京官兼任受領は、九世紀末の弁官の事例を先懸として、十世紀末までには多様な官司で見え始めるが(渡辺二〇二三A)、その勤務実態は今後の重要な検討課題となる。

なお、これらの記事のほかにも『左経記』のなかで、近江国に関連する記事は散見されるので、一応網羅的に揭示しておこう。多くは、内裏や鴨河など公的な施設の修繕に掛かる国宛で近江国への負担が指示された際の記事だが、寛仁四年正月二十五日条は、近江国の「最勝寺」という寺に関する記事である。道長からの指示を受けて、滋賀郡比良山にあった同寺(林一九八一)から鐘を取り寄せて献上したという内容が記されている。

寛仁三年(一〇一九)九月三日条

右大将、於_レ仗座、宮城南西両面大垣門可_レ修造事、被_レ分充諸国(近江、可_レ修理皇嘉門者。他諸国、大垣各一町可_レ築修之)。

寛仁四年(一〇二〇)正月二十五日条

参_レ結政所。有_レ政(侍從中納言)。(後)衛後参_レ入道殿、申_レ鐘持来之由(前)上被_レ仰云「有志賀郡最勝寺、鐘可_レ授奉」着。仍仰_レ郡司等、所_レ令□□也。申_レ剋、奉_レ堂前所了」。

寛仁四年五月二十四日条

伝聞。四条大納言、前日於_レ左仗、被_レ定可_レ防河之國々上、即以奏聞。後日仰云「近江・丹波等所充、甚以過差。和泉所充、頗減少。所充_レ以各十余丈。可_レ加和泉者。藏人弁_レ此由、申_レ四条大納言」。即於_レ里第一、破_レ前日定文、令_レ弁改書云々。人々問_レ此由、被_レ准_レ違例云々。

寛仁四年八月三日条

以_レ午剋、始_レ防河事。官史(忠信)、率_レ史生以下臨_レ其所、分_レ苑國々一、立_レ驗札云々。近江所当、川合社西、賀茂下社以南、堤百七十丈可_レ築之。(頃河口堤六十丈可_レ築、同河百二十丈可_レ…) (欠文)、

こうしてみると、受領としての本来の業務と関わりないことまで含め、近江守在任期の経頼には相当な事務負担が掛かっていた実態が確認される。同時期

の類例から見ても、彼自身の積極的な要望によって受領を兼任していた訳でもなからうから、当時の議政官から弁官局における業務の遅滞を責められたりするのは、かなり酷なように思われる。

第二節 近江守の在任期間における記事欠損の傾向

前節で見てきたように、経頼の近江守としての職務遂行に関する記事は、あまり多く現存していない。しかし、現存していない書かれなかったという理解は、『左経記』の史料性を踏まえて考えた場合、必ずしも正確なものではない。以下、繰り返しになるが、この点について『左経記』の記事が長期にわたって連続して抜ける傾向(↓表4「記事の長期欠落の分布状況」・「記事が一週間以上連続して欠落する事例数」)に注目しつつ検討したい。

『左経記』の記事の分布を特定の1ヶ月の範囲で見た場合、記事は満遍なく欠落している訳ではなく、連続して欠落している場合も多い。二〜三日に一日づつ記事が掲載されている事例だけでなく、長期にわたって記事がない日が続く事例が少なくない。一週間程度の連続欠落は年末年始を除きほぼ毎月のようにあるが、一〇日前後の長期にわたる欠落も二〜三ヶ月に一度は見られる。寛仁三年十月下旬の下旬(第三章第一節(二))に際しても、前後の記事はほとんどみえず、この時期の前後は長期欠落の一例となっている。勿論、特定の儀式が数日に渡って実施され、その後にはしばらく行事のない日が連続するというパターンはなかで記事不存在的の日が連続することは十分考えられる。しかし、現存『左経記』本文上の欠損の分布は、明らかに偏りを見せている。

具体的に、長期(七日以上)連続欠損の分布密度を、まとまった形で九条家本系の写本が現存する時期で検討してみると、特定の年ばかりに長期欠落が集中する傾向が見いだせる。特定の年次のみが平均を上回る要因としては、写本作成時の記事抜粋方針による欠落だけでなく、親本そのものにその期間の記事が抜けていた可能性も考えられる。後者の場合、それは経頼が記事を残さなかった可能性だけでなく、早い段階で自筆本から記事が脱落した可能性も想定すべきだろう。

先行研究において、任国への下向に関する記事が少ない理由については、いくつかの可能性が想定されている。たとえば、もともと本記に書かれていないという見解もある(清水潔一九八一Aほか)。しかし、前節で取り上げた事例

(二)で、唐突に「渡犬上郡」記事が掲載される形態を考えると、本来は存在した前後の記事が、いずれかの段階で欠落したとみる方が分かりやすい。欠落の要因としては、たとえば後日の整理の過程で切り出されて本記から抜け落ちた可能性や(II)国務関連記事のみを抜き出して部類記のようなものを作成した)、後世の抄写の過程で関心が持たれず写し落とされた可能性などが想定される。個人的には、都における政務・儀式との関連から抄本や部類記を作成する主体にとって興味のない記事が写し落とされた結果として、現行本の成立過程において国務に関わる記事の大半が欠落した可能性を想定すべきように思われる。

さて実際に記事が一週間以上連続して欠落する箇所について、九条家本系の写本が存在する範囲で計算すると、計一三ヶ月で六一箇所なので、全体の平均は〇・五四回/月ということになる。これを年ごとに見てみると、時期によって大きな偏差が確認できる(↓表5「記事が一週間以上連続して欠落する事例数」を参照)。

表に示された傾向からは、寛仁二年〜万寿三年の間の記事が、前後の時期と比べて極端に断続的な残り方をしている実態が確認できる。この期間はすべて平均を超える数値のみで構成される一方、それ以外の期間はすべて平均以下という状況は、偶然ではあるまい。こうした傾向は、この時期の写本作成の制約の結果とも考える余地はある(とくに治安二年の数値の低さは、『左経記』全体のなかでも目立つ)。

こうしたデータを踏まえ、彼の近江守在任期間を通じて、記事の連続欠落傾向が目立つ現象について考えてみよう。その際に注目されるのが、『左経記』全体のなかで近江守(寛仁二年〜治安元年)・丹波守(万寿元年〜四年)の在任期間は、そもそも記事の存在率自体が三〜四割前後で低迷する一方、前後の時期ではおおよそ五〜六割と上昇する現象である。経頼がこれらの国の受領を勤めるに際して、下向して無理なく国務を遂行するにあたり最低でも一週間程度の日数は必要なので、そうした職務遂行と関連して寛仁二〜四年および万寿二〜三年の記事に長期の欠損が発生している可能性も推定できる。

想像をたくましくして、長期欠落の分布状況のみから、経頼が近江国に下向した可能性のある期間を探ってみると、複数の年で十月後半から十一月前半の時期に長期欠落が見えることは興味深い。寛仁二年十月の場合、長期欠落は十月前半に見えるが、その期間には『小右記』・『御堂関白記』で経頼の活動が記

録されている記事が複数あるので、長期の下向はしていないようである。しかし寛仁三年十月後半〜十一月前半は『小右記』の記事からも下向が推定できるし、寛仁四年十月後半〜十一月初頭に関してもその可能性が想定できるのではない。治安元年は上巻が略本で、九〜十二月は記事がないのでなんともいえないが、毎年の税収納作業の完了する頃を見計らって、計画的に下向している可能性は想定できるように思われる。

このように記事の長期連続欠損に注目すると色々な可能性も想定しうるが、以上のような理解は、現行の『左経記』本文からは特定の記事が抜け落ちていくという先行研究の指摘(清水潔一九八一A)と合致する。先に述べた長期欠落の分布状況のみから下向の可能性のある期間を想定するのは行きすぎとしても、現行の本文に情報が存在しないから、自筆本にも存在しなかったというような単純な論理展開は、この史料の場合は難しいことは、すでに詳述してきたとおりである。現存本文のかなりの部分は、おそらく在京業務の参考とするべく作成された抄本や部類記の類から抜粋・復元されたものである(第二章)。そうした基本的性格から、必然的に地方統治に関する記事の割合は少なくなるはずで、そうした現状をそのまま原本の構成にまで遡らせるべきではない。

ただし原本に経頼の受領としての活動が記録されていたとしても、その種の情報の大半は、複数段階に渡る転写の過程を経て、すでに消滅してしまっただけで、以上の仮説を厳密な意味で証明することは難しい。今後、本稿で紹介する『左経記』逸文以外の事例も一定の数が採取されるだろうが、その出典の多くは未紹介の部類記の類に集中しているはずで、その中から地方統治に関する記事が見いだせる可能性は低い。暦記そのものの断簡や、九条家本系以外の抄写方針で作成された写本が発見されない限り、残念ながらこの問題を解決できる可能性は低いといわざるを得まい。

第三節 源経頼と近江国

経頼と近江国の関係を考える際、まず注目されるのは系図類に見える記載である。たとえば『尊卑分脈』源氏略系(宇多源氏)には、扶義(九五)〜九九八、経頼父)に始まり「扶義」(佐々木祖/兵庫/従五下)成頼(章経)〜住近江佐々木/従五下)経方(源大夫)〜季定(六条判官為義猶子/佐々木源三)秀義」とする系図が掲載されている。この記載によれば、成頼息の「章経」

という人物が近江国で拠点を経営し、のちの近江源氏の祖となったことになる。成頼(経頼兄)は夭折した人物で(第一章)、本人が近江守などを勤めた可能性は低い、彼自身の近江国との関わりを記載する史料もある。たとえば『尊卑分脈』宇多源氏(『大日本史料』二—四 長保五年雜載 所引)では「扶義—成頼(兵庫助、右近将監、始而住—近江国佐々木—云々／從五下、母源是輔朝臣女—(式)義経(本名章経、從五下、兵部丞／母朱雀院御乳母菅野敦頼女)」として、息子の章経(義経)に先立って、成頼自身が近江国と関わりを持ったことが記されている。この情報を重視するとすれば、『尊卑分脈』宇多源氏の扶義項に見える「近江・河内・安木・美作等守／中宮大夫 正三位／参議 左大弁」という注記も踏まえ、若年時に父扶義が近江守を勤めた際、同国と接点を持った可能性も推定される(8)。

このように、経頼の近江守就任以前の時期から、彼の一家と近江国の関係を主張する史料は少なくない(9)。『公卿補任』(長元三年 源経頼項)によれば、彼の近江守としての任期は寛仁二年(一〇一八)正月二十七日—治安二年(一一〇二)四月三日の間(計四年三ヶ月)と推定されるが、彼がその後、長元四年二月に遥授の国司として近江権守となっていることを含め、同国との縁は深い印象がある(10)。

さて、この宇多源氏扶義流を名乗る近江国佐々木氏をめぐっては、すでに各種の研究がなされている(西山一九三一・上横手一九七九・元木二〇〇〇)。おおよそ一致するところは草創期の事情の不明明で、大化前代から当地に存在した佐々木山君との関係をめぐってもさまざま見解が提起されている(岡田一九六九・上横手一九七九・佐伯一九八一・高橋一九八三ほか)。最終的には、佐々木秀義が河内源氏の当主(為義・義朝・頼朝)との関係を強化したことで、ようやく近江国内における佐々木氏(宇多源氏)の優位が確立した(野口一九八九・川合二〇〇七)とするのが、近年の通説である。

以上のような宇多源氏と近江佐々木氏の連続性について、どこまでが史実を反映した情報なのかについて、明確な結論は出しにくい。しかし経頼が任終後も同国と深く関わり続けていたことは、たとえば以下の関寺(近江国)に関する記事からも確認できる。

『左経記』万寿二年(一〇二五)五月十六日条

関寺有^レ牛。年来、我造堂^{〔註〕}斬材木令^二運用^一。而近曾、大津住人等、夢^二見迦

葉仏化身之由^一、此夢披^二露洛下^一。仍奉^三始大相国禪閣^{〔註〕}・関白左大臣、至^二于下民^一、举^レ首参結^二縁牛^一云々。此堂并仏、依^二横川源信僧都存日語^一、僧延慶進^二諸人所^二造立^一也。造作欲^二終功^一之間有^二此事^一。誠化牛欲^レ別^二此界^一之期歟云々。

『左経記』万寿二年六月二日条

晴。早旦、参^二向関寺^一。及^二未剋^一到^レ寺、先見^レ牛。聖人云「日者有^二惱氣^一。而去晦日漸興立、廻^二御堂^一。三匠了^二歸^二本所^一之間、於^二中路^一臥、不堪^二起興^一。仍人々合^レ力興立、持^二来本所^一臥之後、已不^二興起^一、欲^レ斃去^レ也」者。余聞^二此事^一、成^レ感祈念。即而三度、举^レ頭見^レ余。頗涕泣。及^二西剋^一、頭北面西歸^レ空。即埋^二堂後山^一歸洛。

『左経記』万寿二年六月三日条

陰。終日降雨。或人云々。「関寺迦葉仏化牛、已入滅。即穿^二埋堂後山^一」云々。三井僧都率^二寺僧等^一念仏之。

これらの史料については、すでに各種の検討が加えられているが(平林一九七〇・笠井一九七九・岡野一九八六・竹居一九九二)、本項における問題関心からいえば、彼の近江守としての履歴がこの地域との関わりを深いものにしたとする想定(河北一九九三)が目される。

このほか、以下の記事からは任終後の経頼が崇福寺(近江国)に関心を持っていたことを確認できる。前者の記事では堂舎の焼失を気に懸けていることが分かるし、後者の記事では遠路はるばる参拝に赴き、その帰途で山賊の襲撃を受けたことが記録されている。

『左経記』治安二年(一一〇二)十一月三日条

去夕、崇福寺仏像堂舎、昨^{〔註〕}尽^二燒亡^一者(塔本雷火云々)。

『小右記』万寿四年二月二十七日条(同年の左経記の記事は全欠)

昨、左中弁経頼、参^二崇福寺^一。帰来之間、於^二会坂関山^一群盜出来射危。前佐渡守公行朝臣中^レ矢。不^レ可^レ及^二命害^一云々。

平安期の諸事例によれば、任終後にも旧任地と関係を維持している受領の類例は枚挙にいとまがない(渡辺二〇二三B)。経頼の場合も、以上のような記事の存在も踏まえると、そうした関係性を近江国との間に維持していたと考えられる。こうした史料も踏まえると、先の系図類に見える経頼一家と近江国の関わりについての情報が幾分か史実を含んでいた可能性は十分にある。

なお同じく経頼が受領を務めた丹波国の場合、近江国と比べて著しく関係記事が少なく、次掲の二条くらいに留まる。これを、彼が近江国の時期ほどには国務に関わらなかつた結果と考えるか、単なる記事の残り方の違いにすぎないかと考えるかは難しいところである。

『左経記』万寿二年(一〇二五)七月一日条

(前欠)炎旱日久、農業可損之由問事聞。仍自明日、以九口僧、於出雲御社、可修不断大般若読経之由、遣仰留守所。又自国上洛下人令申云「昨日暮立快下、田畑豊潤」者、弥可祈年穀之由、重又遣仰留守所之。

『小右記』万寿二年九月二十二日条

即申「閔白」、被命云「…」由、経頼申。…経頼云「可用丹波国材木」等者。即経頼者丹波守也。

もちろん、時間の経過とともに地位が上昇し、弁官局内における責任の重さが増大した結果として、受領としての職務に割ける時間が減少した側面も認められる必要がある。しかし両国に対する経頼の姿勢には、明らかな違いがあるようにも思われるのである。

1) 中田薫以来、年紀知行制を論じる際に重視されている史料である。この史料をめぐる研究史については、楠瀬一九七二を参照。

2) 研究史について、山中敏史二〇〇五・荒井二〇一七などを参照。

3) 山中敏史一九九四。

4) 山中敏史二〇〇五。

5) 「渡」の訓は、ワタス・ワタル・ワタリ(『訓点語彙集成』)／ワタル・ワタリ・ホトリ(観智院本『類聚名義抄』)などが想定される。つまり動詞として利用する際の訓は、ワタル(自動詞)・ワタス(他動詞)と考えてよい。とくに前者の場合、「一方の地点または時点から他方に移動すること」(『角川古語大辞典』)・「一方から他方へ移動する」(『時代別国語辞典 上代篇』)などの説明からも、あるエリアから近接する別のエリアへの移動を意味する語と理解される。『左経記』における「渡」も、その例外ではなく、京から地方へとか、移動に数日かかる遠距離への移動の際に用いる表現ではない。

6) 「奥郡」のニュアンスを考える際には、「依検校官物」、相長官「入奥郡」(「天平宝字二年(七五八)九月四日 大津大浦啓」『大日本古文书』編

年四一三〇〇)・「黒川以北奥郡浮浪人」(「大同五年(八一〇)二月二十三日 大政官符」『類聚三代格』卷八)などの史料が参考になる。

7) 条件を「六日以上連続」に変更して検討した場合、この傾向はより顕著になる。また、八日以上連続に変更した場合、長元四年巻の特殊性が際立つが、その他は以上の傾向と合致する。詳細は表5を参照。

8) これ以外の史料で扶義の近江守としての履歴は確認できないが、あるいは(天元三正)廿九遠江権守(『公卿補任』正暦五年 源扶義項)とする記事が関連するかもしれない。受領の家族と任国との関係性については、渡辺二〇二四を参照。

9) 近江佐々木氏の系図のなかには、兄成頼ではなく、経頼を章経の父とする系図も見られるが(たとえば『統群書類従』卷一三二の「佐々木系図」)、これは後世になって、成頼よりも高位の肩書きを持つ人物に家系をつなげようとした作爲の可能性が高い。

10) 遥授先にかつて自分が実際に国務に携わった国を選ぶ事例は少なくなく、そのなかには自分の親族を現地有力者として育てている可能性が想定される事例も含まれる(渡辺二〇二三A)

第四章 『左経記』本文の伝来―中山家本から九条家本へ―

はじめに

これまで第二―三章では、おもに本文の内部構成に関する検討を進めてきた。以降の第四―五章では、検討の対象を『左経記』の伝来過程に移す。まず本章では、原本の成立過程について概略を確認したうえで、現存する大半の写本の共通祖本と見なされている九条家本が院政期に成立するまでの過程を検討する。

第一節 起筆から攔筆まで

まず、『左経記』原本の成立に関する概略を確認しておく。現存写本で最古の内容を持つ巻は長和五年上巻(一〇一六・経頼三三歳)で、最新の巻は長元八年上巻(一〇三五・経頼五一歳)である。ただし前後の時期の類例からも、日記の起筆が三〇歳代という可能性は低いし⁽¹⁾、現役官僚として活躍し続けていた晩年に日記を付けていなかったとも考えられない。実際、逸文が確認できる範囲は、寛弘六年(一〇〇九)―長暦三年(一〇三九)に及んでおり、現存写本

の範囲よりも前後数年の幅で広がっている。以上の情報を踏まえると、『左経記』の起筆はおそらく二〇歳代前半で、擲筆は死去の直前とするのが妥当だろう。長保五年(一〇〇三)八月の兄成頼の死、あるいは寛弘二年(一〇〇五)二月の玄蕃頭就任あたりが、起筆の直接の契機なのではあるまいか。

長和五年以降の巻しか現存しないのは、後世の利用主体が経頼の藏人就任(同年)以降の記事を重視した結果だろう。なお晩年の四年間(長元九(一〇三六)年〜長暦三年(一〇三九)の巻も現存しないが、鎌倉初期までに成立したと推定される九条家本『官奏抄』(第五章 第二節(三))に引用される範囲(長元九年〜長暦二年)に関しては、かつて九条家本が存在した可能性が高い(本記の写本が現存しないのは、九条家本の伝来過程と関わる問題であろう)。一方で、『官奏抄』のなかに長暦三年の記事が引かれていないのは、本人の死去(八月二十四日)との関連で、晩年の巻の記事が十分に整理されないままに散逸した結果かもしれない。

第二節 伝来の過程における記事欠損の発生

長和五年(一〇一六)に藏人となった経頼が本格的に官僚勤務を始めて以降、長暦三年(一〇三九)に死去するまでの二四年間で、残存する日記は約一〇年分である(部類記の類に少数の記事が残るだけの年は除外)。連続して存在しない晩年四年間を除くと、勤務期間のほぼ半分に当たる期間の日記が現存していることになる。このように考えた場合、参議クラスで官歴を終えた彼のような人物にしては、かなり良い伝来状況と言える。

問題は、その残された日記の構成である。たとえば『御堂関白記』の初期の記事(長保二年頃まで)のように、自筆本でも記事が断続的な事例は確認される。ただし実務官僚ではない藤原道長の事例は、必ずしも類例とは位置づけられない(2)。

『左経記』と同時代で、同じく実務官僚クラスの履歴を持つ藤原行成『権記』の事例でも、特定の範囲で干支情報の大量欠損や、記事存在率の著しい低さが目立っていたことは、すでに確認した(第二章 第一節(三))。なお『権記』の場合、記事がある程度細かく残されている部分でも、外題には「行成卿記(長徳四年秋冬)略記」などと記されており、本来はさらに詳細な記事が存在した可能性もある。

さて現存の『左経記』の諸写本を見る限り、数日おきにしか記事がなかったり、一週間から一〇日間くらい連続して記事がない箇所も珍しくない(↓表4「記事の長期欠落の分布状況」)。それでは経頼が初期の道長の場合のように日記にあまり記事を残さないスタンスだったのかというところではなく、『御堂関白記』ではあり得ないような長文記事も多数残されている。一般論としても、日記を何千字も書いた翌日から数日間は一文字も書かないというアンバランスな記録方針は想定しにくく、本来の日記ではかなり筆まめに詳細な記事が残されていた可能性を想定する方が自然だろう。

ところが現状(↓表6「記事一覧」)では、すでに整理したとおり、時期によって異なるが二〜六割程度の日にしか記事が存在しないうえ、その記事が抄出しすぎない場合も少なくない(↓第二章 第一節)。こうした現象が写本系統の違いを超えて確認できることから、中世・近世の伝来の過程における誤脱や省略というレベルではなく、古代後期の段階で共通祖本そのものに、広い範囲で記事の欠落・省略が生じていた可能性を想定せざるをえない。

九条家本の親本に当たる中山家本(現存せず)に、書写主体の藤原忠宗が記した本奥書(寛仁二年下巻)「此記年来之内、自人々斗□分、及半分」・「此記年来之内、自人々斗□分、及半分」・「此記年来之内、自人々斗□分、及半分」・「此記年来之内、自人人手□分半分」(黒須二〇二三)の記載は欠字もあって正確な意味はつかみかたいとはいえ、こうした記事の欠失状況に言及したものであるという可能性が想定されるのではないか。

第三節 中山家本から九条家本への転写の際の記事の欠失

以上見たような本文の欠落について、まずは逸文から判明することを確認しておきたい。すでに先行研究で指摘されているように、現存する大半の写本の親本に当たる九条家本は、藤原忠宗が書写した写本から転写したものである。この写本そのもの(あるいはそこから直接転写した本)が、彼の息子である中山忠親に譲られた可能性は高い。実際、彼の各種著作のなかには、各所で『左経記』の記事が引用されている(第五章 第二節(五))。

ところが不思議なことに、そこに引かれる『左経記』の記事(つまり中山家本の情報)のなかには、現行の九条家本系写本に存在しない記事が多数含まれる(詳細は後述)。こうした現象は、九条家本は中山家本よりも情報量が減少した写本であることを示している。

『魚魯愚抄』（所引の『中山抄』）に記事が集中する万寿三年閏五月・長元四年二月の事例を取り上げ、具体的に検討しておこう。まず万寿三年閏五月十一・十八日条の場合、九条家本諸写本では十一・十七日まで記事が現存せず、十八日条のみ対応記事が確認できる。これに対し逸文では、十一日条（『魚魯愚抄』別録二・逸文59）・十八日条（『魚魯愚抄』別録三下・逸文ではない）に藤原教通の言談が記されている。後者は、活字本で見える限り、官命体で書かれた助詞部分などに表記の差も見られるが、『左経記』本記・『魚魯愚抄』（所引の『中山抄』）ともにおおよそ同内容の記事である。

つぎに長元四年二月三・七・十三・十五・十七・二十四日条の場合、本記には七・十三日条のみ現存する。一方、逸文は、七日条について『魚魯愚抄』別録二で二箇所引用され、誤写と思しき数カ所を除き、いずれも記載内容はほぼ一致している。十三日条も、『魚魯愚抄』別録二で二箇所（①・②）に引用されている。このうち①（逸文92）によれば、史料大成本の当日条末尾で「但納言（○以下缺文）」とするところを、「但納言執筆之時可入自東方者」と補えるが、これは単純な脱字と判断されるので（写真1A・1B）、厳密な意味での逸文とはいえない。②は、ほぼ全文に渡り、本記に対応記載が確認される。

本記に記事が現存しない三・十五・十七・二十四日条の場合、逸文の三日条（『魚魯愚抄』別録一・逸文91）・二十四日条（『魚魯愚抄』別録二・逸文96）の記事は除目（十五・十七日）前後における教通とのやり取りに関して、十五日条①（『魚魯愚抄』別録二・逸文93）・同②（別録二・逸文94）・十七日条（別録二・逸文95）の記事は教通が執筆を勤めた除目当日に関する記事である。なお当日の教通の差配については「内大臣執筆無難、諸卿感嘆。但不_レ知_レ尻付作法」、書程事也。思外也」（『小右記』同年二月十七日条）と記録されており、一部作法の誤りがあったことが分かる。

以上の検討によれば、藤原教通の経頼に対する教命や儀式進行に関する記事が、九条家本『左経記』からはかなりの割合で削除されていることが判明する。この種の記事を、九条家本の書写主体が積極的に切り捨てるべきものと見なした結果かどうかは別にして、書写主体にとって教通の故実を記録する価値が低い情報と意識されていた可能性は想定できよう³⁾。比較対象が『魚魯愚抄』という特定史料に偏ったことで狭い側面しか明らかにはならなかったが、書写の際に行われた記事の切り捨てが教通関係の情報に止まらなかったことは、い

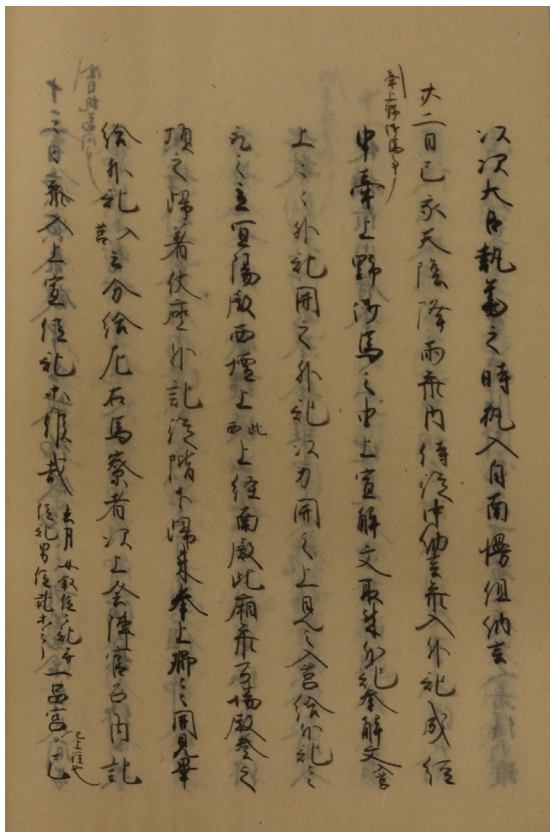


写真1 B：同

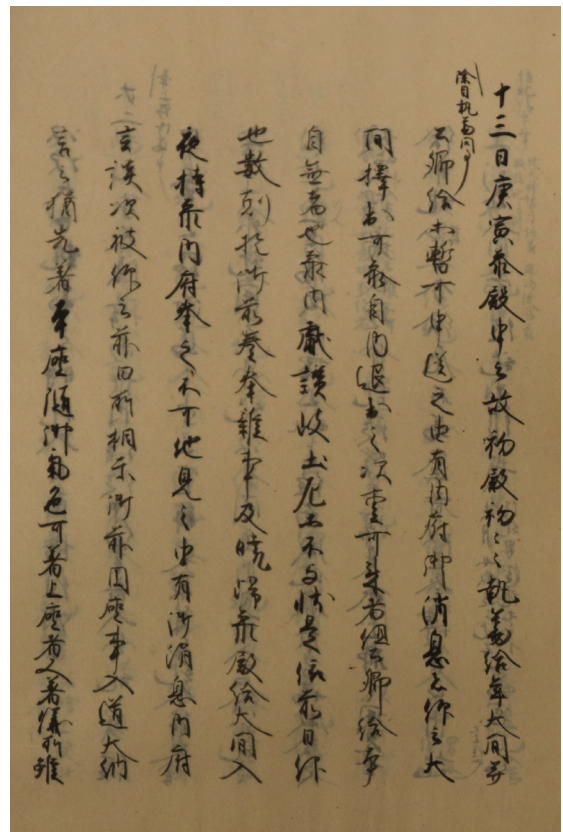


写真1 A：高松宮本『左経記』長元四年二月十三日条（国立歴史民俗博物館 所蔵）

までもなからう(4)。

参考までに、九条家本系の写本で本文が存在する期間の逸文全般について確認すると、計十二日分が存在する。出典別に内訳を見ておくと、『中右記』(逸文28)・『元秘抄』(逸文71)が取意文を一例づつ引くほか、九条家本『官奏抄』(逸文72)・同『列見并定考部類』(逸文97)にみえる。ただし『官奏抄』の例は脱字にすぎず、かつて存在した九条家本(この巻は現存しない)から『官奏抄』は正確に転写し、久松本(史料大成本の底本)は写し落としたという違いにすぎないと推定される。そのほか八日分の逸文は、すべて『魚魯愚抄』所引の中山忠親『中山抄』を出典とする逸文である。こうした傾向も、九条家本書写の際、少なからぬ範囲に渡って抄写がなされた可能性を示唆している。

先行研究では、中山家本から九条家本への書写の際、忠実な転写作業が行われたという前提で検討されたため議論に混乱も見られた。しかし『中山抄』所引の逸文のうち、以上に見た長元四年二月十五日・十七日条が巻頭目録に立項され(九条家本系写本の本文は欠)、そのほか長元八年正月二十六日も立項されている(九条家本系写本の本文は欠)ことも念頭に置くと、巻頭目録は中山家の段階における本文構成をある程度反映していた可能性が高い。つまり巻頭目録と本文の対応が拡大した大きな要因として、九条家本を作成する際、一部の記事を抄写し省略したことが想定される。もし九条家本が同一人物によって「撰関家に対する奉仕の一環」(石田二〇二〇 ※写真2A～E)として作成されたのだとすれば⑤、撰関家に所蔵される実務官僚層の日記の写が撰関家に関する記事を中心に抜粋されているという指摘(山本信吉一九八八)も踏まえると、書写の際、経頼の個人的な記事や地方下向の記事も総じて欠落する結果になった可能性が想定されよう。

なお別に述べたように、すでに中山家本の段階で、もともとは存在したはずの記事が、目録・本文ともに欠損している事例が少なからず確認される(↓第二章第三節)。このような記事の欠損は、九条家本の成立とは無関係に生じたもので、別に検討を要する課題である。いずれにせよ、現行の九条家本系の写本が、成立まで複数段階で記事の欠損を発生させており、原型からはほど遠い状態になっていることは間違いない。

第四節 中山家本の成立までと九条家本

つぎに、中山家本の親本をめぐる断片的な情報を確認しておく。確実な情報は現存しないのだが、寛仁二年下巻の本奥書⑥にみえる「或人(大夫)」が、中山家本の親本の所有者(あるいは関係者)の可能性も想定される。まずは、この点から考察を始めた。

・「奥書I」(7) (※写真3)

故中納言殿御自筆、忠宗也、

天承元年六月十五日自見合了、本字極狼藉也、

此記年来之内、自人々斗

□分、及半分、一川云意

也、／其議可披露、而此

本情或人(大夫)洪還河

之事了、天之／旨然也、

参議

まず奥書が書かれた天承元年(一一三一)六月十五日の段階における各種の「大夫」を調査すると、付表(↓表19「天承元年六月十五日現在の各種大夫」)のようになる(当時の崇徳天皇は十三歳で皇太子は不在なので、春宮大夫は任命されていない)。これを踏まえて、検討を進める。

親本の所持主体に関して、先行研究では、藤原師通が『後二条師通記』に『左経記』を一条引用していることを根拠として、藤原忠宗が撰関家の所蔵する写本を借覧した可能性が想定されている(清水潔一九八一A・黒須二〇二三)。たしかに「大夫」の想定人物のなかに含まれる藤原能実(師実息、忠宗妻の父)を介して撰関家の所蔵する情報を引き出した可能性はある。

表19 「天承元年六月十五日現在の各種大夫」

官職	人物	出自	備考
皇后宮大夫	藤原能実	師実息	藤原忠宗の妻の父
皇后宮権大夫	源師時	村上源氏	
中宮大夫	藤原宗忠	道長一頼宗流	
中宮権大夫	藤原伊通	道長一宗頼流	
左京大夫	藤原経忠	道隆流	
左京権大夫	源有賢	宇多源氏	経頼叔父の時中流
右京大夫	不明		
修理大夫	藤原基隆	道隆流	
大膳大夫	不明		

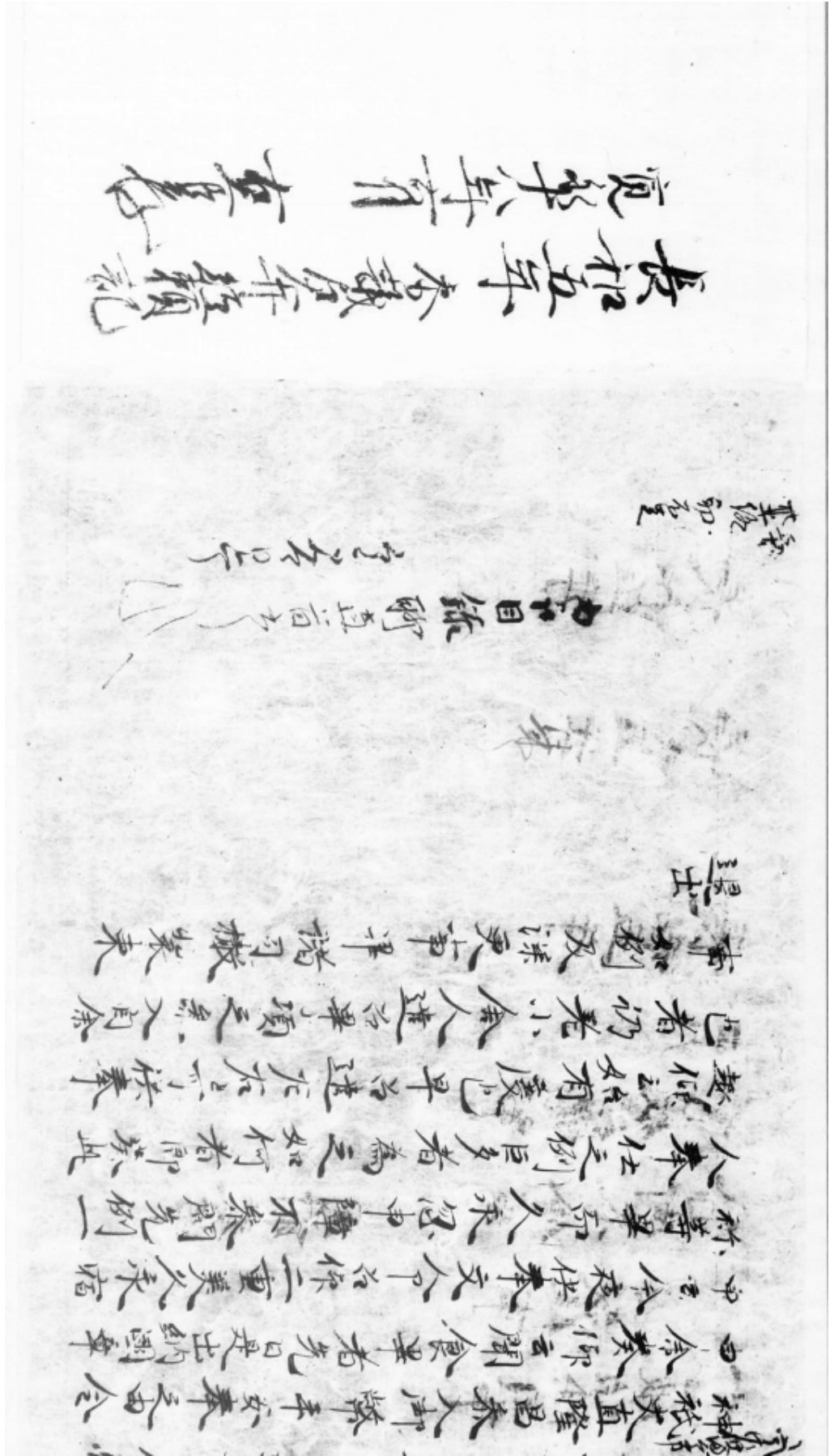


写真2A：九条本『左經記』長和五年春夏卷 奥(宮内庁書陵部 所蔵)

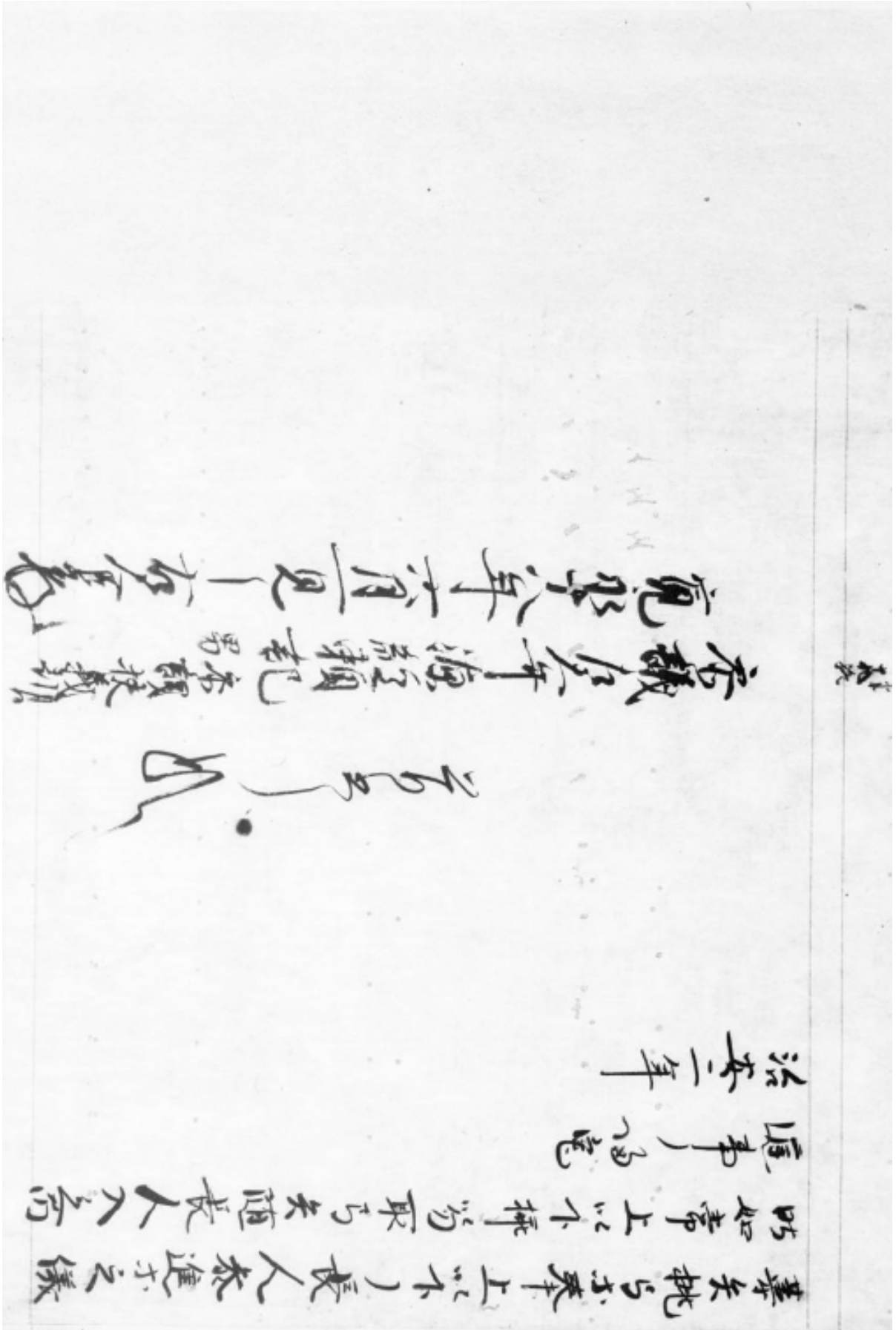


写真2B：九条本『左経記』治安二年秋冬卷 奥（宫内庁書陵部 所蔵）

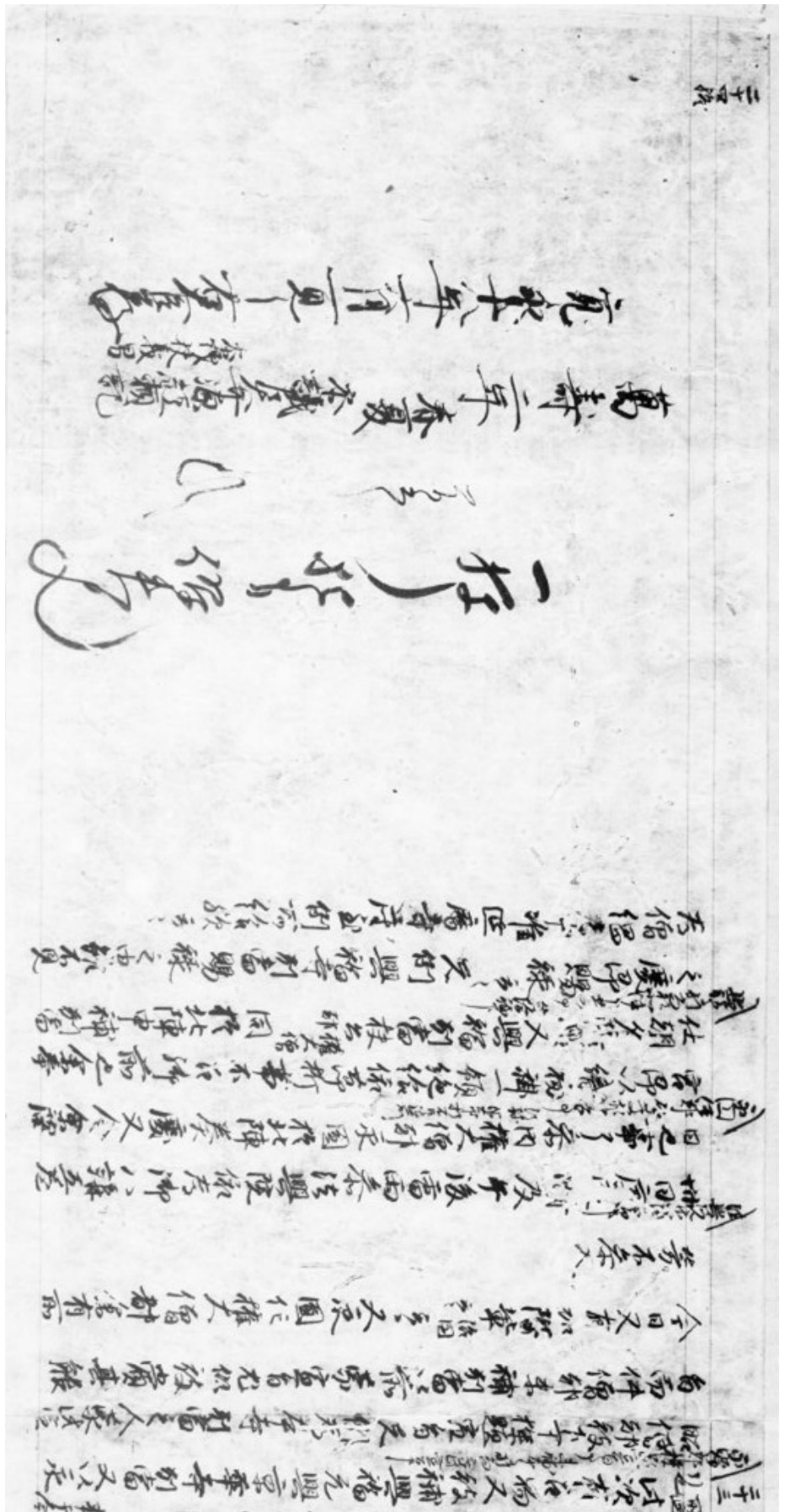


写真2C：九条本『左縫記』万寿二年春夏巻 奥（宮内庁書陵部 所蔵）

物 一 信女某其其物物八有某信十
 少 曲侍 兼生一具 侍之 進以各物 櫛 櫛 櫛
 各 鎮 櫛 櫛 命 婦 十 人 各 櫛 重 藏 三 人 各 櫛 重
 得 選 二 人 史 文 各 年 重 依 之
 十 日 定 重 天 晴 心 奉 信 耶 以 信 以 信 以 信 以 信
 始 自 今 日 天 各 較 關 聖 聖 之 已 者 信 積 心 奉 信 耶
 始 飲 信 但 理 新 監 督 之
 世 百 英 已 天 陰 降 雨 雨 自 殿 侍 後 經 記 下
 第 言 奉
 廿 日 甲 午 天 晴 日 秋 季 湯 使 提 提 之 依 宮 侍 佛
 私 女 身 假 奉 入 夜 宮 侍 信 始 始 下 了 晚 更 退 焉
 廿 三 日 未 天 晴 逆 守 律 師 湯 使 提 提 雨 國 聖 始
 未 言 奉 奉 信 各 編 之 未 二 石
 廿 日 度 子 天 晴 各 宮 律 師 奉 之 已 者 信 始 白
 今 日 北 午 院 行 而 而 何 休 達 為 宮 侍 也
 廿 日 壬 寅 天 晴 國 聖 湯 使 提 提 白 律 師 行
 未 言 奉 之 又 奉 信 各 二 石 二 石 一 佛 之
 三 十 日
 萬 壽 二 年 秋 冬 奉 信 各 編 之 未 二 石
 萬 壽 二 年 秋 冬 奉 信 各 編 之 未 二 石

写真2D：九条本『左経記』万寿三年秋冬卷 奥（宫内庁書陵部 所蔵）

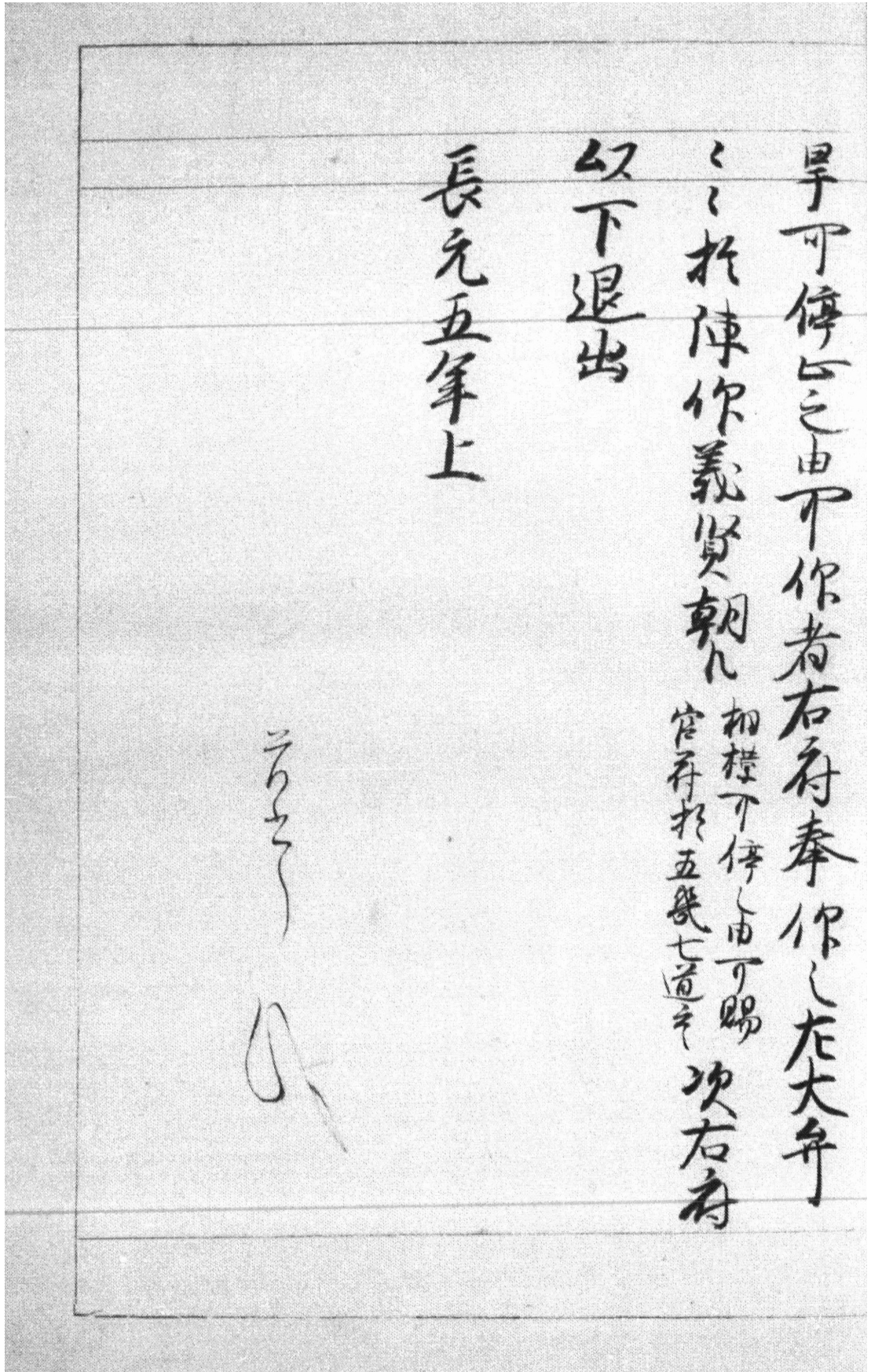


写真2E：谷森本『左経記』（影写本）奥（東京大学史料編纂所 所蔵）

しかし、当時の撰閲家で保有する『左経記』関連の情報が多分とはいえないこと(↓第五章 第二節(二))は看過すべきでない。複数回にわたって『左経記』の内容に関して他人から教示を受けていることが『中右記』の記事によって確認される藤原宗忠や、経頼と血縁的に疎遠な藤原道隆流の人々などは除くとしても、村上源氏・宇多源氏、あるいは有職研究家として著名な藤原伊通など他の「大夫」が親本の所蔵主体だった可能性は検討の価値がある。なお藤原宗の記した本奥書の「本字極狼藉」という記載、つまり親本の質の悪さを念頭に置くと、同記を盛んに用いていた村上源氏(たとえば源師時)などから直接借覧したのではなく、運良く借りだして短期間で返却せざるを得なかった主体の所蔵本を転写したように思われるが、これ以上の想像は止めておきたい。

なお忠宗による書写作業に関しては、長元四年下巻の奥に「長元四年歟／大治五年下」とある箇所(写真4)も注目される。先行研究のなかには「長元四年歟」の脇に「長元四年歟」と書き込んだ主体の理解を継承し、この記載を尾題と想定する論者もあるが(黒須二〇二三)、字形からして長元四年を大治五年と誤写する可能性は低い。「大治五年(一一三〇)」という記載は、藤原忠宗の奥書

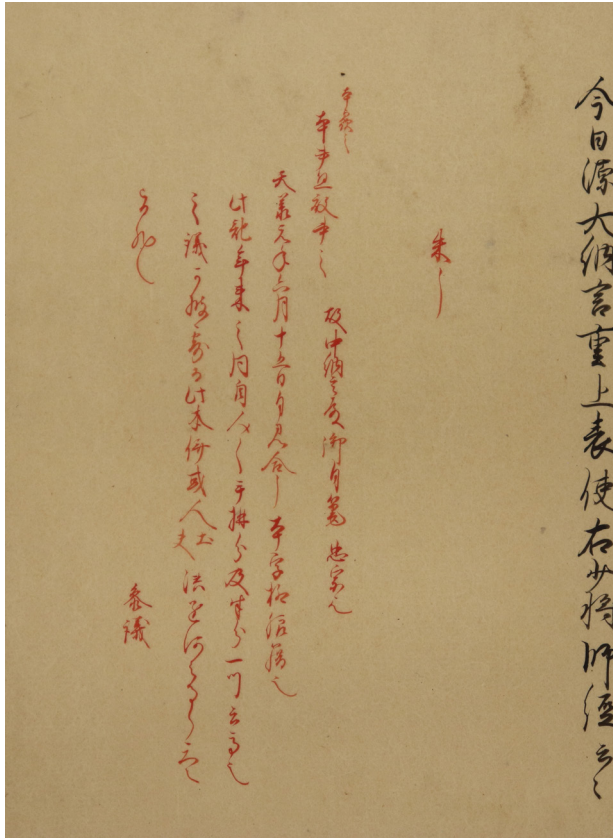


写真3：高松宮本『左経記』寛仁二年 奥 (国立歴史民俗博物館 所蔵)

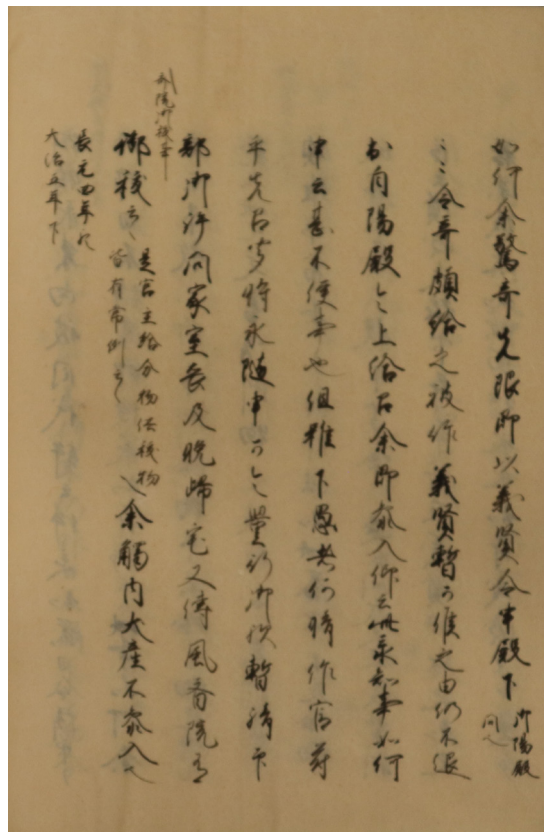


写真4：高松宮本『左経記』長元四年 奥 (国立歴史民俗博物館 所蔵)

に見える「天承元年(一一三一)」との時間的近接を重視すれば、忠宗の手になる類似の奥書が残闕状態となった結果、後世の書写の際に見誤られたものと推定すべきである。そのように考えると、彼による『左経記』の書写は一一三〇年代の初頭に、数年間かけて行われた可能性が想定できる。その際、寛仁二年あたりの巻と、長元四年あたりの巻を、異なる主体から借りだして書写した結果として、奥書の記載年に幅が生じた可能性も想定できるのではなからうか。

さて前節で指摘したように、中山家本↓九条家本の転写の過程で少なからぬ記事が脱落した可能性が高いだけでなく、中山家本(おそらくその親本も)の段階で、すでにある程度の記事の欠損は生じていたと考えられる。実は、現在流通する『左経記』本文の淵源にあたる中山家―九条家ラインとは別に、古代(中世前期)にかけての醍醐源氏・村上源氏の諸家や西園寺家、仁和寺などでは、より広い範囲の本文を保持・利用していた形跡がある(↓第五章 第二節(四))。とくに醍醐源氏の主流は、自筆本に極めて近い写本を保持・利用していた可能性が高く、これらと比べて、中山家―九条家ラインの本文は、必ずしも質的に優れていたとはいえない状況にあった。

そのことを推測させるのが、本文の各所に見られる欠損である。すでに確認した通り、現行の九条家本には、すでに親本(中山家本)の段階で存在した欠損

と、九条家本書写の段階で発生した写し落としが重層的に存在しており、両者を厳密に区別することは難しい。しかし九条家本を書写する際、同一基準に沿って書写作業を進める過程で⑧、たとえば先述した干支情報があったりなかったりという状況が一貫性もなく生じることは、やや考えにくい。この種の不統一な傾向は、九条家本書写以前の段階（つまり中山家本の段階まで）に発生していたと考えるのが自然である。

こうした複雑な過程を経て中山家本は成立したと考えられるが、ここから九条家本が転写された際の経緯は、先行研究（石田二〇二〇）で想定される範囲を除き、ほとんど判明しない。ともあれ九条家本『左経記』から作成された可能性の高い九条家本『官奏抄』の内容に基づけば、かつての九条家本は長和四年上巻〜長暦二年下巻に至るかなり広い範囲の写本で構成されていたと考えられる。そして、これらの諸巻は、おおよそ年代順に転写されたのではないかと推定される。

そのことは、長和五年上巻⑨で目録の冒頭部分が巻末尾の裏に書写されていることから推定できる。中山家本の段階で目録がどの様に掲載されていたかは定かでないが、長和五年上巻の目録の第一紙が巻末裏に書写され⑩、第二紙が欠失し、現状で巻頭に残る（右端に旧糊代痕あり）のは本来の第三紙以下という状況が現出する前提としては、目録部分をどのような形態で書写するかの方針が定まらないままに長和五年上巻の書写が始まった可能性を想定するほかない。現状でも巻によって巻頭に目録があったりなかったりという違いが見いだせるが、あるいは長和四年上巻には目録が存在せず（たとえば前欠だった）、目録の書写は長和五年上巻が最初だったのかも知れない。

以上、中山家本の成立から九条家本の転写までの過程を検討してきたが、前述したように当時の公家社会のなかには、これら以外の系統の写本も多数流布していた。次章では、その流布状況の全貌について、概観していく。

1) 日記の起筆時期については、大島一九九七・高橋二〇〇五などを参照。最新の研究状況を踏まえると多少廻る事例も散見されるが（たとえば『小右記』）、全体として、撰関家当主で二〇〜三〇歳代、それより家格が下がると一〇〜二〇歳代というのが一般的である。とくに経頼のような実務官僚を経る人物の場合、藤原行成（義父）・平信範らが遅くとも二〇歳までには日記を付け始めていることは参考にならう。

2) 道長の場合、機微に触れる事柄（たとえば政界における裏面工作など）については意図的に記録しない傾向が目立つ。同時代の他家の事例と比較して記事の分量が少ないのは、単に筆無精ということだけではなく、同僚の一挙手・一投足／毀誉褒貶まで事細かに記録する小野宮家の人々などとは異なるスタンスで日記を付けていたと考えるべきだろう。

3) こうした現象は、平安後期の撰関家周辺に、教通の蓄積した公事情報を軽視する傾向が存在した可能性を物語っている。この事は、教通の日記本文が写本の形ですらほとんど現存していないこととも、一定の関係があるように思われる。

4) たとえば『左経記』寛仁二年四月八日条（逸文28）では、灌仏にまつわる宇治殿（頼通）の故事を述べる記事だが、目録には「御灌仏事」とある一方で、記事本文は欠落している。これなどは、頼通に関連する記事を省略した事例となる。ただし、この情報の欠落が中山家本から九条家本を抄写した際に生じたものであるとは断定できない。

5) なお石田論文は、九条家本のすべて巻の成立に藤原兼光が中心的に関わっていた可能性を想定するが、現存する九条家本のみならず、早い段階で九条家から流出したと推定される諸本も含め、諸本の特徴を総合的に再検討する必要がある。たとえば首書を朱書する巻と墨書する巻（たとえば谷森本）が併存する点など、同一人物が同時に作成を主催したと理解するには、不整合な特徴も散見される。

6) 近写本を博索した先行研究（黒須二〇二三）によると、同種の奥書はおおよそ三種に分類できる。参考までに、以下に掲示しておく。

〔奥書Ⅰ〕

故中納言殿御自筆、忠宗也、

天承元年六月十五日自見合了、本字極狼藉也、此記年来之内、自人々斗□分、及半分、一川云意也、其議可披露、而此本儕或人大夫洪還河之事了、天之旨然也、

参議

〔奥書Ⅱ〕

朱了本本書且被書也、故中納言殿御自筆、忠宗也、天承元年六月十五日自見合了、本字極狼藉也、此記年来之内、自人々斗□分、及半分、一川云

意也、其議可披露、而此本儕或人（大夫）洪還河之事了、天之旨然也、

参議

〔奥書Ⅲ〕

本書 故中納言殿御自筆（忠宗歟）、天承元年六月十五日自見合了、本字極狼藉也、此記年来之内、自人人手□分半分、其議可披露、而此本併或人（出夫）、

参議

7)ここに挙げた奥書は注6で示した典型的な本文の再掲だが、写真(高松宮本)のものとは一部で異なっている。なお高松宮本(国立歴史民俗博物館H00093)の書誌情報を簡単に紹介しておく。同本は、糸目三・七cm、竇目二〇本/三センチの漉き簾を使って、強い流し漉き技法で漉かれている。織維間に少々デンプンが混じる点も含め、典型的な近世紙と判断される。表面の打紙加工は並の強さで、紙厚は標準的。墨の乗りは良い。寸法は、縦二七・三cm・横一九・七cm。このほかの詳細データについては、『高松宮家伝来禁裏本目録』(国立歴史民俗博物館、二〇〇九年)・渡辺滋「国立歴史民俗博物館所蔵の古代史料に関する書誌的検討」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一五三、二〇〇九年)などを参照されたい。

8)九条家本や、かつてその僚本だったと推測される守屋本・谷森本などが同筆で書写されている可能性が高いことは、石田二〇二〇が指摘する。ただし私見によれば、必ずしも同筆とは見なすがたい箇所も散見され、書写作業全体を同一人物が主催したと理解するに止めた方が無難であるように思われる。

9)とりあえず長和五年上巻の書誌情報を掲示しておく、寸法は縦二九・五×横五二・七cm(第一紙)。紙の糸目三cm弱、竇目一三〜一四本/三cm(いずれも非常に見えにくい)。繊維の方向性は弱く、全体に漉きムラが目立つので、溜め漉きの技法で漉かれた紙と推定される。厚めの紙へ、標準的な打紙加工を施している。墨の乗りは並。紙の表裏は、本文を書写した面が表で、巻末に目録冒頭を書写した面が裏であろう。全体に虫損が目立つ。

10)巻末裏の目録冒頭が書写された部分には、巻頭とまったく同様の規格(天から一・七cm/天から二・八cm/地から二・二cm)で薄墨の横界三本が引かれている。

第五章 経頼死後の『左経記』

はじめに

本章では、前章に引き続き、『左経記』の伝来について検討する。具体的には、前半において、九条家本系の写本以外の唯一の古写本である高山寺本の成立について検討する。また後半で、それを含めた古代・中世の貴族社会全般における『左経記』の利用傾向(≡所蔵傾向)を分析する。

第一節 現存する古写本の成立—おもに高山寺本の成立をめぐる—

九条家本系の主要写本については「はじめに」で概説したが、行論の必要から再説しておく、主要な古写本のうち、守屋孝蔵(一八七六〜一九五四)旧蔵の守屋本(個人蔵)や、谷森善臣(一八一八〜一九一〇)旧蔵の谷森本(所在不明※写真5)は、かつて九条家本(宮内庁書陵部)と一体だった可能性が指摘されている(石田二〇二〇)。流出時期は十二世紀末から十七世紀前半の間と推定されるが、両本のうち守屋本が初期に流出し、谷森本は後の時期に流出した可能性が指摘されている(黒須二〇二二・同二〇二三)。

このほか、古写本と目されるものに高山寺本がある。この写本をめぐるのは、いくつかの検討がなされているが(神田一九四〇・峰岸一九七四・同一九八八A・Bなど)、歴史学の分野における本格的な分析は行われていない。以下、先行研究で示された基礎情報も踏まえつつ、この写本の成立経緯を考えていく。

高山寺本『左経記』の二次利用面(裏面)には、『新編諸宗教蔵総録』が書写されている。その奥書によれば、安元二年(一一七六)に仁和寺の景雅本を明空が書写したものである。明空の手になる写本は、高山寺のほか、如意輪寺(高野山)にも伝来し、そのなかには嵯峨水下心伝所において校合した旨の識語を持つ巻もある。この明空と景雅の間に交友関係があつて、書写を許された写本と考えられる(大屋一九三六・同一九三九)。

『新編諸宗教蔵総録』書写の料紙とされた古記録のうち、『春記』の伝来については、すでに複数の検討成果がある。とくに、『春記』古写本の多くが紙背に聖教を書写している現象に注目し、貴族の古記録が寺院社会において一定の必要性を認められていたことから寺内に流入したとする分析(佐々木令信二〇〇七・村上二〇〇八)は興味深い。

長元五年 五月

一日美内天晴已封宗用白柳府去拜礼了大辨相共
 室内項之因白宗給先着陣次率内加府以下果在
 朝拜脚集来了少朝拜加例申到出御南及春堂
 夫以下着外奇而特引列謝座而了着座内膳供加
 膳群御起座正伏不起右府折東階下相亦令起
 了後座曾右府往東廊身屋東面中回此之向也此座
 此之向也此座
 着此第一座宴會儀如常諸卷等兼夜付内侍所并
 六侍幸了賜練退此内府奉作台大外記文義朝共
 夜御明後日可有少丰實湯院之由文義奉作諸
 二日甲戌天晴宗鷹司及右府高倉内府香院法次并
 殿有御頂之内府枝入王容折南邊拜拜希成
 春大文宗二殿殿計五二血後引出批次率枝宗院中并
 進大去院二殿殿拜拜之枝宗回暫是改宗中志津方拜礼之
 三

写真5：谷森本『左経記』（台紙付写真）本文冒頭（東京大学史料編纂所 所蔵）

そうした研究の過程で、高山寺本『春記』・『左経記』などの旧蔵主体について、小野宮家とする想定も提示されている(杉本二〇〇九)。両者を同一の古記録と誤認する保管体制が書写以前に存在した可能性を想定する(峰岸一九八八B)か否かにより結論は変わるが、もし書写以前まで遡るとすれば、『春記』の記主藤原資房(二〇〇七—一〇五七)の子孫(小野宮家)が、自家の古記録のなかに他家の古記録『左経記』を混入させていたことになり、そうした事態はやや想定しがたい。つまり、『新編諸宗教蔵総録』の料紙のうち、すくなくとも『左経記』の部分の提供主体については、小野宮家ではないと考えた方がよからう。そもそも同じ典籍の料紙として二次利用されてこそいるが、『春記』と『左経記』はまったく異なる方針に基づいて書写されており(第五章第二節(七))、筆跡の類似のみから同一主体による書写を想定する先行研究の分析方法には再検討の余地が大きい(筆跡が類似するという指摘に関しても、違和感を否めない)。関連書籍が流布する過程で村上源氏と小野宮家の両者が関わっていたとする指摘(宇都宮二〇〇二)も踏まえれば、この二つの古記録が同一主体から入手されたという前提で論じる必要は、必ずしもない。

さて、高山寺本『新編諸宗教蔵総録』の書写に際して、景雅(親本の所持者)―明空(書写主体)の周辺から入手された料紙を利用したと考えるのは自然だが、このうちの明空の出自が判明しないのは、具体的に検討を進める際のネックとなる。諸史料に関連情報がほとんど現れない点、唯一確認できる情報が念仏所などとの関係にすぎない点を踏まえると、おそらく高い階層の出身ではない。つまり、紙背に利用されている古記録類を自力で入手するのは難しい可能性が高い。そうした前提によると、村上源氏の出身である景雅(一一〇三—一一八九頃)の存在が注目される。上記の諸史料が『新編諸宗教蔵総録』を書写する目的で二次利用されたのは、それらが景雅の周辺(つまり仁和寺)に存在していた可能性が高いのではないか。

実は、先行研究ではとくに検討されていないが、本書の一次利用面には『春記』・『左経記』以外にも、次掲のように多種多様な古記録・文書の断簡が含まれている。

・『新編諸宗教蔵総録』巻一 紙背

「明法勘申状」

「承安二年(一一七二)三月十八日 佐伯景弘持教者注進状」(『平安遺文』)

五〇五五)

「春記」長暦三年(一〇三七)十一月条

「平治元年(一一五九)九月 某寮納物注文」(『平安遺文』三〇三二)

「不知記」久安四年(一一一六)十二月六日条

「不明文書」

「漢文文書」

「仮名文書」

・『新編諸宗教蔵総録』巻二(三) 紙背

「春記」天喜二年(一〇五四)五(六)月条

「某年八月二十二日 左京大夫宛書状」

「永万二年(一一六六)七月二十七日 七僧定僧名歴名」

「左経記」治安元年(一〇二二)三(八)月条

「春記」長久元年(一〇四〇)九月条

このうち、外部から持ち込まれたと推定されるのが、「持教者注進」・「僧名歴名」の二通を除く、古記録三種(五箇所)と古文書六通である。なお古記録は、私見によれば『春記』・『左経記』・『不知記』の三種ともに別筆である。

外部から持ち込まれたと思しき古文書のうち、記載内容からある程度の性格が把握できる事例を検討しておこう。まず「平治元年(一一五九)九月 某寮納物注文」(『平安遺文』三〇三二)だが、本文書は某寮が安房・伊豆(保元二年料)、伊賀・伊勢・志摩・下総・加賀・上野(保元三年料)などの諸国から「本宮女房装束料」(一)を取り立てた際の注文である。ここでいう「本宮」とは齋宮御所のことと推定されるので、「寮」は齋宮寮と考えられる(二)。

この時期の齋宮寮の実務を統括したのは齋院長官なので、本文書の処理も長官が行った可能性が高い。その地位には、保元三年(一一五八)四月二十日に藤原資隆が在任(『兵範記』)するが、「平治元年(一一五九)十一月三日 美福門院令旨」(『平安遺文』三〇三六)の時点では散位となっている。平治元年九月の注文を処理した長官は、永暦二年(一一六一)四月一日に就任する高階為清(『山槐記』)以前の期間を勤めた某人(資隆の後任者)の可能性もあるが、新齋院の選定スケジュール(怡子内親王の齋宮退下が平治元年閏五月十九日、後任の式子内親王の卜定が十月二十五日)を念頭に置くと、常識的に考えて資隆は新齋宮の卜定直前までは長官を勤めたのではなからうか。以上の想定が正しいとすれば、

『尊卑分脈』に挙がる彼の息子のなかに「仁」覚隆／「母」と挙がる人物の存在は注目される。この人物が、本文書を仁和寺に持ち込んだ可能性が想定できるだろう。

「八月廿二日左京大夫宛書状」は、前欠で文意を取りがたいが、扇の借貸に関する某人と左京大夫の間のやり取りを記したものである。なお受け取り人(書状の旧蔵主体)の「左京大夫」の候補者(↓表20「一一五〇～八〇年代の左・右京職大夫」)のなかで『左経記』を所持していた可能性を想定できる人物は、藤原忠教(二〇七六～一一四二)息の教長のみである。ただし同人は八月には在任していないので、候補とはならない。母親や妻まで視野に入れば、小野宮家・醍醐源氏・西園寺家などとの関係も見いだせるが、強引な想定は避けるべきだろう。この文書の場合、『左経記』写本の伝来とは切り離し、「人／仁」長覚(母)、「顯輔息」・「仁」(嘉祥寺別当/法印)範雅(母)、「脩範息」・「仁」兼伊(母)、「清通息」などの人物いづれかを通じて、仁和寺に持ち込まれた可能性を推定するに留めておきたい。

このように見てくると、『新編諸宗教蔵総録』の料紙として利用されたものは、必要に応じて外部と遣り取りされた文書の反故紙と、所属僧侶を介して仁和寺内に集積された反故紙が混在しており、後者についても一箇所から入手したのではない可能性が想定される。こうしたあり方を念頭に置いて、前述の古記録類を一括入手したと想定する必要はない。

そこで、とりあえず『左経記』についてのみ、入手経緯に関する可能性を検討しておく。『新編諸宗教蔵総録』親本の提供者である景雅は、仁和寺華嚴院を中心に活躍していた僧侶である(宇都宮二〇〇二・横内二〇〇二・増山二〇一三)。彼の出自は、「仁」(法眼)景雅(母)、「尊卑分脈」(村上源氏)とあるところからは、源顯雅(二〇七四～一一三六)の子と判明する。後述するように、同時期の村上源氏の各流は『左経記』写本を保持・利用していた形跡が確認できる(第五章 第二節(四))。そうした背景も踏まえると、この『左経記』は村上源氏から景雅に提供された写本で、のちに明空に提供された結果、寺外へ流出した可能性が想定されることになる。あるいは前述(第一章)したように、経頼の関係者(息子の濟延など)が広沢流の名門である仁和寺花蔵(華蔵)院の院主を歴任していることを念頭に置けば、わざわざ景雅の実家(村上源氏)に頼まずとも、寺内で『左経記』を閲覧できる環境が存在していた可能性もある(そ

表20 「一一五〇～八〇年代の左・右京職大夫」

	任初	在任	任終	家族
左京大夫	保延五年 (1139) 正月		久寿二年 (1155) 五月	藤原顯輔 母：藤原経平 (小野官家) 女 妻：高階能遠女
	保元元年 (1156) 正月		保元元年七月	藤原教長 母：源俊明 (村上源氏) 女 妻：不明
	保元元年 (1156) 七月		応保元年九月	藤原隆季 母：高階宗章女 妻：藤原忠隆女・藤原通憲女
	応保元年 (1161) 九月		永万二年正月	藤原顯広 (俊成) 母：藤原敦家女 妻：藤原親忠女
	永万二年 (1166) 正月		嘉応二年十月	藤原定隆 母：藤原家政女 妻：源盛邦 (醍醐源氏) 女
	嘉応二年 (1170) 十二月		寿永二年十二月	藤原脩範 母：藤原朝子 妻：平範家女
	寿永二年 (1183) 十二月		文治五年 (1189) 某月	藤原清通 母：相模権守公長女 妻：藤原公通 (西園寺家) 女
右京大夫	久安四年 (1148) 正月		保元元年正月	藤原長輔
		保元三年 (1158)		藤原信輔
	永暦二年 (1161) 八月		仁安三年十二月	藤原邦綱
	仁安三年 (1168) 十二月		安元元年十二月	藤原俊成 (顯広)
	安元元年 (1175) 十二月		治承三年十二月	高階泰経
	治承三年 (1179) 十一月		元暦元年某月	藤原基家
元暦元年 (1184) 某月		建久四年 (1193) 十二	藤原季能	

の場合は、より原本に近い『左経記』本文から書写した写本ということになる。以上、現存する『左経記』の古写本に関して、現在判明する限りの情報を列挙してきた。次節ではこうした情報も踏まえつつ、後世における同書の流布状況を確認していきたい。

第二節 後世における『左経記』の流布状況

(一) 研究の前提

前節では、高山寺本をはじめとする『左経記』古写本の性格を確認した。これらの写本に、各種の近世写本を加えても、『左経記』の記事が断片的にしか伝来していない実態は否定できない。さらに逸文まで含めて記載時期を検討すると、寛弘六年後半～長暦三年の死の間際まで日記を付け続けていたらしいことが、どうにか確認されるというのが研究の現状である。寛弘六年には経頼はすでに三〇歳を超えており、実際に起筆したのは十年程度前のことと推定されるが、とりあえずこの三一年間で計算すると、本記が存在する期間は全体の三割しかない。また、その三割の記事ですら省略が著しいことを考えると(↓表「記事一覧」)、おそらく記事の残存率は、実質的に彼が生前に書いた総量の二割に満たないのではなからうか。

それにしても、古代後期・中世前期までの段階では、まだまだ『左経記』の写本をまとまった形で所持する主体は少なかつた。そこで本節では、前近代の日本社会における『左経記』写本の利用実態を、各種の史料に引用される断片などを拾い集める作業を通じて検討する。

単なる逸文収集や異本研究という域を越えて、後世の諸典籍に断片的に引用された字句と比較・対象するという手法は、これまで『令集解』などの史料を対象として試みられている(林一九八四)。本稿の問題意識からすると、『小右記』を対象として同種の分析を行った検討成果が注目される(加藤二〇二二・同二〇二三)。以下、同様の手法によって『左経記』の流布状況を解明する。

(二) 撰関家の周辺(古代) (↓図3:『写本の流布』)

本節で取り上げるのは、古代の撰関家の事例である。撰関家は中世以降、段階的に五流に分かれているうえ、前近代におけるまとまった形で蔵書目録もほとんど遺されておらず、蔵書の全貌を把握するのは難しい。ただし、同家が

早い段階から実務官僚層の日記に注目していたらしいことは、先行研究においても指摘されている。たとえば、撰関家の日記は実務官僚層の日記との補完関係を前提として記録されており(松崗一九八五)、実際にその種の日記から撰関家に関する記事のみを抜粋した写本が、『定家記』・『知信記』など複数伝わっている(山本信吉一九八八)。

『左経記』の場合も、撰関家と接点を持ちそうな事件が、経頼の死後、早々に発生している。以下の史料に見える、経頼死後の蔵書の押収騒動である。

『春記』長暦三年(二〇三九)十月二十八日

督殿命云「故左大弁、

存日相語云『延木御日

記廿卷、自故朝経卿

息基房(経頼筆也)許

一、借取書写了。件御

記、絶世之記也。世間

写本の流布 (平安後期～中世前期)

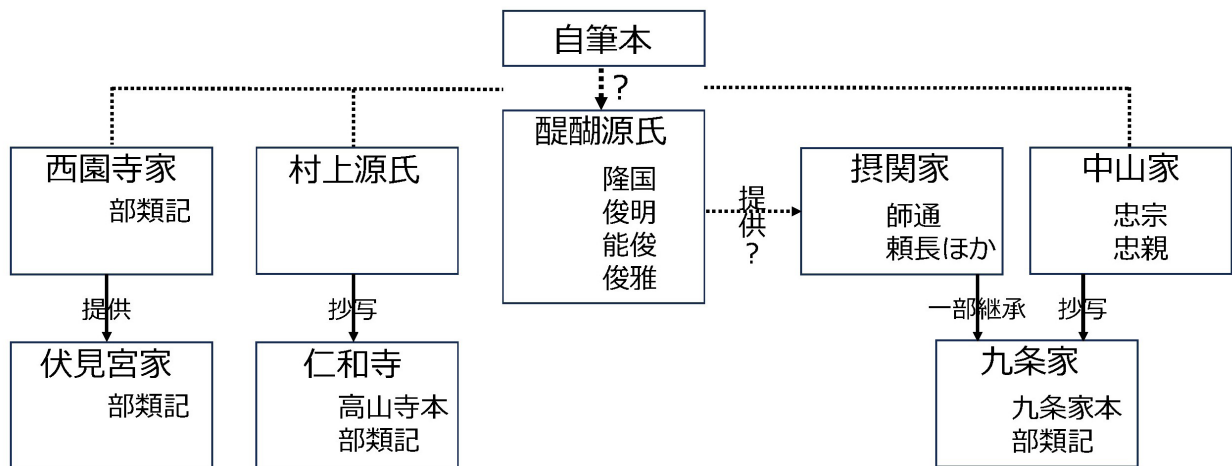


図3: 『写本の流布』

流布御記之中、不_レ被_レ記之事等、皆在_二此御記中_一。外人所_レ不_レ知_二其由_一也。又関白同不_二知給_一事也。一本書猶有畏、密々可_二書写_一者。而忿々間、思而涉_レ年之間、彼大弁薨逝了。而後家依_二少將縁_一、近來密々借送之。仍十一箇卷書写了。而只今、源円為_二彼北方使_一來云「隆国卿、只今來向。稱_二関白命_一、欲_レ運_二取文書等_一。其中有_二此御日記事_一。仍早可_二返給_一者。即付_二源円返送_一了。件事、隆国謀略也。此御日記事、是執柄不_二知給_一之由、頭弁所_レ語也。至于_レ今無_レ答。仍早返_一了者。只今、少將云「件御記、去夜隆国不_二取運_一。此間早々可_レ令_二書写_一給_一者。即遣取了。

この記事によれば、記主藤原資房が右衛門督(藤原資平、父)から「源隆国が藤原頼通の指示だと言って、故源経頼の蔵書を押収しようとしているが、おそらく隆国個人の謀略だ」という話を聞かされている。結局、隆国はすぐには押収しに来ず、資房は右近衛少将(藤原資仲、資房の弟。妻は経頼の後妻の娘)からの知らせで、必要な本を急いで借り出して書写したらしい。

この出来事について、先行研究では『春記』の記載内容を重視して、隆国が「関白頼通の名をかたって」(長野 一九四三)・「関白頼通の命と称して」(松園 一九九九・荒木 二〇一九)運び去ろうとしたという見解が一般的である。しかし頼通に無断でそんな事をすれば早晚発覚するはずで、隆国がそのような危険度の高い行動を取るとは思われない。隆国が、後家の手から義父の蔵書を接収する方便として、事前に頼通に対して貴重書存在をリークした可能性は十分あるが、それは単なる個人的な興味・欲望による訳ではなく、遺産の一部なりとも後妻の手から取り上げたいという想いによるものではないか。

前述したように(第一章 第二・三節)、源経頼家ではおそらく後妻との再婚と前後して先妻腹の男子が次々と出家に追い込まれるなど、先妻関係者は長く日陰の立場に甘んじていた。先妻腹の隆国妻は、そうした状況を不快に感じていたはずで、同様の想いは夫にも伝染していた可能性がある。

そもそも経頼自身、以下に挙げる諸史料に見られるように、妻の父(藤原行成)の蔵書や(栗木 二〇〇一)、親族の所持品を、自分が責任者であるかのよう

に処分している。
『左経記』万寿五年(一〇二八)二月二日条³⁾：義父の旧蔵書を頼通に献上
入夜、在_二故大納言御許_一、九条殿御曆日記廿八卷(従_二承平元年_一、至_二于天徳四年_一云々)、奉_二関白殿_一。是大納言自筆也。誠秘蔵者也。

『左経記』万寿五年二月十六日条：同

在_二故大納言御許_一、貞信公御消息文十五卷、并忠仁公・昭宣公・時平太閤等御消息等、扱出奉_二関白殿_一。是依_レ有_レ召也。

『左経記』長元八年(一〇三五)二月六日条：智の所蔵品を頼通に献上

取_下在_二阿波前司許_一九条殿御処分文二卷上、献_レ殿。

たとえば藤原行成(義父)の蔵書を経頼が処分している万寿五年の事例からは、蔵書家が亡くなった際、親族のうちの適任者が処分権を行使しえた可能性も想定される。この時期、すでに実経(行成の長男)は三〇歳に至っており、その種の判断能力を保持していたであろうにもかかわらず、娘婿の経頼が遺品の処分を差配している現象は看過すべきでない。また長元八年の事例では、藤原基房(娘婿)の所蔵する藤原師輔(基房の四代前)の「処分文」(遺言書)を取り上げて、藤原頼通に献上している。この事例も、親類縁者の蔵書を一族内の主立った人物が処分できるという社会通念の存在を示している様に思われる。

もし以上のような構図が認められるとすれば、経頼の旧蔵書に関する源隆国の立場も、これと類似の状況を想定できよう。経頼死去の段階で、同じく智の立場にある藤原資房は頭中将にすぎず、その他の智に至ってはたいした官途も得られていない状況だった。経頼の(出家していない)実子が若年である以上、すでに経頼と同格の参議に昇進していた源隆国が、この種の差配をすることは当然と見なされたのではあるまいか。

経頼が死去した際、隆国が蔵書の分配に関して、逸早く頼通の支持を得ようとしたのは、戦略的には正しかった。ここで智の隆国が経頼の遺産の処分を主導できたのは、同年十月七日に源経相(宇多源氏、経頼の従兄弟)が死去した際の事例と対照的である。経相死去の際は、遺産の処分が経相の京宅で妻(経相の前妻腹)と同居していた藤原資房たちではなく、後家(後妻)の差配に任されている(服藤 一九八五)。こうした違いの背景を、蔵書に関しては妻の権利が及ばなかった結果と見るべきか、頼通の後ろ盾の大きさを主要因と見なすべきか難しいところだが、経頼自身が近親者の蔵書を頼通に献上している事例から見て、とりあえず前者の可能性を想定しておきたい。

なお付言しておけば、この事件の際に頼通が経頼自身の日記にまで興味を示したのか、つまり『左経記』が撰閲家の文殿に納められたかは不明である。そもそも隆国が持ち出した本を一部なりとも頼通に引き渡したかどうかは不明で

あり、『左経記』の場合、単に醍醐源氏の文倉に移されただけの可能性も否定はできない。

ただし、もう少し後の時期の諸史料によると、十一世紀後半の段階の撰関家は、『左経記』の写本を所蔵していたようである。それが暦記の形態を採っていたかは不明で、もちろん部類記の可能性もあるが、同家がある程度の情報を保持していたことは間違いない。

撰関家の当主における『左経記』利用を確認できる最初の事例は、『後二条師通記』寛治五年(一〇九一)十二月十七日条の裏書に、『左経記』長和四年(二〇一五)十二月二十六日条(逸文)が抄出されているものである。興味深いのは、これと同一の逸文が大江匡房『江家次第』卷二十にも引かれている点である。同書には、このほか卷十二 神事 伊勢公卿勅使で「経頼記」(取意文)を用いているし、「匡房抄」(『魚魯愚別録』卷三上所引)にも「見『経頼記』」とある。先行研究は、師通と大江匡房の関係の深さを踏まえ、これらの諸史料に見える『左経記』の記事は、撰関家の所蔵本から抜粋されたものと推定している(清水潔一九八一A)。

こののち十二世紀の事例となるが、師通弟の藤原忠教(一〇七六〜一一四一)④が、「経頼記」の内容を紹介している記事が見えるのも、当時の撰関家がこの種の情報を、ある程度、保持していた可能性を示している。

『長秋記』大治五年(一一三〇)十一月二十八日条裏書

戸部云。経頼記、御堂着座之由、度々記し是。然矢事不見。尚勘見可示左右一也。

このほか、『類聚雑要抄』卷二に『左経記』長暦二年八月一日条が引かれることも、同書が撰関家に近い立場の人物による編纂とする先行研究の見解⑤に基づけば、同様の構図に収まる現象であろう。ただし以上の事例を見る限り、撰関家周辺で利用されていた『左経記』の記事は、それほどまとまった分量があったとは考えにくいことも確かである。以上のような断片的・限定的な利用状況を念頭に置くと、抄写本(あるいは部類記)を確保していたに過ぎないのであるまいか。とすれば、自筆本(あるいはそこから直接転写した写本)を所持していた可能性の高い醍醐源氏(この家における『左経記』所持・利用の実態に関しては後述する)からの情報提供を受けたものと推定するのが妥当と思われる。

さて古代の撰関家の構成員のなかで、もつとも『左経記』の記事を重視した人物は、おそらく藤原頼長(一一二〇〜五六)である。彼は自分の日記のなかで「経頼、即外先祖也」(『台記』別記久安三年四月一日条)とすら述べている。たしかに源倫子(道長正妻)は経頼の叔母なので遠縁といっても嘘ではないが、とくに直接の血のつながりはない経頼を「外祖」と崇めるのは、尋常な思い入れではない。

現存する『台記』本文には、『左経記』の記事引用が計一二箇所に見える⑥。引用された記事の年代分布は長和三年(一〇一四)三月十六日条、長暦二年(一一〇三)八月十二日条まで幅広いが、引用記事は経頼の後半生のものに偏る傾向がある。『台記』における掲載時期を見ると永治二年(一一四二)〜仁平元年(一一五一)の間に限られ、かなり早い段階から

表21 「『台記』所引の『左経記』記事」

『左経記』の記事	『台記』
長和三年 (1014) 三月十六日	仁平元年 (1151) 二月十日条
長和四年 (1015) 五月二十五日	康治二年 (1143) 五月二十五日条
万寿元年 (1024) 二月十一日	久安四年 (1148) 二月十一日条
長元四年 (1031)	久安元年 (1145) 閏十月十八日条
長元六年 (1033) 二月十一日	久安三年 (1147) 三月二十七日条
長元六年 (1033) 八月十一日	久安三年 (1147) 四月一日条 (別記)
長元六年 (1033) 正月二十一日	仁平元年 (1151) 正月二十六日条
長元九年 (1036)	永治二年 (1142) 十月二十六日条 (御禊行幸服飾部類 第三)
長元九年 (1036)	康治元年 (1142) 十月十四日条
長元年間	康治元年 (1142) 十一月十六日条 (別記、康治元年大嘗会記)
長暦二年 (1038) 八月十二日	久安三年 (1147) 九月八日条

ら利用が始まったらしい(↓表21『台記』所引の『左経記』記事)。

これに関連して、藤原忠実(一〇七八―一一六二)の言談を記録した『富家語』に、忠実が息子頼長から『左経記』の記事に基づく撰閲家の故実を知らされた記事が見える。

『富家語』久寿三年(一一五六)正月条

久寿三年正月仰云。…去年十二月十六日、高陽院崩給。朔日御薬・御鏡事、令_二申合左大臣殿_一給之処、御返事云「経頼記云『御堂御葬家、宇治殿仰云、喪家(二八)無_二薬事_一者。仍今日、不_レ供_二入道殿御薬_一也」。…

頼長が『左経記』の内容をある程度把握していたことは、『類聚雜例』奥書に「永万二年七月十七日、以_二入道本_一書了。執筆清房_一交_二了_一此両卷申_二給宇治左大臣殿御本_一書写之云々」とあるところからも窺える。この記載によれば、藤原頼長本―入道本―現存諸本の親本という転写によって、『類聚雜例』が傳來したことが読み取れる。つまり『類聚雜例』(現存するのは残闕本にすぎない)の元となった二巻からなる部類記を、頼長が所持していたのである。

また『台記』所引の『左経記』逸文のなかに九条家本『列見并定考部類』と重複する事例が複数みえる(長和三年三月十六日条・万寿元年二月十一日条・長元六年二月十一日条・長元六年八月十一日条)ことは、この部類記(あるいは、内容的に類似する資料集)が院政期の撰閲家の周辺で利用されていた可能性を示唆している。

ただし以上のことは、撰閲家内で『左経記』の暦記をまとまった形で保持していたことを示す訳ではない。というのも、多子(頼長養女)の入内にかかる準備の一環として諸記を揃えようとした際の記事で、「今日、乞_二入内日記於人々_一」(敦任奉書)／尋召日記」として列挙されるなかに「俊雅朝臣、経頼卿」と見えるからである(『台記別記』久安四年(一一四八)七月十一日条)。一方、同日条末尾で「自_二本在_一此殿_二御記等_一」も列挙されるが、そのなかに『左経記』は含まれていない。「此殿」が撰閲家の文庫を指すのか、頼長個人の文庫を指すのか判断としないが、いずれにせよ頼長の周辺に『左経記』の暦記がまとまった形で存在しなかったことは間違いない。この時点の撰閲家は、日次記の形態の『左経記』を揃いで所持していなかったことになり、頼長の引用する『左経記』の記事は断片的な写本からか、あるいは部類記からの引用だったと推定されることになる。なお彼が借り出し先として指定したのが源俊雅(一一〇五―一一四九、隆国

曾孫)であることは興味深い。俊雅が実際にまとまった分量の『左経記』を所持し、頼長からの要請に応えたかどうかは不明だが、かつて頼長は康治二年五月の列見で、俊雅が経頼の例に倣った行動を取っていたことから(『台記』康治二年(一一四三)五月二十五日条)、公事を行う際に経頼の日記を参照していたことに気づいている(田島二〇〇九)。そうした出来事の積み重ねから、いずれかの段階で醍醐源氏の文倉に『左経記』写本が存在することを確信(あるいは確認)したのであろう。こうした状況からは、先祖の隆国が、経頼の生前(もしくは死後)に『左経記』の写本をまとまった形で入手(あるいは書写)している可能性が想定されよう(後述)。

以上のように見てくると、頼長の『左経記』利用は暦記からの抜粋ではなく、苦勞して手に入れた各種の部類記(たとえば『類聚雜例』・『列見并定考部類』など)を精査したものにはすぎない可能性が高い。そもそも頼長父の忠実が頼長から『左経記』の内容を教示されている(『富家語』)ことを自体、忠実期までの撰閲家の文庫にまとまった形で『左経記』が所蔵されておらず、平安後期の撰閲家における『左経記』関連の情報入手は頼長個人の努力に多くを負っていた状況を物語っているのではないだろうか⁸⁾。

(三)撰閲家の周辺(中世)

中世に入ると、撰閲家は五撰家に分立するが⁹⁾、そのなかで『左経記』を所持していた可能性を推測できるのは、九条家だけである。同家に限っては、現存する九条家本『左経記』の存在はもちろんだが、それ以外にも複数の関連性をうかがわせる史料が現存する。

まず分立前の九条家における利用事例だが、九条兼実(一一四九―一二〇七)が『玉葉』治承三年(一一七九)四月十二日条・養和二年(一一八二)正月一日条で「経頼記」(取意文)を引用している。このことは、九条家本『左経記』の書写が治承三年以前である可能性を示唆している¹⁰⁾。おそらく、九条家が十分な蔵書を持たないままに分立した実態を踏まえ、蔵書の充実を図る目的から古記録類の収集を進める過程で確保した写本の一つが、現存する九条家本『左経記』なのであろう。

このうち九条家は一条・九条・二条の三家に再分立するが、その際、旧九条家の蔵書の多くは一条家の所蔵に帰したと考えられる(渡辺二〇一六)。おそ

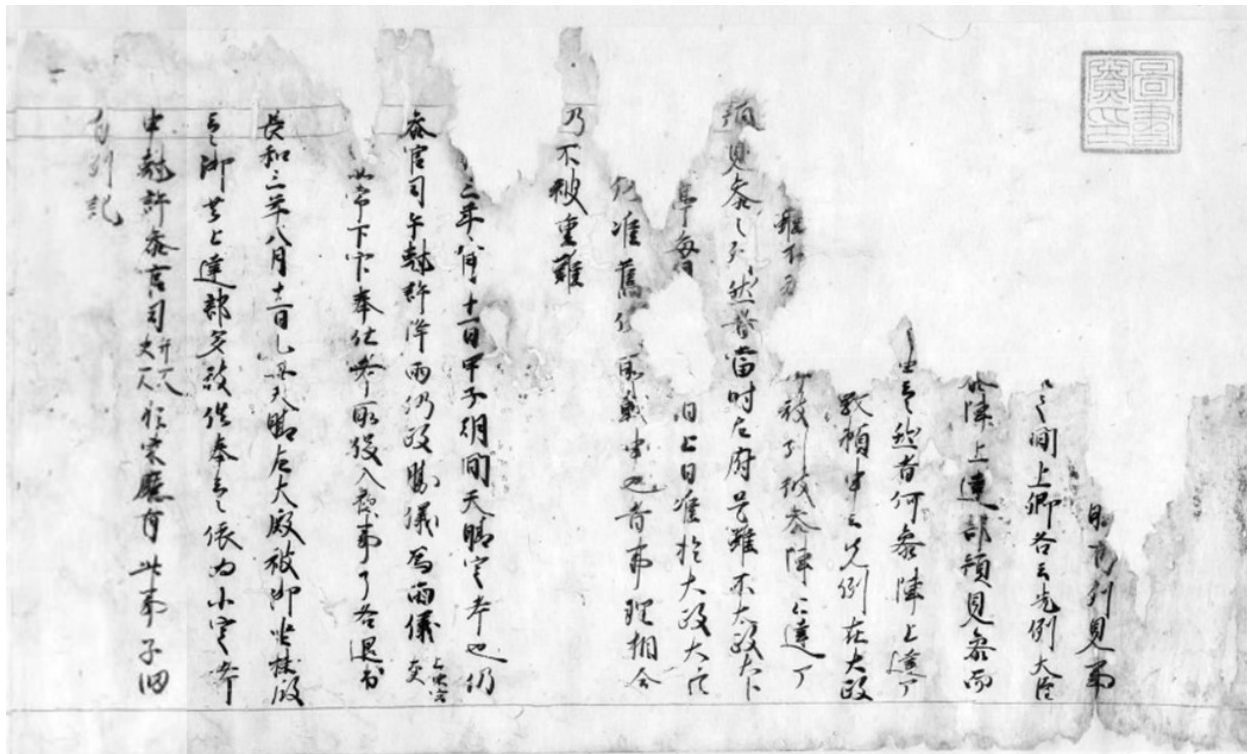


写真7：九条本『列見并定考部類』（卷三 第一紙）（宮内庁書陵部 所蔵）

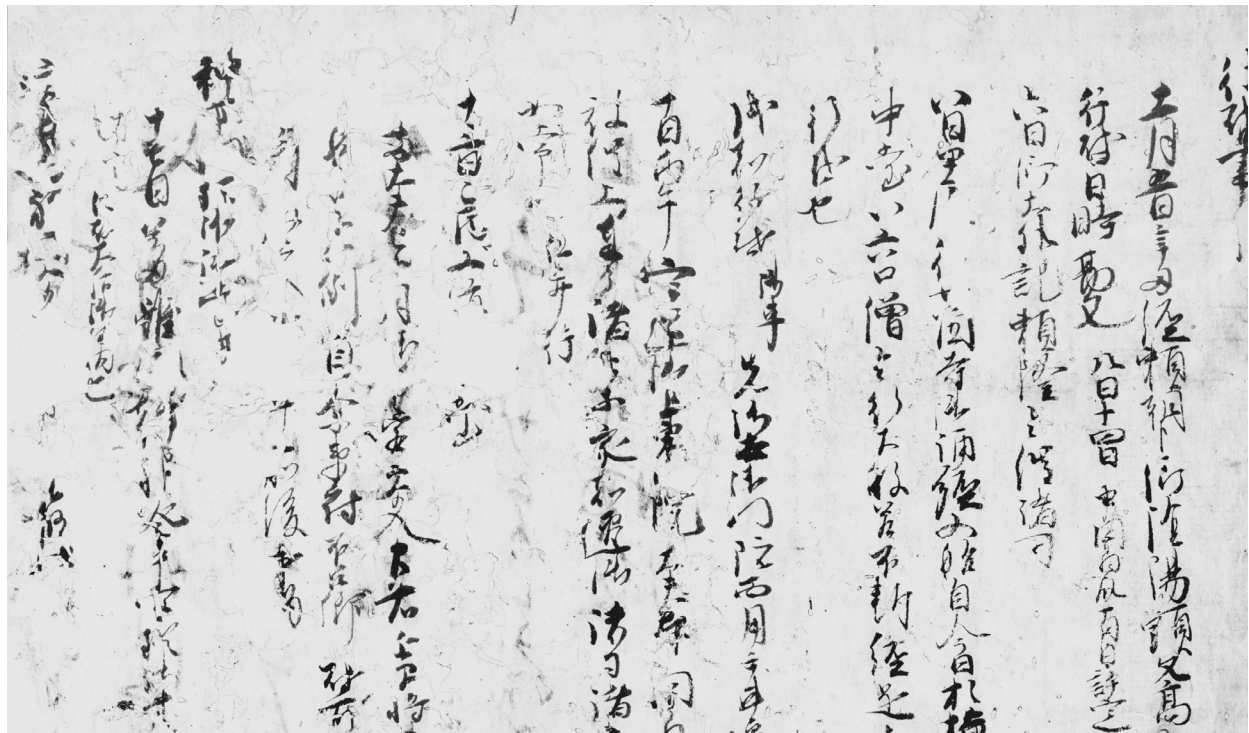


写真8：九条本『万寿四年記』（宮内庁書陵部 所蔵）

このほか九条家本「万寿四年記抄」⁽¹²⁾（写真8）に『左経記』逸文が掲載されていることも、すでに指摘される（石田二〇二〇）。この史料は、「彙報平成十八年度」〔『書陵部紀要』五九、二〇〇八年〕の「新収本目録」「記録」部に「万寿四年記抄 鎌倉末期写（九） 一枚」とあるものだが、冒頭に「万寿四年宮中次第 亮経頼卿記／行啓事」とあり、『左経記』万寿四年十一月五・六・八・十・十三・十七日条から行啓に関する記事を抜粋している（逸文64～69）。なお本文中では「経頼朝臣」という表現も見えるが、抜粋の際の書き換えと推定される。この史料の書写時期について、書陵部では「鎌倉末期」とするが、書写の時期はともかく、もしこれが九条家周辺で作成された抜書（あるいはその写）であるとするれば、九条家から一条家と九条家が再分立する以前の段階で成立したものと考えるべきだろう⁽¹³⁾。もちろん、九条家とは無関係の場所で作成され、書写される形で九条家の所蔵に帰した可能性も、想定は可能である。

以上のような撰家本で利用された事例以外にも、たとえば九条家本『左経記』の書写主体と目される藤原兼光（一一四五～一一九六）の子孫に当たる広橋家（日野家支流）に広橋本『大饗次第』（『左経記』長元三年十月一日条（逸文88）を所引）が伝わるのも、九条家（あるいは九条家本）との関係による可能性がある。

なお十二世紀前半に書写された藤原定家（一一六二～一二四二）本『更級日記』巻末に引かれた『左経記』万寿二年十一月二十日条・十二月三日条は、完全な逸文ではないが現存本とかなり体裁が異なる点で注目される記事である（詳細は第六章第一節（二））。ただし定家の日記『明月記』に、『左経記』が引用されることはなく、彼がその写本を所持していた形跡もない。先行研究によれば、『明月記』に引用されるのは「権記」・「土右記」・「為房卿記」くらいである。彼は、どうやら自分の先祖の日記すら持っていなかったらしく、日記の記事を入手する必要がある際は九条家との関係を生かすくらいしか手段を持っていなかった（松蘭 一九九六）。とすると、『更級日記』巻末に引かれた『左経記』の記事についても、九条家本系の写本との関係が想定されることになる。

以上のように、中世以降、五撰家の内でも九条家周辺における利用ばかりが目につく。他の撰家家でまったく所蔵していなかったとは考えにくいだが、九条家本がほとんどの現存諸写本の共通祖本に当たるとは単なる偶然でなく、一定の歴史的背景を認めうる現象ということになる。

（四）源氏の諸家（古代・中世）

つぎに、撰家以外の貴族層における利用実態を確認する。もっとも目立つのは、源高明に始まる醍醐源氏の人々の事例である。こうした実態は、『春記』長暦三年（一〇三九）十月二十八日条（第五章第二節（二））に見える情報とも繋がってくる。もちろんこうした関係を経頼の死後に限る必要はなく、その生前から隆国（一〇〇四～一〇七七）―経頼の間では日常的に密な情報交換が行われていた可能性が高いことは、両家の婚姻関係からも推定できる⁽¹⁴⁾。早く没落した経頼の子孫に代わって、経頼女を母とする俊明（一〇四四～一一一四）や、その子孫たち（能俊（一〇七一～一一三八）―俊雅（一一〇五～一一四九））が、経頼の正当後継者を自認していたとしても不思議ではない。

実際、「嘉保二年（一〇九五）四月一日記」（『江家次第』所引）では、源俊明の発言のなかで「故経頼卿記」が引かれている。また『三槐抄』には、『俊明私抄』裏書に『左経記』長元三年正月二十九日条（逸文）が引用されていたことが記されている。

『江家次第』第六四月二孟句儀 頭書（逸文155）

嘉保二四月一記曰。：民部卿被_レ申云「故経頼卿記、御堂前太政大臣間、令_レ入給由頭然也。仍今日令_レ入給也」。

徳大寺家本『三槐抄』初夜裏書（逸文81）

長元三年正月二十九日条（経頼卿記也）。右府命云「除目大問書、落_二近江国_一。仍仰_二外記_一令_二書入_一之。於_二御前_一、余手自統之。先例不_レ見_二如_レ此事_一。雖_レ然、殊思慮所_二申行_一也」者（見_二俊明私抄裏書_一）。（15）

このほか『中右記』には、以下のようなやり取りも記録されている。

『中右記』康和五年（一一〇三）二月二十一日条（逸文158）

民部卿被_レ答云「故経頼左大弁記云。正月除目以前、於_二陣帳二卷_一被_レ下例、謹_二以在之_一」。

また『中右記』天仁元年（一一〇八）四月八日条の裏書では、「後聞。民部卿談云。：」と書き始めたうえで、改段落して「此事相_二尋旧例_一之処、：見_二経頼左大弁記_一云々」として、『左経記』寛仁二年四月八日条の逸文（逸文28）を紹介している。「云々」という結び方からすると、後半も源俊明からもたらされた情報と推定される。寛仁二年上巻は九条家本系の写本が存在するにもかかわらず、同日の記事は掲載されておらず、俊明は九条家本よりも広い範囲の記

事を載せた『左経記』写本を所持していたと考えられる。

このほか逸文ではないが、『中右記』康和五年(一一〇三)二月二日条でも、「民部卿被_レ勘申云云。…」として「経頼左大弁記」から万寿二年八月五・十一日条の内容を紹介している。

俊明の子(つまり経頼の孫)能俊の場合も、同様の発言が複数確認できる。たとえば以下に挙げた『長秋記』では万寿四年条(日付不明)を紹介する形で前例を示している。

『長秋記』大治四年(一一二九)七月十二日条(逸文70)

治部卿、重被_レ申云「万寿四年、御堂入道薨時、上東門院々司等者服之由、見_二経頼卿記_一」者。

同様の行動は、以下に挙げた『中右記』の記事からも確認できる。

『中右記』永久五年(一一一七)七月十五日条(逸文159)

治部卿被_レ申云「昔万寿四年十二月、御堂入道殿令_レ薨給。次年、長元元年七月盆供有無之事、宇治殿被_レ尋_二問人々_一。猶雖_二一周忌中_一、必可有_二盆供_一。是見_二故左大弁経頼曆記_一也」。

『中右記』大治五年(一一三〇)二月二日条(逸文29)

治部卿答云「寛仁二年立后日、殿上人多用_二巡方_一。是人_二侍従列_一之故歎之由、見_二故経頼左大弁日記_一也」。

とくに前者に見える発言からは、同家で『左経記』の暦記を所持していたことが判明する。なお、ここでいう「曆記」が自筆本そのものを指すのか、あるいは単に日次記の形態を採る写本を指しているのかは判断が難しいが、文字情報の内容を紹介するに際して、その出所が「曆記」であるか否かを付言する必然性はなく、この追加情報は自慢に類する付言のようにも理解される。もしそうであれば、自家における『左経記』自筆本の所持を明言したものと理解する余地も、十分にある。同時期の古記録のなかで「曆記」という場合、具注曆に書かれた自筆原本を指す事例が多いことも踏まえると、『春記』長暦三年(一一三九)十月二十八日条第五章第二節(二)に見える一件の際、源隆国が『左経記』の自筆原本をすべて押収した可能性を想定できるかもしれない。

さて、能俊の子俊雅も『左経記』を所持し、経頼の故実を重視し続けていたことについては、すでに藤原頼長との関係で前述(第五章第二節(二))したとおりである。

このほか顕基(隆国兄)の孫に当たる家賢(一一〇四八―一一〇九五)も、『左経記』の記事を前例として重視していたことが、以下の史料から判明する。

『江記』寛治二年(一一〇八)十一月一日条

左兵衛督云。長元経頼卿細記、此事之中、表案縦置_二案上_一之由所_レ見也。

「細記」というのは、本記よりも記事の詳しいものという意味で、おそらく別記の意かと思われる。ここで家賢は『左経記』別記を引用する形で前例を述べ、それに興味を覚えた大江匡房が自分の日記に記録している¹⁶⁾。

これらの史料は、平安後期の醍醐源氏のなかで、経頼と直接の血縁関係にある子孫だけでなく、その周辺にまで経頼の残した情報を重視する風潮が広がっていたことを示している。彼らは、「曆記」(日次記)・「細記」(別記)などを具備し、かなりの熱心さで経頼の残した故実情報の精査に取り組んでいたと考えられる。

さて、醍醐源氏について『左経記』の利用が目立つのが、村上源氏である。源師房に始まる同流では、たとえば俊房の子である師頼(一一〇六八―一一三九)が『左経記』を引用した際の記事が、その弟である源師時(一一〇七七―一一三六)の日記『長秋記』に見える。

『長秋記』保延元年(一一三五)五月三日条

大納言来給。特辞事、俊賢辞職_二荷前_一。雖_レ在_二本座_一不_二行事_一、以_二中納言_一行事由、有_二経頼寛仁二年記_一。辞_二構大納言_一、中將_二举_二師能_一、其後可_二出仕沙汰_一也。俊賢知_レ此云々。

師頼は、嘉承二年(一一〇七)に火事で蔵書を失っているので、『永昌記』嘉承二年(一一〇七)四月二日条・『中右記』同日条、それ以降に再編した蔵書のかに『左経記』が含まれていた可能性が高い。つまり、近い関係者が写本を所持していたと考えられる。

そうした想定を裏付けるのが、同じ村上源氏でも顕房(師房弟)流の人々の利用状況である。たとえば顕房子のうち、雅兼の曾孫顕兼(一一六〇―一一二五)は『古事談』の編者とされるが、同書の「狂女登山」(『古事談』五―三二)は、『左経記』寛仁四年九月九日条に依拠したものとされる(『新日本古典文学大系』古事談・続古事談)脚注・加藤二〇三三)。

また雅実の玄孫である中院通方(一一八九―一一三九)は、著書『飾抄』のなかで、『左経記』を引用している。通方は、同書を晩年まで加筆し続けていた

とされるので(小倉二〇一三・近藤二〇一七)、少なくとも晩年の段階では『左経記』の写本を所持していたことになる。

このほか顕雅の子である景雅が、高山寺本『左経記』の料紙転用に関わっていた可能性については前述(第五章 第一節)したとおりである。このように、村上源氏の人々のなかでは、かなり広い範囲で『左経記』の利用が推定される。一族内の複数の流れで、同書を所蔵していたと考えるべきだろう。

(五)藤原氏の諸家(古代・中世)

本項では、これまでに触れた撰閲家の事例を除く藤原氏の諸家を対象として『左経記』利用の実態を確認しておきたい⁽¹⁸⁾。

まず取り上げるのは、勸修寺家(北家高藤流)である。同家では、為房(一〇四九～一一一五)の日記『為房卿記』寛治元年(一〇八七)六月二十四日条に『左経記』から長和・寛仁年間の記事の取意文が引かれており、同クラスの実務官僚層として経頼の執務ぶりを参考にしていたことが判明する。彼の長男為隆の系統でも、吉田経房(一一四二～一二〇〇)が『吉記』建久四年(一一九三)二月十九日条に『左経記』長元三年十一月二十五日条を引いている。また次男顕隆の系統では葉室定嗣(一二〇八～一二七二)が『葉黄記』寛元四年(一二四六)十月十七日条に複数条の逸文を引いているが、これは家蔵の写本を利用した可能性だけでなく、九条家家司(小森二〇二二)としての立場を使って主家の写本を閲覧した成果かもしれない。このほか同じ葉室家では別系統の流れだが、葉室長光(一二〇八～一二六五)、あるいはその子孫が『年中行事秘抄』(建武本)葉室長光本に『左経記』の記事を複数書き込むなど、かなり広い範囲で利用が確認される。

ついで取り上げるのは、中山家(北家花山院流)である。同家の場合、九条家本『左経記』の親本に「故中納言殿御自筆(忠宗歟)」「寛仁二年冬巻奥書」とあるところから、藤原忠宗(一〇八七～一一三三)、中山家の家祖に当たる忠親の父)の書写本(あるいはその写)を受け継いだと考えられる(清水潔 一九八一 A・黒須二〇二二)。

中山家本『左経記』を使って各種の故実研究に勤しんだのが、忠宗息の中山忠親(一一三一～九五)である。彼の日記『山槐記』や、著作『中山抄』(『魚魯愚抄』所引の逸文)には、計三十二箇所『左経記』の記事が見える(↓表22「中

山忠親の著作に見える『左経記』記事)。とくに後者における引用記事は重複も含めると二十五例に及ぶ膨大なもので、年代分布も長和四年(一一一五)十月二十七日条～長暦三年(一一三九)正月二十六日条まで幅広い。忠親が、現存しない巻を含めた『左経記』の暦記を、まとまった形で所持していた可能性は高いとみるべきだろう。

ちなみに内閣文庫本『除目抄(直物抄)』(中原家旧蔵)には、『左経記』の長元年間の記事から計七例が引用されている⁽¹⁹⁾。先行研究では、この史料は中山忠親『直物抄』を書写した可能性が指摘されている(石田二〇二二)。あり得る想定だが、本記の現存する長元四年三月二十八日条・同五年六月三日条と比較すると、いずれもかなりの抄出記事と推定され、こうした引用方式が『魚魯愚抄』の場合と異なる点は違和感がある。また、他史料を見る限り中山忠親が『左経記』長元三年下巻・同六年上巻・十年上巻・長暦元年上巻などを所持していたという傍証がない点も、多少のネックとなろう。

もう一つ、中世前期において『左経記』を盛んに用いていた家として、西園寺家(北家閑院流)が挙げられる。同家の旧蔵書は、かなりの部分が伏見宮家本として現存するが、そのうちに『左経記』を引用した史料が含まれている。写本の入手経緯は不明だが、同家では中世前期に度々九条家との間で婚姻関係を結んでいるので(二例を挙げれば九条道家の正室は西園寺公経女)、そうした関係から入手した可能性も想定されよう。

たとえば伏見宮本『仙洞御移徙部類記』は西園寺公衡(一二六四～一三二五)ほかの編纂とされる部類記だが(平林 一九九二)、『左経記』長元六年八月十九日条が引用されている。公衡は、以下に挙げたように自分の日記のなかでも『左経記』寛仁元年八月二十三日条を挙げており、鎌倉期の西園寺家では『左経記』を何らかの形で所蔵していたと考えられる。

『公衡公記』正応二年(一二八九)四月二十五日条

御劔勅使為道朝臣。権亮不参之間、大夫伝取之。此事、寛仁元年八月経頼記并康和五年為房・中右記等有^二所見^一歟。

同家の所蔵する『左経記』が、期間・内容ともに広い範囲に及んでいたことは、これら以外の史料からもうかがうことができる。そうした事例のなかで、もっとも多く『左経記』の記事を抜粋するのが伏見宮本『御産部類記』である。逸文一覧に挙げた寛弘六年(一一〇九)十一月～七年正月の計七件の逸文のほか、

表22「中山忠親の著作に見える『左経記』記事」

『左経記』の記事	掲載史料	逸文	写本
長和四年(1015)十月二十七日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録八所引)	15	
長和五年(1016)四月七日	『山槐記』元暦元年(1184)八月十一日条		
長和五年(1016)四月十六日	『山槐記』元暦元年(1184)八月十一日条		
長和五年(1016)五月十一日	『山槐記』元暦元年(1184)八月十一日条		
治安元年(1021)正月二十日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録一所引)	33	
治安元年(1021)正月二十二日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録二所引)	34	
治安元年(1021)正月二十二日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録二所引)	35	
治安元年(1021)正月二十二日	『中山抄』(『魚魯愚抄』四所引)	36	
治安元年(1021)八月二十九日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録八所引)	41	
万寿三年(1026)閏五月十一日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録二所引)	60	久松本
万寿三年(1026)閏五月十八日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録三下所引)		久松本
万寿之比	『山槐記』治承三年(1179)十二月十六日条		
長元元年(1028)二月三日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録二所引)		
長元元年(1028)二月三日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録三下所引)		
長元三年(1030)正月二十四日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録二所引)	81	
長元四年(1031)二月三日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録一所引)	92	久松本
長元四年(1031)二月七日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録二所引)		久松本
長元四年(1031)二月七日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録二所引)		久松本
長元四年(1031)二月十三日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録二所引)	93	久松本
長元四年(1031)二月十三日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録二所引)		久松本
長元四年(1031)二月十五日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録二所引)	94	久松本
長元四年(1031)二月十五日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録二所引)	95	久松本
長元四年(1031)二月十七日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録二所引)	96	久松本
長元四年(1031)二月二十四日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録二所引)	97	久松本
長元五年(1032)二月十一日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録八所引)	99	谷森本
長元八年(1035)正月二十四日	『中山抄』(『魚魯愚抄』八所引)		
長元八年(1035)正月二十六日	『中山抄』(『魚魯愚抄』八所引)	115	守屋本
長元九年(1036)八月二十七日	『山槐記』元暦元年(1184)九月三日条	124	
長暦三年(1039)正月二十六日	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録二所引)	146	
不明	『山槐記』保元三年(1158)八月十一日条	155	
不明	『山槐記』仁安二年(1167)四月二日条	156	
不明(御堂御存日)	『中山抄』(『魚魯愚抄』別録三上所引)	159	

万寿二年(一〇二五)八月三日・九日・同十一月十三日条(後冷泉天皇)、長元七年(一〇三四)七月十八日・二十日・二十二日・二十四日、九月十三日条(後三条天皇)なども掲げる。諸部類記のなかでは、九条家本『列見并定考部類』に次いで、広い範囲の記事を引用する事例といえる。

関連記事を掲載する巻四・巻五の具体的な編者は不詳だが、治承二年(一一七八)〜寛喜三年(一一三二)の間に西園寺家で作成された原本と推定されている(詫間 二〇〇三)。この想定時期が正しいとすれば、この頃までに同家では『左経記』の写本をまとまった形で入手していたことになる。

源経頼(九八五〜一〇三九)の活躍期間を念頭に置くと、この部類記が『左経記』から後一条天皇の誕生記事(寛弘五年(一〇〇八)九月十一日)を採録しなかったのは解せないが、彼がまだ若年でこの出来事に直接関わらず記事を残さなかった、あるいは部類主体が該当期間の『左経記』を所持していなかった可能性などが想定される。

なお『紫式部日記』寛弘五年十月十七日条「宮のすけ」(中宮権亮を経頼に比定する見解もあり(同本の傍注本・『大日本史料』二一六)、「全く史実に反する」とする論者もあるが(萩谷 一九七二)、この比定が正しいとすれば「御産部類記」が後一条天皇の誕生について挙げて三種類の「不知記」のうちの一つは、『左経記』の逸文という可能性も視野に入れて検討すべきだろう²⁰⁾。

このほか、これほど掲載事例数は多くないが、伏見宮本『鷹司殿賀部類記』(治安御賀部類記)にも、『左経記』治安三年九月八・十二・十三日条・同年十月十三・十四日条などが引かれている。本書は藤原彰子による母(鷹司殿、源倫子)の六十歳、および威子による同人への七十歳の賀に係る記事の集成だが、『左経記』の記事はこのうち前者に関連して掲載されている(逸文47〜52)。この部類記を『国書総目録』は鎌倉末期写とするが、西園寺家が関わる類似の行事を実施する際の必要性から作成されたものと推定されるので、具体的な検討を進めれば成立想定時期は、もう少し狭められるだろう。

このほか広橋本『東宮御元服部類記』(国立歴史民俗博物館)は、建治三年(一一七七)の皇太子熙仁親王の元服に際して西園寺家の周辺で作成され、のち伏見宮家へと移管され、さらに同家から流出し、享保十七年(一七三二)以前に広橋家の所蔵に帰したものとされる(鹿内 二〇〇八)。このうちに『左経記』寛仁三年二月十九日条(逸文30)・八月二十七日〜二十八日条などが引かれてい

る。

以上のような事例によれば、鎌倉期までは『左経記』の暦記を所持し、それを直接利用する家が複数併存していたことがうかがえる。一方、室町期になると、そうした現象は影を潜め、孫引きの可能性が高い事例が増加するようになる。

たとえば内閣文庫本『御脱履記』(押小路家旧蔵)に『左経記』長和五年二月十三日条・同年四月七日条が引かれるのは、洞院家(北家閑院流)における利用事例である。同書は洞院公定(一三四〇〜一三九九)の編纂とされ(石田 二〇〇九・高田 二〇一三)、祖父公賢(一二九一〜一三六〇)の編纂した『魚魯愚抄』を見ると、『左経記』の記事は他史料からの孫引きばかりで、『園太暦』延文二年(二三五七)二月十六日条に引かれる「左大弁経頼記」(年代不明)も「卜部兼豊請文」に引かれたものすぎず、公賢自身の引用ではない。こうしたことからみて、洞院家が『左経記』の写本をまとまった形で所持していたとは考えにくい。『御脱履記』への引用も、別の部類記からの又引きである可能性が高いだろう。

また、三条西家(北家閑院流)伝来の「三条西家重書古文書」(東京大学史料編纂所影写本)のなかに、『左経記』長元五年四〜六月の記事を抄出した写本が含まれている。紙背は宛先がバラバラの中世後期の書状四通だが、越前朝倉氏や美濃斎藤氏の関係者と思しき人物とのやり取りを含むので、中世後期の三条西家で成立した可能性が高い。限られた記事の抄出のみからなるこの史料は、中世後期の同家ではまとまった形で『左経記』写本を所持していなかったことを示しているように思われる。

このように室町期に入ると、洞院家や三条西家のような蔵書家として知られる家においてすら、『左経記』を直接利用するような状況ではなくなっていた。鎌倉期の中山家・西園寺家などにおける利用を最後として、『左経記』の暦記をまとまった形で所蔵し、網羅的に先例分析の材料として利用することは行われなくなっていたと考えられる。

(六)その他の貴族(古代・中世)

本項では、これまで検討した諸家の事例よりも断片的な利用や、利用背景が十分に解明できない事例について、網羅的に取り上げておきたい。

先行研究で『左経記』本文の利用の可能性が指摘される最古の事例は、『采

花物語』編纂である(河北一九八五・同一九九三)。ただし同書正編の成立は一〇三〇年頃(つまり経頼の生前)とされるうえに、執筆主体として女房層が想定されている点を踏まえると、再考の余地がある。記主の生前に、日記が女房層に貸し出される可能性が想定されるとすれば、経頼に相当親しい人物(たとえば彰子周辺に出仕していた経頼の姉妹)を著者圏に含めるべきことになろうし、もしそうだとすると彼女が漢文日記を読破する能力を持っているかは疑問もある。常識的に考えれば、『栄花物語』の主要典拠は「女房日記」と想定する見解(山中裕一九七七)に従うべきであろう。

また『諸寺供養類記』には、『左経記』長元三年八月二十日・同二十一日条(逸文)ほか複数の記事が引かれている。本書には、寛仁二年(一〇二〇)の藤原道長による無量寿院の落慶から、康和四年(一一〇二)の白河法皇による尊勝寺落慶まで、計九種の関連史料が列挙されている。事例の選択基準は定かでない、またすべての事例に関して同時に編纂されたかどうか不明だが、六勝寺のうちで法勝寺・尊勝寺のみが採りあげられている点からすれば、これらに続く最勝寺あたりの落慶を控えて作成された史料であるように思われる。その場合、成立時期は十二世紀初頭ということになろう。引用史料の内容から見て、編集主体は供養をされる側(寺)ではなく、おそらく供養をする側(俗人)であろう。『小右記』・『権記』・『左経記』などを度々引用するが、少なからぬ記事は、すでに先行して存在した別記や部類記の類を参考にしているようで、作成主体が掲載した古記録のすべてを暦記の形で保持していた可能性は低い。院政期に同種の行事の実施を担当することになった実務官僚の作成した手引きであろう。なお本史料については、書誌に関してある程度の紹介がなされている(家永一九三九・藤田一九七五)とはいえ、伝来過程も定かでない。確認できる情報は、現存諸写本の共通祖本は油小路家本で②、そこから元禄六年(一六九三)に転写されたものが彰考館であることにすぎない。油小路家は北家四条流の支流に当たる家だが、一旦断絶し、元和五年(一六一九)に広橋家から養子が迎えらるる形で再興されている。そのため、写本の入手時期は十七世紀中頃と推定される。入手先については不明だが、この時期の当主である隆基・隆貞・隆真らの職掌上の必要性はとくに確認できず、家再興の際に広橋家からのテコ入れで提供された可能性を想定すべきかもしれない。

このほか中原家の一族のなかで、『左経記』に関する情報が共有されていた

らしいことが、いくつかの断片的な史料から読み取れる。中原師元(一一〇九(一一七五))『師元年中行事』をはじめとして、その子孫②である中原師兼(一一九五(一二五三))の勘文(『平戸記』仁治元年(一二四〇)閏十月二十二日条)や、中原師光(一二〇六(一二六五))の著作『局中宝』③などいくつかの記事が引用され、そのなかには逸文も含まれている。いずれの記事も、執務の参考資料として局務の家で集められた情報と推定される。

同様に、職務上の必要性から高辻長成(一二〇五(一二八一))が作成した『元秘別録』勘文部に、『左経記』長和六年(寛仁元)四月二十三日・同二十四日条、寛仁五年(治安元)二月二日条、治安四年(万寿元)七月十三日条、万寿五年(長元元)七月十九日・同二十五日条などが引かれている。ただし『改元部類』(内容に差のある同名写本が多数流布するが、多くは『左経記』の記事を含む)から抄出したような事例がほとんどで、独自情報はほとんどない。中世の段階で菅原家が『左経記』の写本を所持していたかどうかは不明だが、『元秘抄』編纂に当たって『左経記』の暦記そのものを利用した可能性は低いと考えるべきだろう。また本書は後世における継続的な追記が想定されるので、これらの記載が編集当初の『元秘抄』に掲載されていたかどうか定かではない。

(七)寺院社会における流布状況

貴族の家ほどではないが、寺院で成立した典籍にも『左経記』が引用される事例がある。たとえば東京大学史料編纂所本『雑例』は、平安中(後期)の僧俗の手になる各種の古記録から、修法に関する故実を列挙した史料集である。俗人の記録としては、『小右記』(三例)・『左経記』(長和四年(一一一五)五月二十五日条・万寿四年(一一〇二)三月八日条・長元二年(一一〇二)八月二日条)を先懸として、『為房卿記』・『忠教卿記』・『時範記』などを中心に五十例以上を掲げている。

掲載記事の下限は『故御室御記』長寛二年(一一六四)十月条で、覚性法親王(一一二九(一二六九))を「故御室」と、その日記を「御記」と称していることから、彼の死後、それほど隔たらない時期に仁和寺周辺で編纂されたものと推測される。東京大学史料編纂所の影写本(請求記号:三〇一四―三四)は表紙見返に「此書削簡脱落多シ/大倉精研本修法要/抄六ヲ看ヨ」とし、また『大日本史料』二―八は本史料を「修法要抄第六ナラン」とする。現時点で、『修

法要抄』という史料の性格を十分に把握できておらず断言はできないが、すくなくとも同書の「第六」・「雜例」などと題する諸写本を見る限り、内容はほぼ同一と判断される。とすれば、守覚法親王(一一一〇—一一二〇)が十二世紀末に先師の日記などを使って作成した部類記ということになる²⁴⁾。すでに述べたとおり、経頼息の済延は仁和寺花蔵(華蔵)院院主で、東寺長者も勤めた人物である(第一章)。早くから寺内の一部で『左経記』を利用できる環境がある程度は整っていた可能性も想定されよう。

なお、関連して高山寺本の『左経記』(第五章 第一節)についても再説しておく。この写本は治安元年四〜八月の記事を抄出したものだが、現存諸写本の中なかでも記事の存在率が著しく低く(実際の日数の一八%)、一般的な公事の前例を確認する情報源としては、あまり役に立たない。内容的にも、たとえば五ヶ月後半の藤原顕光死去に関する諸記事や、六月の陣定(二十三日)、八月の定考(十一日)、駒牽(十六日)など、一般の貴族が関心を持ちそうな情報は、多くが省略されている。高山寺本に見えないこの種の記事が元々は存在していたことは、たとえば八月の定考について十一・十三・二十一日条の逸文を伝える『葉黄記』・『局中宝』の記事からも確認できる(逸文38〜40)。とくに同月末の京官除目について、高山寺本は二十九日条を掲載するにもかかわらず、そこには一切関連情報が見えず、『魚魯愚抄』所引の逸文(逸文41)によって、ようやく本来は除目関連の記事が存在したことを確認できる状態である。

高山寺本『左経記』に神・仏など宗教関連の記事が目立つ点を踏まえても、仏事に関する部類記の作成などの目的による記事抄出を景雅(仁和寺)が実家(村上源氏)に対して依頼した際に提供された(あるいは、すでに寺内の一部で利用されていた『左経記』写本を転写した)抄出本の可能性が高い²⁵⁾。本来の利用目的を果たした後、明空へ聖教書写の料紙として提供(=廃棄)されたものと推定されよう²⁶⁾。

なお『仁和謝法記』済信僧正の項に、『左経記』長和二年正月十四日条の逸文と思しき文章が引かれているのも、同寺と『左経記』の関係を示唆する情報である。済信(経頼叔父)―延尋(経頼弟)―済延(経頼息)という継承関係を前提として、早ければ経頼の生前に『左経記』の写本が仁和寺周辺で利用され始めていた可能性はありうるのではないか。

このほかの寺院の事例では、たとえば田中本『請雨経日記』(国立歴史民俗

博物館)は、『左経記』長元五年(一一〇三)六月六日条ほかを引く。本書の奥書

には「正嘉三年三月十二日、以三宝山院経蔵本、於同院家、馳筆了、座主法印定(済)―(本奥書)・「文永五年二月廿四日以御本」書写了/権大僧都定(花押)―(書写奥書)などある。書写奥書に見える定勝は醍醐寺三宝山の僧侶で定済の弟子なので、醍醐寺旧蔵本と推定できる(渡辺二〇〇九)。

本書は、何らかの明確な目的に沿って編纂されたものではなく、関連しそうな内容の断簡(もしくは草稿)を集めたものではないとされている(小倉二〇〇〇)。引用されている記事の条数・分量などからしても、『左経記』の写本そのものを直接見た訳ではなく、いずれかの段階で寺内に流入した抜書を掲載したものと推定されよう。つまり本書の存在が、中世の醍醐寺に『左経記』の写本が存在したことを示す訳ではない。

(八) 中世後期以降の流布状況

中世後期になると、『左経記』写本の作成や引用事例は減少する。ただし一条兼良『後成恩寺閨白諒閨記』・『江次第抄』や、『本朝皇胤紹運録』(十五世紀前半)・『御遊抄』(十五世紀後半)・『凶服部類』(引用史料の下限は十六世紀)などに逸文が引かれるほか、『天皇元服部類』(引用史料の下限は十五世紀)が寛仁元年十二月〜翌年正月の記事を抄出している。

近世の部類記でも、『左経記』の記事を引く事例自体は多い。最多の事例を掲載するのは柳原紀光(一七四六〜一八〇一)の著作である。柳原本『平座小除目等部類』が長和四年十月一日条(逸文14)を引くのを始め、『立坊部類』は寛仁元年八月六・九・十・十一・十七・二十一・二十三・二十五日条を、『院号定部類』は万寿三年正月十七・十九日条を、『元日節会部類』は万寿三年正月一日条・長元四年正月一日条・長元八年正月一日条を、『朔旦冬至旬儀平座叙位赦令等部類』は長元四年閏十月二十七日条・同十一月一日条をそれぞれ抜粋引用する。同家には、高山寺本『左経記』の写本も所蔵されているなど、紀光が各種の情報収集に努めたことは明らかである。そうした営為の結果として、近世に作成された本としては、確認される限りで唯一、独自の『左経記』逸文を掲載する著作をものにしたのであろう。

また鷹司本『大嘗会部類』は長和五年四〜六月条を、『撰関宣下部類』は寛仁元年十二月・同三年十二月条を抜粋し、壬生本『神社仏事勘例部類』は長元

四年八月・七年九〜十一月条を、『神社部類』は寛仁元年九月・寛仁四年十二月・長元元年四月・長元四年八月条などを、『新嘗祭部類』は長元七年十一月十九日条をそれぞれ抜粋する。

このほか、久我本『和歌歌部類』が長元八年五月十六〜二十五日条を、万里小路本『立后部類』が寛仁二年十月十六〜十八日条(十六日条冒頭は復元条文か)を、伏見宮本・柳原本・野宮本『元服部類(記)』が寛仁四年十二月・長元四年八月・同八年三月条を、葉室本『拝賀着陣部類』が寛仁三年十二月・同四年十二月条を、それぞれ抜粋引用する。

以上のように、近世に成立した部類記の事例でも、記事の掲載事例は多数にのぼる²⁷⁾。しかし中世までの事例と異なるのは、そのほとんどが九条家本系の写本が現存する範囲の記事に限られる点である。唯一の例外である柳原本『平座小除目等部類』の引用する逸文一条も、分量(二文字)から判断すると取意文にすぎず、先行する別の部類記の類から又引きしている可能性が高い。中世後期の戦乱や、近世前半の度重なる火災によって、相当数の典籍が罹災するなか、失われた情報量がかなり多かったことを推定させる現象といえよう。

1) 齋宮寮の関係文書などにおいて、齋宮御所を「本宮」と称することについては、所一九九九を参照。齋宮寮の女房に関しては、所一九七八・榎村二〇〇六も参照。

2) 某寮が齋宮寮である可能性については、『延喜式』にみえる所済物との対比から、すでに稲本一九七八が指摘している。

3) 近藤一九九四は、以下の二条の記事を経頼が義父行成の死後、その蔵書を管理していたことを示すものとする。

4) 藤原忠教に関しては、奥田一九八五を参照。

5) 平知信説(太田一九五五)、藤原親隆説(川本一九九八)などが併立するが、現状では後者の見解が有力とされる(佐多二〇一七)。

6) 一覧表に挙げたほか、『左経記』長元四年(一〇三二)二月二十九日の取意文も載せるが(『台記』保延二年(一一三六)十月十一日条)、「此間、少納言通俊来語²⁸⁾予耳根²⁹⁾曰、…」とあるように少納言藤原俊通の耳語なので、頼長自身の持っていた情報ではない。

7) ここで書写を担当した「清房」という人物については、二人の候補者が

いる。一人は「散位平清房」(『清原重憲記』天養元年(一一四四)三月二十一日条)・「平「清房」(右衛門少尉) (『某年 問注申詞記』『愚昧記』仁安二年(一一六七)十月紙背)で、もう一人は「木工允源清房(藏人所)」(『山槐記除目分類』承安四年(一一七四)正月二十一日条)・「藏人所雑色源清房」(『玉葉』文治三年(一一八七)四月一日条)である。ちなみに後者の人物と、『玉葉』建曆二年(一二二二)十二月十日条に「侍従源清房」と見える村上源氏の人物とは別人である(父清信(一一六四〜一二二四)の生没年による)。なお黒須二〇二三は、奥書に見える「入道」の人物比定について、故頼長との関係からいくつかの案を提起するが、書写主体「清房」との人間関係も考慮すべきだろう。

8) こうした状況を避らせて、師通期における利用についても部類記などに限定されていたと考えることは可能である。師通期の利用実態もそれほど広い記事に及んではおらず、そうした想定も成り立ちうるが、師実(師通の時期の遺産分与などの過程で家外に流出した可能性を想定することも不可能ではない)。

9) 分立の際の蔵書の移動に関しては、渡辺二〇一六を参照。

10) 石田二〇二〇は、九条家本の成立時期について「彼(兼光)の晩年よりもむしろ若年の頃の方が相応しい」とする。治承三年(一一七九)の段階で兼光は三十五歳なので、二十代後半から三十代前半の書写と考えれば、そうした想定とも合致する。

11) 三橋二〇一五は清水潔を逸文発見者として紹介するが、清水の論文では一切言及がなく、事実誤認だろう。この史料を『左経記』逸文として紹介した最初の事例は、『大日本史料』二二(一九九二年)である。

12) 本史料(一紙)の寸法は、縦三〇・九×横五〇・二cm。糸目三・二cm、簞目一三/三cm(菅簞)で繊維の方向性は表裏ともに弱く、溜め漉きで漉かれた紙と推定される。未蒸解繊維はほぼ見当たらず、丁寧に漉かれた紙と評価できるが、現状では虫損が多く、とくに後半では文字が読み取れない箇所も多い(逸文一覧で示した釈文は暫定的なものにすぎず、後学の補訂を期待する)。一次利用面(書状)でも墨の乗りがよく、裏面への墨のにじみ出しは多くない。二次利用面から一次利用面への墨のにじみ出しも同程度であることが踏まえると、一次利用の段階で軽く打紙加工を施してあった可能性が高く、

二次利用に際して表面加工を追加した痕跡も確認できない。左右ともに糊代の痕跡は確認できないが、二次利用面の後半の記載は後欠と推定され、書状前半に相当する部分の裏面へも同様の記載が続いていた可能性が高い。

13) 抜粋記事の内容(中宮威子による父道長の病に係る行啓)からすると、九条家出身の皇后・中宮などが、親族の病見舞いを目的として内裏を出る必要が生じた際、前例を調査したものと推定される。順徳中宮の立子(良経女)・後堀川中宮の樽子(道家女)などが行啓しようとした際に作成された可能性を考えるべきではないか。

14) 経頼女が源隆国の正妻だったことに関しては、目崎一九七九を参照。

15) 『三槐抄』については、田島一九九〇を参照。なお『俊明私抄』は、『除秘鈔』の写本の一つを指す可能性も想定できる。『除秘鈔』の本奥書に「有仁公次第云々。或云。俊明卿次第云々」と見えるように、同書を源俊明(後三条天皇近臣)の著作と想定する見解もあった。実際に、俊明が同書を利用して可能性を想定できることは田島二〇二二を参照。

16) 匡房が『江家次第』を執筆する際に、師通から借覧した『左経記』の写本を利用して可能性については前述したが(第五章 第二節(二))、その際に目にした写本が揃いの暦記だったとすれば、先述した源俊明の発言(『江家次第』所引)に引かれる「故経頼卿記」や、源家賢の述べる「長元経頼卿細記」などの断片的な情報には興味を示さなかったと思われる。

17) 源師頼については、山内一九八八・奥田一九九一・細谷一九九六・同一九九七を参照。

18) 以下に取り上げる事例のほか、藤原南家出身の藤原通憲が『左経記』を所持していた可能性も指摘されているが(清水潔一九八一A)、近年では否定的見解(黒須二〇二三)が有力となっている。

19) 長元三年三月十一日条・同年九月二十四日条・長元四年三月二十八日条・長元五年六月三日条・長元六年二月二十日条・長元九年二月二十七日条・長元十年四月二十七日条

20) 三種のうち一種目の本文には、「以蔵人令奏事由」など、当時の経頼が採るとは考えにくい表現が見えるので、それ以外のものが候補となるだろう。

21) 大納言油小路隆真(一六六〇～一七二九)から加賀前田家に提出された「油

小路家書目録」(『松雲公採取遺編類纂』書籍部)に見える「堂供養記 土右き・水左記」(一巻)が、これに当たるものだろう。隆真の権大納言在任期間は元禄十六年(十七年)なので、この時期にはまだ油小路家に所蔵されていたことが判明する。

22) 中原家の系図に関しては、諸史料の内容が矛盾する箇所も少なくない。養子関係などが複雑に入り組んだ結果と推定されるが、ここでは師兼・師光がともに師元の数世代後の子孫であることを確認するに留めておく。

23) この史料の性格に関しては、遠藤二〇二二を参照。

24) 『修法要抄』の奥には、建久三年(一一九〇)九月二日付の守覚名義の識語が見える。同書の成立過程については、木本一九八五・松蘭一九九八を参照。

25) これに対して、同じ『新編諸宗教蔵総録』の一次利用面でも、『春記』の場合は状況が異なる。いずれも前欠・後欠だが、長暦三年(一〇三九)十一月条の場合、七日条(前欠)～十五日条(後欠)まで連続して記載されているし、毎日の記事も相当に長い。長久元年(一〇四〇)九月は十日条(前欠)～十二日条(後欠)が残るが、この三日間の記事(前後欠)だけで、『左経記』の一ヶ月の記事分量を優に超えている。天喜二年(一〇五四)五～六月の場合、五月二日条(前欠)～六月四日条(後欠)まで、ほぼ一ヶ月の間に十二日の記事があり(記事の存在率四割)、やはり個々の記事の長さもそれなりである(もつとも分量が短い五月十八日条でも一一文字ある)。以上のような記事の存在率や、各記事の分量から見て、同じ典籍の紙背とはいえ『春記』と『左経記』は、全く異なる方針(目的意識)に基づいて書写されている可能性が高い。

26) 古記録が寺院で必要とされた結果、写本が保管されていた可能性を想定する見解(佐々木令信二〇〇七・村上二〇〇八)にしても、最終的には聖教の料紙として二次利用されている状況を踏まえると、揃いで常備されていたという訳ではなく、必要に応じて外部から入手され、不要になると廃棄されるというサイクルが繰り返されていた可能性が高い。

27) この種の部類記は、未整理のものも含めれば膨大に現存する。今回、私調査対象としたのは、宮内庁書陵部や国立歴史民俗博物館など一部の所蔵機関のものに限られる。当然、管見に入っていない史料は、相当な数に上るはずである。『左経記』に限らず、今後の古代史料の検討に際しては、単に

現存写本の伝来を説明するレベルに止まらず、この種の史料の内容まで目配せしうえで、前近代社会における流布状況の全般を分析すべきであろう。

第六章 周辺からのアプローチはじめに

本章では、『左経記』の複雑な伝来に起因する諸問題を解決するため、いくつかの試行をする。具体的には、おもに日本語学の分野における研究成果を援用することで、解決できる問題点が少なくないことを指摘していく。

第一節 日本語学の研究成果を利用すると分かること

日本語学の分野における和化漢文(日本漢文)の文体をめぐる諸研究は、大雑把に狭義の文法(文章構造)と語法(表記法)に区分される。従来は、研究対象として狭義の訓点史料を中心にする傾向が目立ったが、近年では日本史の分野で用いられることが多い古文書・古記録などを対象とした研究成果も、少しずつ公にされつつある。以下、研究方法ごとに分けよう。初出年代順に関連する先行研究の成果を紹介してきた。

(一) 『左経記』をめぐる先行研究

『左経記』を対象とした関連研究に先鞭を付けた峰岸明は、とくに語法を中心とした分析を進めている。たとえば「よもすがら」「ひそかに」(峰岸一九七二)、「ひごろ」「ふる」「すでに」などの和語の漢字表記を分析したうえで(峰岸一九七四ほか)、『左経記』の表記法は各種古記録のなかでも『春記』と近似すると結論づけている(峰岸一九八六)。その一方、かつて『春記』の断簡と見なされていた治安元年記について、語法の分析からこの断簡が『左経記』である可能性が高いことや、逸文の検証に当たっては時期による源経頼の表記法の変化も重視すべきことも指摘している(峰岸一九七四ほか・同一九八八B)。

その後の関連研究は、基本的に峰岸が示した方法に沿って行われている。たとえば清水教子が「しばらく」を(清水教子一九七九)、遠藤好英が兼日・昏黒・指(さしたる)を検討した成果(遠藤二〇〇六)は、その一端である。とくに中山緑朗が、漢語由来の表現の利用傾向(たとえば解頤・傾寄・十死一生・放言・

誹謗・勘責・相論・無骨など)を検討した成果は充実している。他の古記録との比較から、側目・如雲・無度などの表現が『左経記』のなかに見られないという分析結果(中山一九九五)も、たとえば逸文収集に際して示唆に富む。『左経記』における「一向」を日本史料における最初期の利用例とする点や、同記に「無音」の利用例がないとする点など、データベースが整備された現状では訂正を要する点も少なくないといえ、こうした分析手法自体は今後も継承されるべきだろう。

以上のような語法中心の分析に対し、時期的にやや遅れるが、文章構造に関する研究も登場してくる。たとえば小山登久は、「よろこび」「したがふ」「をはんぬ」などの和語や、牢籠・傾寄などの漢語の利用傾向に関する検討に加え、『左経記』では「オホムタメニ」を「奉為」「御為」ではなく「為：御」とするパターンが目立つことや、さまざまな古記録に見える格助詞「の」の同格的用法の全形式が使用されているうえに、用例数の面でもっとも多いことなどを指摘する。さらに注目されるのは、主語・動詞、あるいは動詞と目的語・補語の語順など、文法上の特徴に関する検討を進めている点である(小山一九九六)。

また堀畑正臣は、使役助字の使用方式のほか、因縁・挙首・候気色・為当(はた)などの語句の利用傾向について検討する。そのうちでも、とくに「為当」表記が長元四〜五年頃を境として「将」表記に移行するという指摘や、『小右記』後二条師通記』で経頼の文章を引用した箇所でも「為当」表記を利用しているという指摘などは興味深い(堀畑二〇〇七)。

このほか穂田定樹は、敬語表現を中心とした分析を進め、『小右記』などでは撰関・大臣層を対象に利用される命・被命などの表現が、『左経記』では記主の身分の低さを反映して一般公卿層を対象に用いられることなどを指摘している(穂田二〇〇八)。

(二) 自称表現から見た『左経記』

以上のような諸分析は、古記録を読解するに当たり重要な成果だが、歴史学の立場から、この種の文体分析を行った事例はほとんどなく、今後の本格的な進展が期待される。

そこで、とりあえず『左経記』を素材として、いくつかの検討を試行してみ

よう。この史料にみえる自称名詞については、先行研究(清水潔一九八一A)で略述されているが、それによると経頼自身は「余」・「僕」・「愚」などの表現を用いている⁽²⁾。たとえば、このうち「僕」について見てみると、この表現の利用は長元四年(一〇三二)以降に一般化するのに対し、それ以前は「下官」⁽³⁾など別の表現を使っている現象⁽⁴⁾が注目される。こうした変化を見ると、先行研究(堀畑二〇〇七)も指摘するように、長元四年頃を境として経頼の文章表記法に変化が生じている可能性がある⁽⁵⁾。これは長元三年十一月における参議就任と、一定の関連を持つ現象である可能性も想定される。同一記主の古記録における表記法の変遷に関する研究は、(写本系統の問題を念頭に置きつつ進める必要があるが)今後の重要な研究課題の一つではなからうか。

この種の自称名詞に関しては、別の問題もある。たとえば、万寿二年十月二十日条は、現行の本記とは別の本文が伝来する。

『左経記』万寿二年(一〇二五)十一月二十日条(『更級日記』定家本卷末所引) 経頼卿記／万寿二年十一月廿日(戊戌)、伊勢斎宮御装束、織物唐衣一領(五重)、白綾裳一腰(織物腰)、紅重袴一具、綾裏入帷等也、予有仰調之、奉大内、是来五日着裳給云々、仍差藏人右兵衛佐源資通為勅使、遣件御装束、兼仰作物所令作衣篋一合、入此御装束、又令作銀小篋一合、入合焼物、副御装束、使明日進発、

『左経記』万寿二年(一〇二五)十一月二十日条(本記・久松本)

戊戌、晴、伊勢斎宮御装束(白織物唐衣一領、五重白綾裳一腰《在織物腰》、紅三重袴一具、綾裏入帷等也、余有仰調也)、令奉大内、是来五日着裳給云々、仍差藏人兵衛佐(資通)為勅使、遣件御装束、抑兼仰作物所令作衣篋一合、入此御装束、又令作銀小篋一合、入合焼物、副御装束云々、使明日可進発云々、両者を比べると、細かい体裁の違いも多数見えるが、衣装の細目に関する箇所は除き、大きな問題は二点である。一つは、自称表記が定家本では「予」となっているのに対し、本記では「余」とある点。もう一つは、藏人の姓名について定家本が本文中に明記するのにに対し、本記では割書で名のみ挙げる点である。後者については、定家本(あるいはその親本)における補訂と推測してよからうが、前者についてはすこし検討の必要がある。

実際に『左経記』における自称名詞を確認してみると、「余」の事例が大半を占めている。自称名詞として「予」を用いる事例は、以下の四例のみと少ない。

万寿三年四月十七日条(久松本)

予申云「於何所可問哉」。命云「申闕白殿可左右」者。

長元五年正月四日条(谷森本)

予答云「実有服者、仍令退出行御祓」云々。

長元五年二月三日条(谷森本)

予答曰「有可申之文、早可申也。不然者、必不可有歟」者。

長元八年八月八日条(類聚雜例)

早旦、向徳大寺。予・宰相中将并武衛等也。

このほかの事例では、たとえば「申」す際は「余申」(六八例)と、「答」える際は「余答」(二三例)とするのが通例である。一方、「予」という漢字を用いるのは、「以内舍人最高為允代」、是例也。外記予申上卿(長元元年五月三日条)などのように、「アラカジメ」(副詞)を表記する事例が一般的である。

以上のような傾向を見る限り、定家本に見える自称表現としての「予」表記は、書写の過程で表記の変更が生じている可能性も想定する必要がある。この表記変更が定家本の段階で生じたものか、その親本の段階ですでに生じていたかは断言できない。しかし『明月記』では、「予答云」殿下御政之後、此御門徒、殊可被勅忠節。…(寛喜元年四月十日条)のように、自称名詞は「予」表記が通常である。そうした前提を踏まえると、『左経記』本日条の「予」も定家による意改⁽⁶⁾の可能性が高いように思われる。

このように、自称名詞としての「余」・「予」は、記主によって傾向差が明瞭に生じる語である。たとえば『真信公記』では、「我」を私的行事に、「予」を公的行事に使用する傾向があるとされる(峰岸一九七三)。ほぼ同時期の『九歴』でも同じ傾向が確認できる⁽⁷⁾ので、十世紀前半～中頃の段階では、このような表記法が一般的だったと推定される。すくなくとも現存写本を見る限り、これらの古記録で「余」字が用いられる大半の事例は、「自余」などの用法に集中している⁽⁸⁾。

一方で、『御堂関白記』・『小右記』など十世紀後半～十一世紀前半の古記録では、「余」表記の方が一般的である。とくに前者では、基本的に「余」表記しか用いられない⁽⁹⁾。念のため『小右記』に関しても、「古記録フルテキストデータベース」(東京大学史料編纂所)で事例検索してみると、「余答」(二二一

例)・「予答」(四四例)、「余申」(六五例)・「予申」(七例)と、いずれも表記傾向には大差がある。つまり現存諸写本を見る限り、『小右記』の記主は自称名詞として「余」を選択的に用いていた可能性が高いことが推測できる。

『左経記』自筆本(現存せず)における表記傾向について、こうした同時期における表記傾向も念頭に置いた場合、先に挙げた自称名詞として「予」を用いる事例は、後世の誤写による可能性が高いと考えられよう。この種の現象をめぐっては、『御堂閔白記』のように自筆本が現存する事例を除いて厳密な検討は難しいが、とくに後世に編集された部類記に引用される逸文などについては、表記の変更が行われている可能性を念頭に置く必要がある¹⁰⁾。

なおこうした傾向を踏まえれば、日本語学の分野における関連研究においても、とくに文体・表記傾向などを分析する場合には、単純に活字本に基づいて考察するのではなく、できるだけ自筆本が多く残る史料を利用するか、写本系統を意識するとかいった工夫が求められる。多くの場合は、自筆本の現存しない史料を検討対象とせねばならないとはいえ、そうした際も、書写の過程で内容が意識的・無意識的に変更される可能性を視野に入れた検討が不可欠となる。

(三)感情表現から見た『左経記』

このほか日本語学の成果・手法を用いた研究手法は少なくないが、もう一つ、感情表現を素材に検討しておきたい。古記録に見える感情表現については、すでにいくつかの先行研究で検討されている(清水教子 一九七九・中山一九八九ほか)。一般に、本文中に見えるその種の表現は、記主本人の感情発露だけでなく、他人の様子を観察・記録した事例も含まれるし、古記録ごとの現存分量の違いもあるので単純な処理は避けるべきだが、『左経記』の場合、他の古記録と比較して、感情の記録が少なく表現の種類も限られる傾向は確認される。

たとえば喜びの感情を示す表現では、各種の古記録に見える「欣」・「歎」は『左経記』では用いられず、「喜」(随喜…一三例・喜悦…二例)・「悦」(喜悦…二例・感悦…一例・為悦…一例・可悦可貴…二例)などが見える。「快」も多数見えるが、ほとんどの事例が「不快」(三〇例)として登場する。また「ほめる」に関しては「誉」・「褒」は見えず、公的な行為としての「賞」が「被賞」など

の動詞用法として四例見えるだけである。

負の感情を示す表現では、「なげく」については「嘆」は使われず、「歎」(悲歎…四例・嗟歎…一例・可歎可恐…一例)に統一されている。「かなしむ」については、「涕」(涕泣…二例・流涕…二例)・「哭」(哀哭…二例)・「涙」(拭涙…二例・感涙…一例・落涙…一例)・「愁」(愁歎…三例/愁申は除く)などが見える。また「あわれむ」・「おしむ」については、「哀」(哀哭…二例・哀憐…二例)・「憐」(哀憐…二例・可憐可歎…一例)・「惜」(相惜…一例・惜思…一例)などの事例が見える。全体として、用例数の少なさは明瞭である。

「おどろく」・「おそれる」については、「驚」は「驚奇」(五例)のほか、「驚」+動詞が数例見える。「恐」(可恐歎…二例・恐申…一〇例・恐思…一例・忌恐…一例・恐怖…一例・恐逃却…一例・可歎可恐…二例・可憐可恐…三例/「おそらくは」と訓読する事例は除く)や「畏」(怖畏…五例)・「憚」(有憚…二例ほか)・「消魂」(屠肝消魂…一例・掩面消魂…一例)などの事例もある。

「いかる」については、「怒」・「憤」・「腹立」などの表現はなく、季御読経に不参だった堂童子役への「忿」を他の参加者が示したという記事(寛仁二年十二月二十六日条)に一例見えるだけで、この種の表現は全般的に少ない。あえて言えば、「無礼」(何無其礼…二例・甚無礼…一例)・「非常」(放非常詞…一例・甚以非常…四例・甚非常…三例)などは、他の古記録における怒りの感情に近い表現であろう。

「うらむ」についても、「怨」の事例はなく、「恨」・「憾」がそれぞれ一例ずつ確認できる程度である。「恨」は「何恨之有哉」という表現で、摂政左大臣となった道長が「いま死んでも後悔はない」という趣旨で発言している箇所(長和五年四月三十日条)なので、実際に恨みの感情を語る場面ではない。また「憾」は、医師が体調に関する所見を述べるなか(万寿二年八月二十四日条)で出てくる表現なので、「残念・不満に思うこと」の意で用いられた事例と考えられる。このように『左経記』では、他の古記録で頻繁に見られるこの種の感情を記録した事例は見当たらない。

このほか「わらう」・「あざける」についても、「嘲」・「侮」・「笑」などは見えず、「咲」(二例)は、いずれも周囲の出来事を記録する文脈で登場した表現である。また「はじる」・「くいる」についても、「辱」・「悔」などの表現は見えず、「恥」(二例)は盗犯の容疑者の発言として記録されている。

以上見てきたような感情表現は、後世の利用者が不要視して写し飛ばしている可能性もあるので、現存本文を見るだけで一概に少なかったとは言いきれない。またこの種の表現は、現存本文のなかで「恒」と「常」、「本」と「元」、「前」と「先」が通用している状況も踏まえると、記主のこだわりだけでなく、後世の書写の過程で変化する場合も少なくなろう。しかし『左経記』のなかに、負の感情を記録した記事が比較的少なく、とくに記主自身が他人に恨みを向けたり嘲るような記事がほぼ確認できないことは間違いない。たとえば『清慎公記』・『小右記』・『春記』などの小野宮家の歴代当主の日記と比べて大きな違いといえる。こうした傾向は、経頼の人物像を検討する際、一定の参考となる。

こうした表記傾向を念頭に置くと、逸文検討などの際にも従来でない分析が可能となる。たとえば『類聚雜要抄』(逸文116)の事例は『某記』長元八年(一〇三五)七月二十四日条を引用したものが、冒頭で「故納言曆記云」としている。参議止まりの経頼を故納言とは称さないはずで、その点を重視すると逸文とは見なせない。一方、末尾で「左大弁経頼記之」(この部分は『類聚雜要抄』の地の文か)とある点を重視すれば、経頼と関連する文章である可能性も否定できない(11)。そこでこれまで見てきた経頼の書き癖と比較してみると、彼の文章と想定するのはややそぐわない印象を受ける。たとえば文中で藤原実資が公任の発言を「被嘲之」ている点によれば、経頼とは異なる書き癖を持つ人物の文章である可能性が高い。現存本文の字句の異同に関する厳密な校訂はもちろん重要な作業ではあるが、表記法の傾向に関する分析を積み重ねていくことでも、見えてくることは少なくないのではなからうか。

第二節 逸文を含めた検討から分かること

古代史研究の分野における逸文の重要性については、いまさら繰り返すまでもないが、とくに『左経記』の場合、本記が大規模に欠損しほとんど原形を留めていない現状を踏まえると、全体像を俯瞰する際、逸文に目を配る必要性は高い。以下、こうした点から気づいた事例を、紹介しておきたい。

(一) 教示を受けた相手

源経頼は、有職故実の研究者としても知られており、その著作も逸書を含め各種紹介されている。彼がそうした著作を生み出す過程で、さまざまな人から

教示を受けていたことは、すでに多くの指摘がある。たとえば清水潔は藤原実資・行成からの情報継承(清水一九八一A)を指摘し、田島公はこれ以外に藤原道長・頼通・公任からの情報継承も想定している(田島二〇〇九)。ただし実際に『左経記』を見る限り、経頼が有職関係の情報を教示されたのは、以上の範囲に止まらない。

たとえば藤原教通(12)から受けた教命に関しては、本記を見る限り以下に挙げた数例にすぎない(13)。

「参内府。言談之次被_レ仰云。…」(万寿三年閏五月十八日)

「及_二午後_一参_二内府_一。語次被_レ仰云。…」(長元元年二月三日条)

「次内府自_二化徳門_一被_レ参。於_二壁外_一召_レ余。起_レ座参。被_レ仰云。…」(長元四年十一月一日条)

「夜部内府被_レ示云。故殿仰云。…」(長元五年四月四日条)

しかし逸文までを検討範囲に入れると、これら以外に六例の教命事例が検出できる。

「参_二内府_一。…内府仰。…」(長元三年九月二十四日条・逸文86)

「先年語次、被_レ示_二除目間事_一。…」(長元四年二月三日条・逸文91)

「内府言談次被_レ仰云。…」(長元四年二月十三日条・逸文92)

「有召_二参_二内府_一(大二条)。被_レ仰_二除目雜事之次_一、語給云。…」(長元四年二月二十四日条・逸文96)

「詣_二内府_一被_レ示云。…」(長元五年十二月十三日条・逸文100)

「内府被_レ参、於_二壁外_一被_レ仰云。…」(長元八年正月二十六日条・逸文114)

以上の事例を、経頼が他のさまざまな人から受けた教命の件数・情報量を比較すると、とくに長元三年後半以降における経頼と教通との密接な関係は明らかである。とくに以上の事例のなかで、教通が経頼に教示する場として「壁外」を選んでいる事例が二例(長元四年十一月一日条・同八年正月二十六日条)も含まれることは注目すべきであろう。『左経記』のなかで経頼に対して壁外(古記録によっては「壁後」とも表記される。陣壁の裏側のこと)で故実を説明する場面は、計四例見える。そのうち二例は、「於_二壁外_一右兵衛督(朝任)被_レ示云。…」(長元元年五月十日条)・「於_二壁外_一源納言被_レ示云。…」(長元元年八月十四日条)とあるように、いずれも同族の宇多源氏(源朝任・源道方)から教示を受けた事例である。残りの二例が教通の事例であることは、両者の関係性の近さを物語っ

ている。こうした関係性の背後には、教通の母が経頼の叔母(父の妹)に当たる人物であること(従兄弟同士)とも一定の関連はあるが、ともかく教通が個人的な好意から経頼にアドバイスを繰り返している状況を示していると見てよからう。

逆に、「右大弁経頼為_レ頭之時、右大臣被_レ候_二殿上_一。大弁候_二其前_一之間、内大臣被_レ参、不_レ起云々。後、内府有_レ被_レ咎仰云々。大弁有_レ所_レ被_レ陳者」(『侍中群要』巻五「一礼節」とあるように、大臣が殿上間に参上した際、起座するという礼法を守らなかった経頼に対し、後日、教通は率直な意見をぶつけたようである表14「逸文一覽」には掲げなかったが、これも広義における『左経記』逸文の可能性がある)。

このような両者の距離感の近さは、現存「本記」の記事からも確認できる。たとえば「参内之、即中御門与_二東洞院之辻_一、内府被_二逢会_一。仍授_二下車懸_一、擗立、前駟等下_レ馬過給、余御共参内」(長元四年閏十月八日条)という記事は、参内途上で行き会ったので、わざわざ両者が歩みを止めて合流したうえで「共参内」したという記事である。『左経記』のなかで、他の公卿などと「共参内」した事例は他にも散見されるが、いずれも出発地点が同じ事例ばかりであることを踏まえると、異例の対応といえる。

このほか「自_二内府_一有_二可_レ来之命_一。仍参入。仰云。∴」(長元八年正月二十四日条)という事例は、「愚室親王」(禊子内親王)の年給の扱いについての個人的な調査依頼である。この種の依頼をする対象として経頼を選んでいることは、教通側から経頼への親近感が強かったことをうかがわせる。以上のような諸史料を見る限り、経頼側においても、上位公卿層のなかでの心理的距離感では、教通との間柄は極めて近かったと考えてよいのではなからうか。

(二)推定される人間関係

これまで述べてきた人間関係と関連して注目されるのは、以下に挙げる『古事談』(14)・『江談抄』の記事である。

『古事談』二一一〇

宇治殿、於_二殿上小板敷_一、勘_二発左大弁経頼_一給。是譏_二源右府_一事(云云)。経頼流_レ汗退出之間、経長相_二合南殿北庇_一、経頼体如_二死灰_一(云云)。蒙_二殿下勘_一発、運已尽也(云云)。其後不_レ経_二幾程_一、受_レ病遂卒(云云)。

『江談抄』四〇経頼卿死去事

又被_レ命云。経頼卿蒙_二宇治殿御勘_一責_二之後、不_レ歴_二幾程_一有_レ病死去(云々)。説話ということで信憑性に欠けるという指摘もあるが、これらの史料において経頼の死去は「殿下勘_二発_一」・「宇治殿御勘_二責_一」を受けてのものとして説明されるのは、こうした見方が史実かどうかは別にして、周囲の人間が経頼の政治的立ち位置をどのように見なしていたかを示唆しているように思われる。

なお『古事談』によると、経頼が「源右府」(師房)を譏ったことが藤原頼通の叱責の原因とされている点も興味深い。先述したように、経頼は自分の日記のなかですら、他人への非難をなかなか書かない人物であった。そうした彼のことであるから、もし実際に第三者の前で源師房を非難したとすれば、それなりの理由の存在した可能性が高い。そうした「理由」すら受け入れられず、政権トップの地位にある人物から一方的に激しい勘責を受けたことで、経頼は相当大きな心理的ダメージを蒙ったのかもしれない。師房の複数の子孫たちが『左経記』を役立てていることを念頭に置くと(第五章第二節(四))、なんとも皮肉なエピソードである。

以上、断片的な検討に終始したが、現存する諸写本が特定の目的に沿って抄写されたものであることを意識し、逸文までを視野に入れた分析が重視されることを、具体的な事例に基づいて指摘した。実際、そうした検討から判明する人間関係を念頭に置くと、経頼の立場がより多角的に見えてくるように思われる。先述した教通・経頼の関係性は、経頼の側から形成を意図したものでなく、教通側からの有力官僚の囲い込み策である可能性も否定はできないが、もしそれが彼の死の要因をなしていたとすれば、不運の極みといわざるを得ない。ともあれ、この種の分析事例を積み重ねていくことで、先行研究における『御堂関白記』・『小右記』を中心とした宮廷社会に関する分析は、より立体的・複層的に示されるはずである。

1)用語の解釈に限定した論考は齋木一九六八・同一九七〇をはじめ散見されるが、文体の分析ともなると管見の限りで佐藤二〇一五くらいではなからうか。とくに近年の日本古代史の分野において、こうした要素に対する関心が低い現状は憂慮されよう。

2)このほか、「帰私」という表現を帰宅の意で用いたり(九例)、「弊宅」(万寿二年十一月四日条)・「我造堂」(万寿二年五月十六日)などの事例も見える。

伝来の過程で生じた諸問題は、彼の生前の行動にその萌芽があったことが想定された。とくに前妻の産んだ男子すべてを僧籍に入れてしまったことで、経頼の早すぎる死の際、いまだ若年にすぎなかった後妻の産んだ二人の男子は、父の蓄積した膨大な公事情報をほとんど継承できないまま死別することになったことは致命的だった。こうした背景もあって、経頼の後継者たちは官界において十分な活躍ができず、家の没落へと繋がった可能性が高い。

第二章では、前半で現存『左経記』諸写本における記事の存在率、一日の記事の分量、干支情報・天気情報の有無など、各種の特徴の分析を通じて、写本全体を大きく三群（+高山寺本）に区分できることを指摘した。そのうえで、現行の本文のうち、かなりの部分は各種の断片的な史料を組み合わせて作られた「復元本」である可能性を指摘した。また各巻の巻頭に付された目録は現行本文に先行して成立したもので、目録成立後に記事の欠失・抄写が発生した結果、現状では本文との不対応が目立つことなども指摘した。

第三章では、近江守としての源経頼の職務遂行について、前章の分析成果を踏まえて再検討を加えた。先行研究では、弁官としての職務繁多もあって十分に関与できていなかった可能性を推定し、現存『左経記』本文に関連記事が少ないこともその結果と想定されていた。しかし、記事が存在しないことは必ずしも経頼が記事を残さなかったことを意味しないことや、現存の断片的な記事からも経頼が熱心に国務を遂行していた実態は確認できることなどを指摘した。第四章では、次章における検討の前段階として、経頼の死後、中山家本を経て九条家本が成立するまでの過程を検討した。分析の結果、巻頭目録は原本から直接作られたのではなく、本文に一定の欠損が生じた段階以降に作成されていることや、中山家本から九条家本が書写される際にも少なからぬ記事が写し落とされたことなどを指摘した。

第五章では、直系の子孫の没落もあり、経頼が蓄積した各種の公事情報を口伝の形で直接継受できた主体が発生しなかった一方、おそらく書承の形で彼の蓄積した故実情報を継承する主体が、平安後期から鎌倉初期にかけて複数現れたことを確認した。具体的には、娘婿の源隆国（醍醐源氏）の流れや、村上源氏の諸家において、参照すべき前例として『左経記』の記事を重視していたことを確認した。また平安後期の藤原氏でも、撰閲家の頼長を始め、中山忠親などは『左経記』の積極的な利用が目立つことや、鎌倉期の事例では九条家や西

園寺家における盛んな利用状況が目目されることなどを明らかにした。

第六章では、他分野における研究手法を積極的に取り込むことで、従来見えていなかった『左経記』のさまざまな側面が明らかになることを指摘した。自筆本の段階と比べて情報の劣化が著しい特徴を持つ現行の『左経記』本文の利用に際しては、他の史料に引用された本文（逸文を含む）の利用が不可欠であるが、その種の史料をどこまで有効に利用できるかについて、一定の学術的な基準を踏まえつつ検討を進める必要性は再確認できたのではないかと。

以上の考察によれば、自筆本が残存する『御堂関白記』や、良質な古写本を有する他の古記録と比べ、『左経記』は原本の形状を復元することが困難な史料であることが分かる。記事の残り方についても、平安中期の著名な古記録のなかでかなり状態の悪いものであるといわざるをえない。『清慎公記』ほどではないにしても、『眞信公記』や『九曆』に次ぐほど記事の残り方に問題があるのが実態と考えられる。

今後、本史料を分析するに際しては、以上の問題点を明確に認識しつつ、たとえば本稿の第五章で試行したような各種の新しいアプローチを積極的に進めていく必要がある。

なお現状では史料（現物）の十分な調査が実施できていないので、本稿では九条家本（第四章注9）・高松宮本（第四章注7）・「万寿四年記」（第五章注12）などを除き、体系的には取り上げなかったが、今後の関連研究において史料現物を対象とした紙質調査は不可欠である。史料には、表面を肉眼で見ただけでは把握できない多種・多様な情報が内包されている。そうした情報までを総体的に検討することで、研究のレベルは飛躍的に向上する可能性が想定される（渡辺二〇一三A・同二〇一七A・同二〇一七Bほか）。本稿を締めくくるに当たって、自戒を込めて付言しておきたい。

〔参考文献〕(五十音順)

- 穂田定樹「御堂関白記、小右記の敬語・敬語表現(その十四)」(『岡山大学教育学部研究集録』六八、一九八五年)
- 穂田定樹『古記録資料の敬語の研究』(清文堂出版、二〇〇八年)
- 荒井秀規「評家と白鳳寺院」(佐藤信編『古代東国の地方官衙と寺院』山川出版社、二〇一七年)
- 荒木浩「源隆国の才と説話集作者の資質をめぐる検証—研究史再考をかねて—」(倉本一宏編『説話研究を拓く—説話文学と歴史史料の間に—』思文閣出版、二〇一九年)
- 安藤重和「大納言の君・小少将の君をめぐる」(『中古文学』六三、一九九九年)
- 飯倉晴武「左経記」(『日本史小百科古記録』東京堂出版、一九九八年)
- 家永三郎「法成寺の創建に関する文献」(『上代仏教思想史研究新訂版』法蔵館、一九六六年、初出一九三九年)
- 石田実洋「九条本『官奏抄』の基礎的考察」(田島公編『禁裏公家文庫研究二』思文閣出版、二〇〇六年)
- 石田実洋「洞院家旧蔵の部類記と洞院公定」(吉岡眞之ほか編『禁裏本と古典学』塙書房、二〇〇九年)
- 石田実洋「解題(除目抄)」(『内閣文庫所蔵史籍叢刊〈古代中世篇〉四』汲古書院、二〇一二年)
- 石田実洋「『左経記』の古写本について」(小口雅史編『古代東アジア史料論』同成社、二〇二〇年)
- 稲本紀昭「齋宮寮とその経済」(『三重大学教育学部研究紀要』二九—三、一九七八年)
- 今江広道「『小右記』古写本成立私考」(岩橋小弥太博士頌寿記念会編『日本史籍論集上』吉川弘文館、一九九九年)
- 上島享「受領の活動と国内宗教秩序の形成」(『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、二〇一〇年、初出二〇〇一年ほか)
- 上杉充彦「佐々木氏系図」(『群書解題一』続群書類従完成会、一九六二年)
- 宇都宮啓吾「十二世紀における義天版の書写とその伝持について—訓点資料を手懸りとした諸宗交流を中心に—」(『南都仏教』八一、二〇〇二年)
- 上横手雅敬「守護佐々木氏」(『新修大津市史二 中世』大津市役所、一九七九年)
- 上横手雅敬「近江守護佐々木氏」(『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年、初出一九七九年)
- 榎村寛之「齋宮の女官について」(『伊勢齋宮の祭祀と制度』塙書房、二〇一〇年、初出二〇〇六年)
- 遠藤珠紀「尊経閣文庫所蔵『局中宝』解説」(『尊経閣善本影印集成 局中宝』八木書店、二〇一二年)
- 遠藤好英「平安時代の記録語の文体史的研究」(おうふう、二〇〇六年)
- 大島幸雄「藤原教通の儀式観—藤原公任との関係を中心に—」(『史聚』二〇、一九八五年)
- 大島幸雄「藤原教通の儀式観—所謂二条関白御説について—」(『史聚』二一・二四、一九八六・八九年)
- 大島幸雄「私日記の起筆」(『平安後期散逸日記の研究』岩田書院、二〇一六年、初出一九九七年)
- 太田博太郎「類聚雜要抄の作者について」(『日本建築学会研究報告』三三、一九五五年)
- 大屋徳城「解説」(『影印高山寺本新編諸宗教蔵総録』便利堂、一九三六年)
- 大屋徳城「寧楽仏教と高麗朝の仏教」(『仏教史の諸問題』国書刊行会、一九八八年、初出一九三九年)
- 岡田精司「古代豪族佐々木山君」(『蒲生野』二、一九六九年)
- 岡野浩二「源経頼の仏教信仰に関する一考察—源信浄土教との関係を中心に—」(『駒沢大学史学論集』一六、一九八六年)
- 奥田久輝「藤原忠教とその系譜—撰者雅経の重代—」(『新古今集作者考』和泉書院、一九九六年、初出一九八五年)
- 奥田久輝「源大納言師頼とその時代—新古今への一つの段階 万葉との出会い—」(『新古今集作者考』和泉書院、一九九六年、初出一九九一年)
- 小倉慈司「祈雨日記」とその増修過程」(『書陵部紀要』五一、二〇〇〇年)
- 小倉慈司「解題(飾抄)」(『内閣文庫所蔵史籍叢刊〈古代中世篇〉五』汲古書院、二〇一三年)
- 小山登久「平安時代公家日記の国語学的研究」(おうふう、一九九六年)
- 笠井昌昭「関寺靈牛譚について」(『文化史学』三五、一九七九年)
- 加藤友康「平安貴族による日記利用の諸形態」(倉本一宏編『日記・古記録の世界』

- 思文閣出版、二〇一五年)
- 加藤友康「古記録の筆録と書写・部類・流布―『小右記』書写本を中心に―」(『格・式研究を踏まえた日本古代社会像の再構築』『古代の百科全書』『延喜式』の多分野協働研究)講演会記録集(人間文化研究機構広領域連携型基幹研究プロジェクト「異分野融合による「総合書物学」の構築」歴博ユニツト、二〇二二年)
- 加藤友康「『小右記』と説話・言談とのあいだ―『小右記』の流布状況を手がかりに―」(倉本一宏ほか編『小右記』と王朝時代)吉川弘文館、二〇二三年)
- 川合康「中世武士の移動の諸相―院政期武士社会のネットワークをめぐる―」(『院政期武士社会と鎌倉幕府』吉川弘文館、二〇一九年、初出二〇〇七年)
- 河北騰「栄花物語と左経記との関連」(『歴史物語論考』笠間書院、一九八六年、初出一九八五年)
- 河北騰「左経記と栄花物語」(『歴史物語と古記録』おうふう、一九九八年、初出一九九三年)
- 川端善明「『古事談』解説」(『新日本古典文学大系 古事談・続古事談』岩波書店、二〇〇五年)
- 川本重雄「『類聚雑要抄』と『類聚雑要抄指図卷』」(川本重雄ほか編『類聚雑要抄指図卷』中央公論美術出版、一九九八年)
- 神田茂「左経記治安元年の記に就いて」(『日本の天文気象史料』あしびき書房、一九四七年、初出一九四〇年)
- 木本好信「『時範記』と平時範」(『平安朝日記と逸文の研究』桜楓社、一九八七年、初出一九八五年)
- 楠瀬勝「知行年紀制の発生に関する考察」(赤松俊秀教授退官記念事業会編『国史論集』同会、一九七二年)
- 宮内庁書陵部「部類記」(『図書寮典籍解題 続歴史篇』同部、一九五一年)
- 倉本一宏「『御堂関白記』古写本の書写」(『御堂関白記の研究』思文閣出版、二〇一八年)
- 倉本一宏「『小右記』について」(同ほか編『小右記』と王朝時代)吉川弘文館、二〇二三年)
- 栗木睦「『九曆抄』『九条殿記部類』成立考―編者藤原行成説の提唱―」(『古文書研究』五四、二〇〇一年)
- 黒須友里江「佐藤道生氏所蔵『左経記』断簡」(『古文書研究』九三、二〇二二年)
- 黒須友里江「『左経記』諸写本に関する基礎的検討」(『東京大学史料編纂所研究紀要』三三、二〇二三年)
- 小森正明「葉室定嗣小伝」(『書陵部紀要』七三、二〇二二年)
- 近藤好和「左経記」(『日本「日記」総覧』新人物往来社、一九九四年)
- 近藤好和「『飾抄』(中院通方)―風流の装束故実の集大成―」(松蘭斎ほか編『中日日記の世界』ミネルヴァ書房、二〇一七年)
- 齋木一馬「国語史料としての古記録の研究―記録語の例解―」(『古記録の研究上』吉川弘文館、一九八九年、初出一九六八年)
- 齋木一馬「『諸家名記』考」(『古記録の研究上』吉川弘文館、一九八九年、初出一九六九年)
- 齋木一馬「記録語の例解―国語事典未採録の用字・用語―」(『古記録の研究上』吉川弘文館、一九八九年、初出一九七〇年)
- 佐伯有清「佐々貴山君」(『新撰姓氏録の研究 考証篇』吉川弘文館、一九八一年)
- 佐々木恵介「撰開期の政始について」(『日本古代の官司と政務』吉川弘文館、二〇一八年、初出二〇〇〇年)
- 佐々木恵介「受領群像」(『受領と地方社会』山川出版社、二〇〇四年)
- 佐々木哲「四位中将成頼」(『佐々木六角氏の系譜―系譜学の試み―』思文閣出版、二〇〇六年)
- 佐々木令信「平安時代寺名索引―『小右記』『権記』『御堂関白記』『左経記』―」(『大谷大学研究年報』三八、一九八六年)
- 佐々木令信ほか「平安時代古記録の研究」(『大谷大学真宗総合研究所研究紀要』二四、二〇〇七年)
- 佐多芳彦「『類聚雑要抄』―前期院政「儀式の時代」―」(松蘭斎ほか編『中世日記の世界』ミネルヴァ書房、二〇一七年)
- 佐藤全敏「宇多天皇の文体」(倉本一宏編『日記・古記録の世界』思文閣出版、二〇一五年)
- 鹿内浩胤「伏見宮家本『東宮御元服部類記』について」(『日本古代典籍史料の研究』思文閣出版、二〇一一年、初出二〇〇八年)
- 柴田博子「『親信卿記』と平親信」(佐藤宗諄先生退官記念論文集刊行会編『親信卿記』の研究』思文閣出版、二〇〇五年)

- 清水潔「編者源経頼の研究」(『類聚符宣抄の研究』国書刊行会、一九八二年、初出一九八一年A)
- 清水潔「左経記(経頼記)逸文拾遺」(『類聚符宣抄の研究』国書刊行会、一九八二年、初出一九八一年B)
- 清水潔「『小右記』『権記』『左経記』書名索引稿」(『国書逸文研究』一五、一九八五年)
- 清水潔「左経記」(『日本歴史「古記録」総覧 古代・中世篇』新人物往来社、一九九〇年)
- 清水教子「公卿日記に見られる副詞」(『平安後期公卿日記の日本語学的研究』翰林書房、二〇〇五年、初出一九七九年ほか)
- 杉本理「京都国立博物館所蔵『春記』紙背聖教と醍醐寺勝賢」(『年報中世史研究』三四、二〇〇九年)
- 高田義人「宮内庁書陵部所蔵九条本部類記引用記録編年集成(稿)」(加藤友康編『画像史料解析による前近代日本の儀式構造の空間構成と時間的遷移に関する研究』東京大学史料編纂所、二〇〇八年)
- 高田義人「解題(御脱履記)」(『内閣文庫所蔵史籍叢刊〈古代中世篇〉』五)汲古書院、二〇一三年)
- 高野知恵子「小式部(内侍・他二人)について」(『学苑』一四、一九五二年)
- 高橋秀樹「古記録の機能」(『古記録入門』東京堂出版、二〇〇五年)
- 詫間直樹「伏見宮本『御産部類記』について」(田島公編『禁裏・公家文庫研究一』思文閣出版、二〇〇三年)
- 田島公「源有仁編の儀式書の伝来とその意義―「花園説」の系譜―」(『史林』七三―三、一九九〇年)
- 田島公「典籍の伝来と文庫―古代・中世の天皇家ゆかりの文庫・宝蔵を中心に―」(石上英一編『日本の時代史三〇』吉川弘文館、二〇〇四年)
- 田島公「公卿学系譜」の研究―平安・鎌倉期の公家社会における朝議作法・秘事口伝・故実の成立と相承―」(『禁裏・公家文庫研究三』思文閣出版、二〇〇九年)
- 田島公「除秘鈔」(同ほか編『明治大学図書館所蔵三条西家本除目書』八木書店、二〇二二年)
- 高橋昌明「平安末・内乱期の佐々木氏」(『八日市市史 二中世』八日市市、一九八三年)
- 竹居明男「近江関寺と藤原道長」(『日本古代仏教の文化史』吉川弘文館、一九九八年、初出一九九一年)
- 玉村竹二「日本人名の通字について」(『日本禅宗史論集』思文閣、一九七六年、初出一九六六年)
- 角田文衛「紫式部の本名」(『紫式部伝―その生涯と『源氏物語』―』法蔵館、二〇〇七年、初出一九六六年)
- 角田文衛「内裏女房の地位と候名」(『日本の女性名』教育社、一九八〇年)
- 所京子「平安時代の斎宮女官」(『斎王和歌文学の史的研究』国書刊行会、一九八九年、初出一九七八年)
- 所京子「『中右記部類』斎宮守子の群行発遣記録」(『斎王の歴史と文学』国書刊行会、二〇〇〇年、初出一九九九年)
- 長野嘗一「続「宇治大納言をめぐる」」(『説話文学論考』笠間書院、一九八〇年、初出一九四三年)
- 中丸貴史「二つの本文―永保三年―応徳二年―」(『後二条師通記』論―平安朝〈古記録〉というテキスト―』和泉書院、二〇一九年、初出二〇〇七年)
- 中丸貴史「二つの本文―寛治五年―」(『後二条師通記』論―平安朝〈古記録〉というテキスト―』和泉書院、二〇一九年、初出二〇一〇年)
- 中本和「初雪見参と大雪見参」(『古代文化』六六―二、二〇一四年)
- 中山緑朗「『実隆公記』の語彙―感情表現を中心に―」(『日本語史の探訪―記録語・古辞書・文法・文体―』おうふう、二〇一六年、初出一九八九年)
- 中山緑朗「平安・鎌倉時代古記録の語彙」(東苑社、一九九五年)
- 名和修「『御堂関白記』古写本の書写態度」(倉本一宏編『日記・古記録の世界』思文閣出版、二〇一五年)
- 西山虎之助「佐々木荘と宇多源氏との関係」(『莊園史の研究 下二』岩波書店、一九五六年、初出一九三一年)
- 野口実「流人の周辺―源頼朝挙兵再考―」(『中世東国武士団の研究』高科書店、一九九四年、初出一九八九年)
- 萩谷朴「紫式部日記全注釈上」(角川書店、一九七一年)
- 服部敏良「癌」(『医学』近藤出版社、一九八五年)
- 林紀昭「後世の典籍にみえる『令集解』」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治

- 社会史研究 中」塙書房、一九八四年)
- 林博通「近江国妙法寺・最勝寺について」(『滋賀考古学論叢』一、一九八一年)
- 平岡定海「鎌倉時代に於ける寺院の成立と構造」(『日本寺院史の研究 中世・近世編』吉川弘文館、一九八八年、初出一九八八年)
- 平林盛得「関寺牛仏の出現と説話・縁起・日記」(『聖と説話の史的研究』吉川弘文館、一九八一年、初出一九七〇年)
- 平林盛得「伏見宮家旧蔵部類記と西園寺公衡」(『書陵部紀要』四三、一九九二年)
- 服藤早苗「撰関期における受領と家の家族形態―三河守源経の場合―」(『家成立史の研究』校倉書房、一九九一年、初出一九八五年)
- 藤井貞文「類聚雑例」(『群書解題八』統群書類従完成会、一九六一年)
- 藤田経世「諸寺供養類記解題」(『校刊美術史料 寺院篇 中』中央公論美術出版、一九七五年)
- 船城梓「『続古事談』卷二第三十五話の周辺―源経頼を中心に―」(『説話』二二、二〇一四年)
- 星野恒「歴史記録考」(『史学叢説一』富山房、一九〇九年)
- 細谷勘資「源師頼とその儀式書―逸書・逸文の検討―」(『中世宮廷儀式書成立史の研究』勉誠出版、二〇〇七年、初出一九九六年)
- 細谷勘資「源師頼と『土御門流説』の形成」(『中世宮廷儀式書成立史の研究』勉誠出版、二〇〇七年、初出一九九七年)
- 堀畑正臣「『御堂関白記』(古写本)に於ける文章改変態度について―「大殿」と「某」の改変態度の差異について―」(『尚綱大学研究紀要』一一、一九八八年)
- 堀畑正臣「御堂関白記(古写本)に於ける文章改変の実態上」(『尚綱大学研究紀要』一二、一九八九年)
- 堀畑正臣「『小右記』の文飾―用語・用字 語法からみた個性的文体について―」(『古記録資料の国語学的研究』清文堂、二〇〇七年、初出一九九一年)
- 堀畑正臣「『兵範記』覚書」(『院政・鎌倉期古記録に於ける記録語・記録語法の研究』科学研究費成果報告書、二〇〇三年)
- 堀畑正臣「古記録資料の国語学的研究」(清文堂、二〇〇七年)
- 真木隆行「中世東寺長者の成立―真言宗僧団の構造転換―」(『ヒストリア』一七四、二〇〇一年)
- 増田繁夫「紫式部の同僚女房たちとの生活」(『評伝 紫式部―世俗執着と出家願望―』和泉書院、二〇一四年)
- 増山賢俊「景雅について」(『大正大学総合仏教研究所年報』三五、二〇一三年)
- 松蘭斎「家記の構造」(『日記の家』吉川弘文館、一九九七年、初出一九八五年)
- 松蘭斎「藤原定家と王朝日記」(『王朝日記論』法政大学出版社、二〇〇六年、初出一九九六年)
- 松蘭斎「守覚法親王と日記―中世前期の寺家の日記の理解のために―」(阿部泰郎・山崎誠編『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究』勉誠社、一九九八年)
- 松蘭斎「王朝日記の展開―王朝日記の第二段階―」(『王朝日記論』法政大学出版社、二〇〇六年、初出一九九九年)
- 三橋正「『小右記』と『左経記』の記載方法と保存形態―古記録文化の確立―」(『古記録文化論』武蔵野書院、二〇一五年、初出同年)
- 峰岸明「古文書・古記録の文章表記」(『平安時代古記録の国語学的研究』東京大学出版会、一九八六年、初出一九七二年ほか)
- 峰岸明「平安時代記録資料における代名詞とその漢字表記(一)―九条本「貞信公記抄」の場合―」(『王朝文学』一八、一九七三年)
- 峰岸明「古記録の文体」(『平安時代古記録の国語学的研究』東京大学出版会、一九八六年、初出一九七四年ほか)
- 峰岸明「平安時代記録文献文体試論」(『平安時代古記録の国語学的研究』東京大学出版会、一九八六年、初出一九七四年)
- 峰岸明「変体漢文の文体」(『変体漢文』(東京堂出版、一九八六年)
- 峰岸明ほか「新編諸宗教蔵総録について」(高山寺典籍文書総合調査団編『高山寺古典籍纂集』東京大学出版会、一九八八年A)
- 峰岸明ほか「高山寺蔵『新編諸宗教蔵総録』紙背古記録断簡について」(高山寺典籍文書総合調査団編『高山寺古典籍纂集』東京大学出版会、一九八八年B)
- 村上泰教「寛有作『顕密立教差別記』について―『春記』との関わりをめぐって―」(『密教学研究』四〇、二〇〇八年)
- 目崎徳衛「宇治大納言源隆国について」(『貴族社会と古典文化』吉川弘文館、一九九五年、初出一九七九年)
- 元木泰雄「大殿忠実」(『藤原忠実』吉川弘文館、二〇〇〇年)

- 桃裕行「小右記諸本の研究」(『古記録の研究上』思文閣出版、一九八八年、初出一九七一年)
- 桃裕行「『北山抄』と『清慎公記』」(『古記録の研究上』思文閣出版、一九八八年、初出一九七四年)
- 安田政彦「『権記』記載の出家・死去記事」(『帝塚山学院大学研究論集 文学部』三八、二〇〇三年)
- 柳原恵津子「『後二条師通記』冒頭部の使用語彙—本記と別記の比較という観点から—」(『日本語学論集』三、二〇〇七年)
- 柳原恵津子「『後二条師通記』冒頭三カ年分の「本記」と「別記」について」(月本雅幸編『古典語研究の焦点』武蔵野書院、二〇一〇年)
- 山内益次郎「『宰相老』源師頼」(『今鏡の周辺』和泉書院、一九九三年、初出一九八八年)
- 山中敏史「地方官衙と周辺寺院をめぐる諸問題—氏寺論の再検討—」(奈良文化財研究所編『地方官衙と寺院—郡衙周辺寺院を中心として—』同所、二〇〇五年)
- 山中敏史「郡衙の機能と構造」(『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、一九九四年)
- 山中裕「『栄花物語』と撰関政治—特に後宮を中心として—」(『栄花物語・大鏡の研究』思文閣出版、二〇一二年、初出一九七七年)
- 山本真吾「十一世紀における僧侶による表白文の作成—大御室性信時代の平教阿闍梨と清延僧都—」(『平安鎌倉時代に於ける表白・願文の文体の研究』汲古書院、二〇〇六年、初出一九九五年)
- 山本信吉「『親信卿記』の研究」(『撰関政治史論考』吉川弘文館、二〇〇三年、一九六九年)
- 山本信吉「解説 平記」(陽明文庫編『平記・大府記・永昌記・愚昧記』同朋舎、一九八八年)
- 横内裕人「高麗統藏経と中世日本」(『日本中世の仏教と東アジア』塙書房、二〇〇八年、初出二〇〇二年)
- 吉川真司「左経記」(山中裕編『古記録と日記上』思文閣出版、一九九三年)
- 渡辺滋「日本古代行政機構の展開過程—地方官衙における「所」を例として—」(吉村武彦編『律令制国家と古代社会』塙書房、二〇〇五年)
- 渡辺滋「国立歴史民俗博物館所蔵の古代史料に関する書誌的検討」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一五三、二〇〇九年)
- 渡辺滋「史料現物を見るとき—古・中世史料の調査の現場から—」(『歴史博』一七八、二〇一三年A)
- 渡辺滋「冷泉朝における藤原実頼の立場—『清慎公記』逸文を中心に—」(『日本歴史』七八七、二〇一三年B)
- 渡辺滋「官符」(『日本古代文書研究』思文閣出版、二〇一四年)
- 渡辺滋「中世公家の「家学」の継承—九条家から一条家へ—」(福島金治編『学芸と文芸』竹林舎、二〇一六年)
- 渡辺滋「平安期の古文書研究における現物調査の意義—栄山寺文書を素材として—」(湯山賢一編『古文書料紙論叢』勉誠出版、二〇一七年A)
- 渡辺滋「熱田本『日本書紀』の料紙」(熱田神宮編『熱田本日本書紀』八木書店、二〇一七年B)
- 渡辺滋「国司と地方社会の関わり」(戸川点編『平安時代とはどんな時代か』小径社、二〇一三年A)
- 渡辺滋「中央政府による地方支配と国司制度」(戸川点編『平安時代とはどんな時代か』小径社、二〇一三年B)
- 渡辺滋「国司の下向と家族」(『万葉集研究 四三』塙書房、二〇一四年)

『左経記』の史料性について —源経頼の履歴から史料の伝来までを含めて—

渡 辺 滋

源経頼（985～1039）の日記『左経記』は、彼の実務官僚としての役割の大きさから、平安中期における貴重な史料として注目されてきた。しかし、古写本が少ないことに加え、現行の活字本には問題が多いこともあって、研究が十分に進まない状況がある。

そこで本論文では、経頼が死去して以降、『左経記』がどのように伝来したかに関する分析から始め、現存する主要古写本の性格の検討や、逸文の蒐集などの作業を行うことで、この史料の生成から現状までの諸過程を総体的に解明した。

キーワード：源経頼・左経記・古記録・史料の伝来・古写本

Regarding the historical material nature of "Sakeiki" : from the history of Minamoto no Tsuneyori to the transmission of historical materials

WATANABE Shigeru

The "Sakeiki," the diary of Minamoto no Tsuneyori (985-1039), has attracted attention as a valuable historical document in the mid-Heian period due to his significant role as a practical bureaucrat. However, due to the scarcity of ancient manuscripts and the many problems with the current printed editions, research on this work has not progressed sufficiently.

In this paper, we begin with an analysis of how the "Sakeiki" was transmitted after the death of Kyorai, and then examine the characteristics of the major existing manuscripts and collect anecdotes to comprehensively elucidate the various processes from its creation to the present state of this historical material.

Minamoto Tsuneyori · Sakeiki · Ancient records · historical records transmission · ancient manuscripts